特定検査対象に関する検査状況

＜件　　名＞　　ページ

東京電力ホールディングス株式会社が実施する原子力損害の賠償及び廃炉・汚染水・処理水対策並びにこれらに対する国の支援等の状況について ····· 469

独立行政法人福祉医療機構が福祉施設及び病院等施設の設置者等に対して貸し付けた新型コロナウイルス対応支援資金に係る貸付債権等の状況について ····· 508

政府備蓄米の売渡し等の状況について ····· 538

2　検査の結果

(9) 特定検査対象に関する検査状況

（目次は 21 ページ）

東京電力ホールディングス株式会社が実施する原子力損害の賠償及び廃炉・汚染水・処理水対策並びにこれらに対する国の支援等の状況について

1　検査の背景

(1) 福島第一原子力発電所の事故に伴う原子力損害の賠償及び廃炉・汚染水・処理水対策の概要

ア　福島第一原子力発電所事故及び原子力損害の賠償の概要

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、東京電力ホールディングス株式会社（28年3月31日以前は東京電力株式会社。以下「東京電力」という。）の福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）においては、全ての交流電源が失われ、冷却機能を喪失するという重大な事故（以下「福島第一原発事故」という。）が発生して、大量の放射性物質が放出される事態に至った。

東京電力は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号。以下「原賠法」という。）に基づき、福島第一原発事故により原子力損害を受けた者に対する賠償を実施することとなった。東京電力は、文部科学省に設置された原子力損害賠償紛争審査会（以下「原賠審」という。）が公表した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という。）等を踏まえて、賠償基準を策定して、同基準に基づいて賠償金の支払を行っている（以下、賠償基準に基づく賠償を「被災者賠償」という。）。

また、東京電力は、除染（汚染廃棄物処理を含む。以下同じ。）及び中間貯蔵施設（以下、これらを合わせて「除染等」という。）の費用について環境省等から求償を受け賠償金の支払を行っている（以下、環境省等から求償を受けた除染等の費用の賠償を「除染等に係る賠償」という。）。

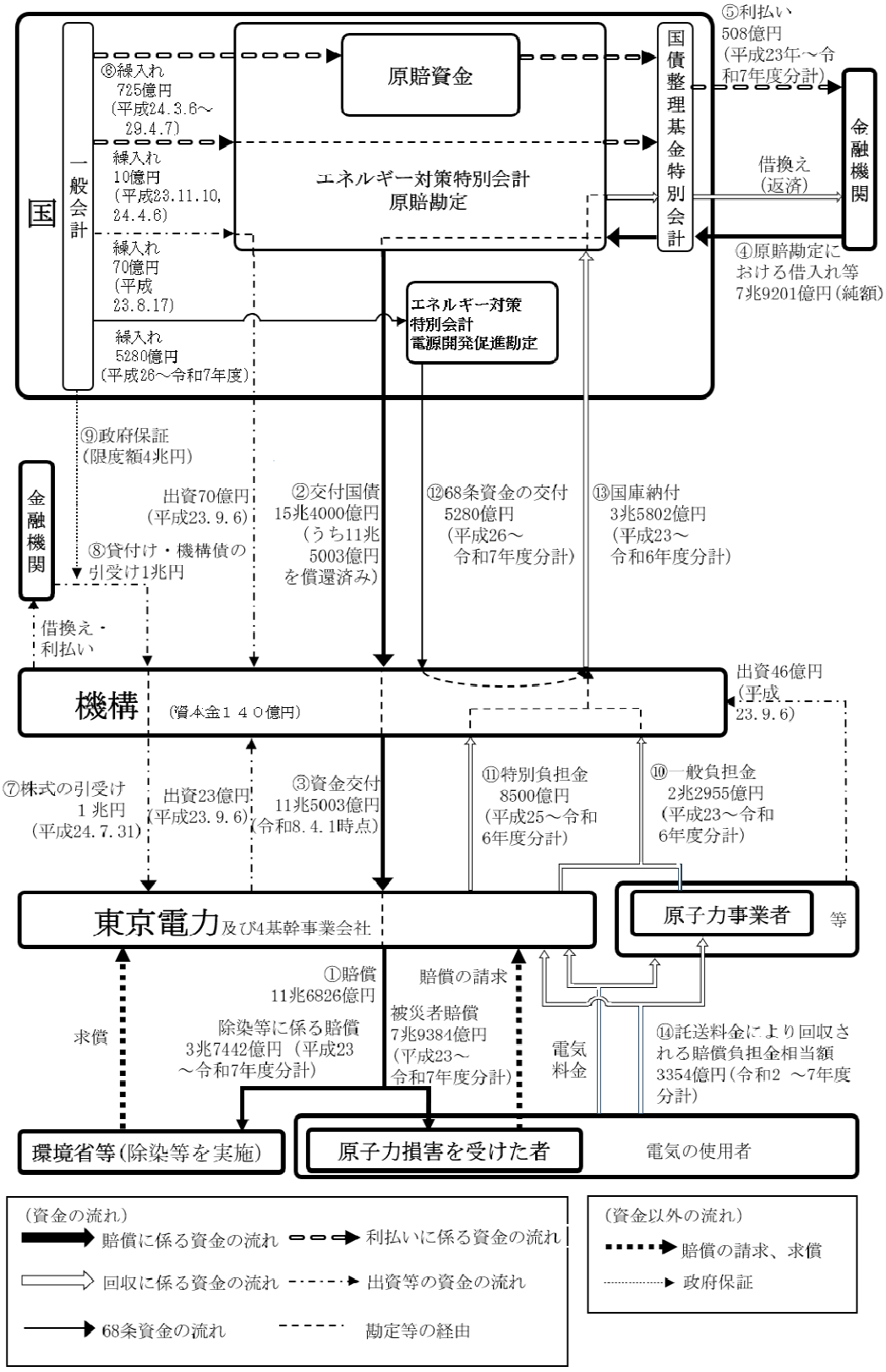
イ　原子力損害の賠償に係る国の支援等の枠組み

政府は、23年5月の関係閣僚会合において、原賠法の枠組みの下で、国民負担の極小化を図ることを基本として東京電力に対する支援を行うことを決定するとともに、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号。26年8月17日以前は原子力損害賠償支援機構法。以下「機構法」という。）に基づき、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施等の確保を図ることなどを目的として、23年9月に原子力損害賠償・廃炉等支援機構（26年8月17日以前は原子力損害賠償支援機構。以下「機構」という。）を設立した。

原子力損害の賠償に係る機構の業務のうち、資金援助は、原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金（以下「賠償資金」という。）の交付（以下「資金交付」という。）、原子力事業者が発行する株式の引受け等である。機構は、資金交付に要する費用に充てるために、国から国債の交付を受ける必要があるなどのときは、資金援助の申込みを行った原子力事業者と共同して、当該原子力事業者による損害賠償の実施等に関する計画（以下「特別事業計画」という。）を作成して、主務大臣（内閣総理大臣及び経済産業大臣）の認定を受けなければならないこととなっている。

国から機構に交付した原子力損害賠償・廃炉等支援機構国庫債券（26年8月17日以前は原子力損害賠償支援機構国庫債券。以下「交付国債」という。）の償還が行われることにより、機構が東京電力に交付する資金について国が財政上の負担をする一方で、各原子力事業者から負担金の納付を受けた機構が、損益計算において当期純利益を生じたときは、交付国債の償還を受けた額の合計額に至るまでこれを国庫に納付することにより、国の負担した資金が実質的に回収されることとなっている。また、政府が25年12月に閣議決定した「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」によれば、賠償資金のうち中間貯蔵施設費用相当分については、国が機構に対して機構法第68条に基づく資金（以下「68条資金」という。）の交付を行うこととされている（国の機構に対する財政上の措置、東京電力に交付した資金の回収等の仕組みについては図表1参照）。

図表1　国の機構に対する財政上の措置、東京電力に交付した資金の回収等の仕組み



注（1）　特段の記載があるものを除き、令和7年度末時点の状況を記載している。
注（2）　各番号の説明は、次ページ参照

①賠償（477～480 ページ参照）

・ 東京電力は、被災者賠償及び除染等に係る賠償を実施している。

②交付国債の交付及び償還、③東京電力への資金交付（480 ページ参照）

・ 国は、賠償資金を機構を通じて東京電力に交付するために、機構に交付国債計 15 兆 4000 億円を交付している（②）。
・ 機構は、東京電力からの資金交付の要望に応じて、国に交付国債の償還請求を行い、償還された資金を賠償資金として東京電力に交付している（③）。

④原賠勘定における借入れ等、⑤原賠資金による利払い、⑥一般会計からの繰入れ（480、481 ページ参照）

・ 国は、交付国債の償還に当たり、エネルギー対策特別会計の原子力損害賠償支援勘定（以下「原賠勘定」という。）が負担する借入金の借入れ等を行っており、財務省理財局が入札を実施して、短期の借入れを行うことなどにより金融機関から資金を調達している（④）。
・ 国は、上記の借入れ等に係る利払費用を支払っており（⑤）、これに充てるために、原賠勘定に、一般会計からの繰入金を原資として原子力損害賠償支援資金（以下「原賠資金」という。）を設置している（⑥）。

⑦⑧東京電力が発行する株式の引受け等、⑨政府保証

・ 機構は、平成 24 年度に東京電力が発行する株式を払込金額総額 1 兆円で引き受けている（⑦）。
・ 機構は、株式の引受けに当たって金融機関から資金を借り入れており（⑧）、25 年度以降、借換え（機構債の発行によるものを含む。）を繰り返している。
・ 政府は、機構による上記の借入れ及び借換えについて、債務の保証（政府保証）を行っている（⑨）。

⑩一般負担金（482～484 ページ参照）

- 原子炉の運転等をしている原子力事業者は、機構の事業年度ごとに、機構の業務に要する費用に充てるために、機構に対して一般負担金を納付している。
- 機構法によれば、各原子力事業者における負担金の額は、機構が運営委員会の議決を経て、各原子力事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給等に係る事業の円滑な運営に支障を来すなどのおそれのないものとして定める一般負担金年度総額に、機構が運営委員会の議決を経て定める割合を乗じて得た額とされている。
- 令和 2 年度からは、賠償負担金に相当する額（⑭参照）が上乗せされている。

⑪特別負担金（482～484 ページ参照）

- 特別事業計画について主務大臣（内閣総理大臣及び経済産業大臣）の認定を受けた原子力事業者（認定事業者）である東京電力は、一般負担金の額に特別負担金の額を加算した額を機構に納付している。
- 機構法によれば、特別負担金の額は、認定事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給等に支障を生じない限度において、認定事業者に対して、できるだけ高額の負担を求めるものとして主務省令で定める基準に従って定められなければならないとされている。

⑫機構への 68 条資金の交付（481 ページ参照）

- 機構法第 68 条によれば、政府は、機構の業務を適正かつ確実に実施するために十分なものとなるように負担金の額を定めるとしたならば、電気の安定供給等に支障を来すなどして国民生活及び国民経済に重大な支障を生ずるおそれがあると認められる場合には、機構に対して必要な資金を交付することができるとされている。
- 国は、東京電力に対する資金交付の実質的な回収を原子力事業者の負担金のみで行うこととした場合には、負担金を納付する期間が著しく長期化する見通しとなったことから、上記の要件に該当するとして、賠償資金のうち中間貯蔵施設費用相当分について、エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定から機構に対して 68 条資金を交付している。

⑬国庫納付（482～484 ページ参照）

- 機構は、毎事業年度、損益計算において生じた当期純利益を国庫に納付している。
- 納付された資金は原賠勘定に帰属し、交付国債の償還請求に応ずるための借入金等に係る元本の返済に充てるなどされている。

⑭託送料金により回収される賠償負担金相当額（482～484 ページ参照）

- 福島第一原発事故前から原子力損害の賠償のために備えておくべきであった不足分（約 2.4 兆円）を、広く需要家全体の負担として、令和 2 年度以降 40 年程度にわたって、託送料金の仕組みを利用して回収することとされている。
- 原子力事業者は、賠償負担金相当額を従前の一般負担金（⑩参照）に上乗せして機構に納付している。

ウ　福島第一原発の廃炉・汚染水・処理水対策の概要

28年12月に閣議決定した「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（以下「28年閣議決定」という。）により、廃炉・汚染水・処理水対策（令和3年4月12日以前は廃炉・汚染水対策。以下同じ。）については、東京電力のグループ全体での総力を挙げた合理化等で必要な資金を確保することとされ、国は廃炉に向けて工程を適切に管理し、技術的難易度が高く国が前面に立つことが必要な研究開発を支援することなどとする方針とされている。

このため、国は、廃炉・汚染水・処理水対策に係る研究開発等に要する費用について、財政措置を講じている（別図表参照）。

また、政府は、3年4月に決定した「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」（以下、多核種除去設備等処理水を「ＡＬＰＳ処理水」といい、当該基本方針を「ＡＬＰＳ処理水に係る基本方針」という。）で定めた安全確保、理解醸成及び風評影響に係る対策を加速して実施するために、今後1年の取組や中長期的な方向性を整理する「ＡＬＰＳ処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」（以下「行動計画」という。）を同年12月に策定している。

(2) 近年の東京電力をめぐる状況

ア　第五次追補等を踏まえた追加賠償

原賠審は、4年12月に、集団訴訟の確定判決等において認定された精神的損害に対する慰謝料の考え方や金額を踏まえて、過酷避難状況による精神的損害、生活基盤の喪失・変容による精神的損害、相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害、自主的避難等に係る損害等に関して、新たに賠償の対象に加える損害の範囲を示すとともに、精神的損害の増額事由を示すなどした中間指針の第五次追補（以下「第五次追補」という。）を策定した。東京電力は、第五次追補等を踏まえて、賠償基準を追加し、5年4月から、追加分の賠償の受付を開始している（以下、被災者賠償のうち、第五次追補等を踏まえて追加された賠償を「追加賠償」という。）。

イ　ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴うＡＬＰＳ賠償

政府は、ＡＬＰＳ処理水に係る基本方針において、東京電力に対して、福島第一原発における廃炉・汚染水・処理水対策を安全かつ着実に進めていくために、各種法令等を厳格に遵守するとともに、風評影響を最大限抑制する対応を徹底することを前提にＡＬＰＳ処理水の海洋放出を行うこと、また、最大限の対策を講じてもなお風評被害が発生した場合には賠償により機動的に対応することを求めている。政府は、行動計画を策定し、万全の対策を講ずるなどした上で5年8月22日の関係閣僚会議においてＡＬＰＳ処理水の海洋放出を決定し、これを受けて東京電力は海洋放出を同月24日に開始した。政府は、6年3月に変更決定した「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（以下「復興の基本方針」という。）において、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出は長期間にわたることが見込まれるものであり、東京電力に緊張感を持った対応を求めていくとともに、被害が生じた場合には適切に賠償を行うことを指導していくとしている。

東京電力は、ＡＬＰＳ処理水に係る基本方針を踏まえ、賠償金を支払うために必要な風評被害の確認方法及び損害額の算定方法について取りまとめた「福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の放出に伴い風評被害が発生した場合の賠償基準について」（以下「ＡＬＰＳ賠償基準」という。）を4年12月に公表している。また、東京電力は、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う一部の国・地域による輸入規制措置を受けて、輸出に係る被害が発生した場合の賠償の考え方を示した「ＡＬＰＳ処理水放出に伴う外国政府の輸入停止措置等による損害に係る賠償内容について」（以下、ＡＬＰＳ賠償基準と合わせて「ＡＬＰＳ賠償基準等」という。）を5年11月に公表しており、これらに基づいて、5年8月のＡＬＰＳ処理水の海洋放出開始以降、輸入規制措置等による損害に対する賠償金の支払を行っている（以下、被災者賠償のうち、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う輸入規制措置等による損害に対する賠償を「ＡＬＰＳ賠償」という。）。

ウ　交付国債の発行限度額の引上げ

政府は、28年閣議決定において、被災者・被災企業への賠償及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号。以下「除染特措法」という。）に基づく除染等事業に係る費用見込みを踏まえ、東京電力への資金援助に必要な交付国債の発行限度額の引上げを決定した。また、その費用見込みは被災者への賠償及び除染等事業の進捗等を踏まえ、適時に見直すこととされており、内閣府に設置された原子力災害対策本部が5年12月に決定した「福島復興の加速のための迅速かつ着実な賠償等の実施に向けて」（以下「5年本部決定」という。）において、「被災者・被災企業への追加的な賠償」「ＡＬＰＳ処理水の海洋放出開始に伴って発生した損害に対する賠償」「追加的に必要となった除染等事業によって発生した除去土壌等の中間貯蔵施設事業等の実施」に伴う費用の増加が見込まれた。その結果、交付国債の発行により対応すべき費用として、図表2のとおり、被災者賠償費用が約9.2兆円、除染特措法に基づく除染費用が約4.0兆円、中間貯蔵施設費用が約2.2兆円と見込まれることを踏まえ、6年度予算において、機構に交付する交付国債の発行限度額が、それまでの13.5兆円から15.4兆円に引き上げられた。上記費用の見込みは、交付国債発行限度額の算定のためのものであり、被災者への賠償及び除染等事業の進捗等を踏まえて、適時に見直しを行うこととなっている。なお、政府は、引上げ前の13.5兆円に係る被災者賠償費用7.9兆円については負担者別の内訳を示していたが、引上げ後の15.4兆円に係る被災者賠償費用9.2兆円については、原子力事業者の収支の状況等も考慮しつつ毎年度決定するものであり、東京電力、大手電力会社及び新電力の正確な負担割合を示すことが困難であるとして、5年本部決定等において負担者別の内訳を明示していない。

また、28年閣議決定において、交付国債の償還費用のうち除染費用相当分は、機構が保有する東京電力株式を売却した際に得られると見込まれる利益（以下「東京電力株式の売却益」という。）の国庫納付により回収を図ることとなっているが、売却益に余剰が生じた場合は中間貯蔵施設費用相当分の回収に用い、不足が生じた場合は国が原子力事業者に納付させる負担金の円滑な返済の在り方について検討することとなっている。

図表2　交付国債の発行により対応すべき費用の見込み等

<table>
<tr><th colspan="2">項　目</th><th>被災者賠償費用</th><th>除染費用</th><th>中間貯蔵施設費用</th><th>計</th></tr>
<tr><td colspan="2">交付国債の発行により対応すべき費用の見込み</td><td>9.2兆円</td><td>4.0兆円
注(1)</td><td>2.2兆円</td><td>15.4兆円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">負担者別の内訳</td><td>東京電力</td><td rowspan="3">注(3)</td><td>4.0兆円</td><td>－</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>他の原子力事業者</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>新電力 注(2)</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>国</td><td>－</td><td>（株式売却益）</td><td>2.2兆円</td></tr>
</table>

注（1）　除染費用の見込額約4.2兆円から、福島第一原発事故前に国と締結していた損害賠償補償契約に基づき東京電力に支払われた補償金約0.2兆円（補償金計1889億余円に相当）による充当分を除いた金額である。
注（2）　平成28年4月1日の電力小売全面自由化により新規参入した小売電気事業者
注（3）　被災者賠償費用の負担者別の内訳については明示されていない。

エ　燃料デブリの試験的取り出し

政府は、「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を平成23年12月に決定して、継続的な見直しを行いつつ、廃止措置等に向けた取組を進めている。令和元年12月に改訂された改訂第5版（以下「中長期ロードマップ」という。）では、2号機の溶融した燃料等が再固化した燃料デブリ取り出し開始から2031年（令和13年）末までを一つの期間として設定し、廃炉作業の進捗管理を明確化するとの観点から、廃炉工程の進捗状況を分かりやすく示す主要な目標工程が定められている。東京電力は、3回の開始時期の延期を経て、6年9月に試験的取り出しを開始して、同年11月及び7年4月に燃料デブリを採取している。

オ　第五次総合特別事業計画の認定等

機構は、機構法に基づき、東京電力と共同して特別事業計画を作成している。特別事業計画には、東京電力が損害を賠償する責任を負うべき額（以下「要賠償額」という。）の見通し、事業及び収支に関する中期的な計画、交付を希望する国債の額等について記載することとなっていて、7年3月には、追加賠償等により、東京電力に対する資金援助額が交付国債の発行限度額である13.5兆円を超過する場合に備え、迅速かつ適切な賠償に万全を期す観点から、要賠償額の見通しを変更するとともに、1.9兆円の新規交付国債の交付（これまで交付を受けた分と合わせて累計15.4兆円）を主な内容とする第四次総合特別事業計画（以下「四次総特」という。）の変更認定が行われた。

一方、機構においては、政府の6年度予算における交付国債の発行限度額の引上げに先立ち、四次総特等で東京電力が掲げた取組の検証及び評価を行い、5年12月に、「東京電力による経営改革の取組等の検証・評価結果」（以下「経営改革の検証・評価結果」という。）を公表し、この内容を次期特別事業計画に反映して、着実に実行することを東京電力に要請している。

この要請を踏まえるなどして、東京電力は、これまでの累次の特別事業計画をはじめとする経営改革に当たっての基本的な考え方を維持し、福島第一原発の廃炉の進捗、ＧＸ・ＤＸ及びエネルギー安全保障への要請の高まり、財務状況の悪化等の東京電力を取り巻く新たな環境変化に対して、あらゆる選択肢を検討し重点課題に対応していくという基本方針の下、8年1月、第五次総合特別事業計画（以下「五次総特」という。）を作成し、主務大臣（内閣総理大臣及び経済産業大臣）の認定を受けた。

カ　柏崎刈羽原子力発電所の再稼働

東京電力の柏崎刈羽原子力発電所（以下「柏崎刈羽原発」という。）は1号機から7号機までの発電設備で構成されているが、福島第一原発事故後の平成24年3月に6号機が定期検査により停止して以降、25年7月に原子力規制委員会が策定した新規制基準に対する適合性審査等を理由として全号機が停止していた。

同年9月、東京電力では、6、7号機について、他の号機に先行して再稼働のために必要な申

請を原子力規制委員会に対して行った。原子力規制委員会は、審査を行った結果、7号機については令和2年10月までに、6号機については7年2月までに、それぞれ上記の申請に対して認可等している。

しかし、7号機については、特定重大事故等対処施設(注1)が設置期限である7年10月までには完成しないことなどから、同機の再稼働を見送った上で、6号機を先行して再稼働させることとせざるを得なくなった。6号機については、8年1月に原子炉の起動操作を開始したものの、いくつかの不具合が発生したことから、原因の究明と不具合の解消が行われた後、4月16日に営業運転を再開している。

（注1）　特定重大事故等対処施設　　発電所への意図的な航空機衝突等による大規模な損壊で広範囲に設備が使えない事態において、原子炉格納容器の破損を防止するために必要な原子炉圧力容器の減圧・注水機能及び原子炉格納容器の減圧・冷却機能等を備えた施設

2　検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、平成24年8月、参議院から、国会法（昭和22年法律第79号）第105条の規定に基づき、東京電力株式会社に係る原子力損害賠償に関する国の支援等の実施状況について会計検査を行い、その結果を報告することを求める要請を受けて、25年10月、27年3月及び30年3月の3回、会計検査院長から参議院議長に対して報告している。

また、令和3年4月にＡＬＰＳ処理水に係る基本方針が決定され、同年8月には四次総特が認定されたことなどから、新たに会計検査を行い、その結果を令和3年度決算検査報告に特定検査対象に関する検査状況として掲記している（以下、令和3年度決算検査報告に掲記した特定検査対象に関する検査状況を「3年度報告」という。）。

その後、東京電力においては、5年8月にＡＬＰＳ処理水の海洋放出を開始するなど、取り巻く事業環境の変化に対応していく必要がある中、賠償及び廃炉を着実に進めつつ、必要な資金を安定的、計画的に拠出し続けるための利益創出の実現に向けて、企業価値の向上を図ることなどが引き続き求められており、これらに対応するための内容を含む五次総特が8年1月に認定されている。また、国においては、新たにＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う風評対策を講ずるなど、廃炉・汚染水・処理水対策の実施への支援は多額に及んでいる。

そこで、本院は、合規性、経済性、効率性、有効性、国民への説明責任の向上(注2)等の観点から、次のような点に着眼して検査を実施した。

（注2）　会計検査院法における「その他会計検査上必要な観点」に位置付けられるものである。

ア　追加賠償、ＡＬＰＳ賠償及び除染等に係る賠償を含む賠償金の支払状況、これらに係る国の財政上の措置の状況並びに機構を通じて東京電力に交付された資金の回収の見通しはどのようになっているか。

イ　廃炉・汚染水・処理水対策の実施状況、東京電力におけるこれらの対策に係る費用等及び国の支援の状況はどのようになっているか。

ウ　特別事業計画に示されている東京電力の収支見通しに対する決算の状況及び東京電力における資金確保の状況はどのようになっているか。

検査に当たっては、東京電力が4年度以降に実施した原子力損害の賠償及び廃炉・汚染水・処理水対策並びにこれらに対する国の支援等を対象として、計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）に基づき提出された計算証明書類、各機関から徴した関係資料等の分析等を行うとともに、内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省、機構、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ＪＥＴＲＯ」という。）及び東京電力並びに経済産業省の補助金交付先において、関係書類を基に説明を受け、また、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「ＪＡＥＡ」という。）の福島県内の研究開発拠点、福島第一原発等に赴くなどして、会計実地検査を行った。

3　検査の状況

(1) 原子力損害の賠償及びこれに対する国の支援等の状況

ア　東京電力による賠償の実施状況

7年度までの賠償の支払額は、図表3のとおり、被災者賠償が7兆9384億余円、除染等に係る賠償が3兆7442億余円、計11兆6826億余円となっている。

図表3　被災者賠償及び除染等に係る賠償の支払額の推移

（単位：億円）

項目＼年度	令和3年度までの累計	4年度	5年度	6年度	7年度	7年度までの累計
被災者賠償	7兆1472	1221	3800	1935	953	7兆9384
被災者賠償（追加賠償及びＡＬＰＳ賠償を除く。）	7兆1472	1221	973	750	584	7兆5002
追加賠償	－	－	2759	628	93	3481
ＡＬＰＳ賠償	－	－	68	556	276	900
除染等に係る賠償	3兆2637	1830	1560	982	430	3兆7442
計	10兆4110	3052	5360	2918	1384	11兆6826

3年度報告以降における賠償の実施状況についてみると、次のとおりとなっている。

(ｱ) 被災者賠償の実施状況

a　追加賠償の実施状況

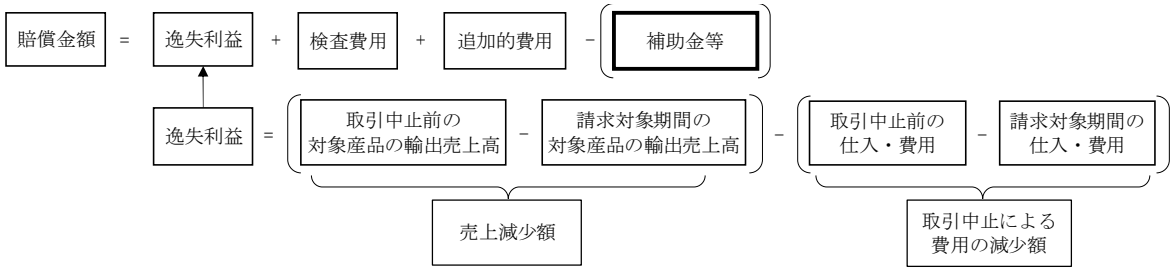
1(2)アのとおり、東京電力は、5年4月から、追加賠償の受付を開始しており、追加賠償の対象者を約148万人、追加賠償に係る要賠償額を約3854億円と見積もっている。追加賠償の実施状況をみると、東京電力は、7年度末までに、約142万人に対して請求書の様式を送付し、そのうち約137万人（見積人数に対する割合92.5％）に対し3481億余円（見積金額に対する割合90.3％）の支払を完了していた。なお、請求書の様式を送付できていない約6万人については、多くが連絡先不明者となっていて、東京電力では、臨時の相談窓口を設置するなど連絡先不明者解消のための活動を行っている。

b　ＡＬＰＳ賠償の実施状況及びＡＬＰＳ処理水の海洋放出に起因して補助金を受領した請求者に対するＡＬＰＳ賠償の取扱い

1(2)イのとおり、東京電力は、5年8月のＡＬＰＳ処理水の海洋放出開始以降、ＡＬＰＳ賠償を行っており、7年度末までに、約1,500件の請求を受け付けていて、そのうち約1,100件（請求件数に対する割合73.3％）、900億余円の支払を完了していた。

東京電力は、ＡＬＰＳ賠償基準等において、輸入規制措置による賠償金額は、原則として、図表4のとおり、逸失利益に、検査費用及び追加的費用を加えるなどした額としていて、中間指針を踏まえ、損害と同質性が認められる補助金等を受領している場合には、その金額を賠償金額から控除することとしている。また、賠償金の支払後に補助金等の受領を把握した場合に、東京電力は、損害との同質性を確認し、同質性が認められる補助金額に相当する額の賠償金について返還請求等を行うこととしている。

図表4　賠償金額の計算式



このため、賠償金額の算定に当たって、ＡＬＰＳ賠償の請求者に対して、請求対象期間にＡＬＰＳ処理水の海洋放出に起因して受領している補助金等があればその名称等を請求書に記入させ、額の確定通知書等の根拠資料を提出させるなどして、補助金等の申請及び受領（以下「申請等」という。）の状況について把握することとしている。

東京電力は、各種の賠償のうち、ＡＬＰＳ賠償の実施に当たって、経済産業省が実施する「ＡＬＰＳ処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業」（以下「緊急支援事業」という。）のうち新規需要開拓等事業（以下「新規需要開拓等事業」という。）等の補助事業について、ＡＬＰＳ賠償の請求者における上記補助事業への申請等の状況を把握し、賠償金額の算定において考慮していた。東京電力は、このうち新規需要開拓等事業の一部補助対象経費について賠償金と同質性が認められると判断し、補助金額に相当する額を賠償金額から控除して支払を行っていた。

新規需要開拓等事業は、経済産業省が、5年10月から公益財団法人水産物安定供給推進機構を通じて実施している事業である。この事業は、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う輸入規制強化等を踏まえ、全国の水産業支援に万全を期すべく、特定の国・地域への依存を分散し、持続的・安定的に水産業のなりわい及び事業が継続できるよう、水産物の新たな需要構造を構築することを目的としている。そのために、間接補助事業者である漁業協同組合、水産加工業者等が実施する、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出以降に輸入規制を強化した国・地域への輸出が国内生産量の大きな割合を占めるホタテ及びナマコの買取代金及び保管に係る経費等の合計額に所定の率を乗じて算定する新規需要開拓費等を補助するものである。経済産業省によれば、新規需要開拓費は、新規の販路開拓等に要した費用か、通常の商取引で生じた費用かを明確に区分することが難しいため、領収書等の証拠書類を不要とする代わりに、一定の率を乗ずる方法により算定することにしたとしている。

東京電力は、ＡＬＰＳ賠償における賠償金と新規需要開拓費の同質性について弁護士等の専門家に相談するなどしたところ、新規需要開拓費は、増加した経費の補塡に留まることなく収支状態を向上させるものであることから逸失利益との重複があり、賠償金との同質性が認められる余地があるとの見解が示されたことから、同質性が認められる部分(注3)の補助金額をＡＬＰＳ賠償の金額から控除することとし、7年4月に経済産業省へこれらの取扱いを報告していた。東京電力は、7年5月以降に約1,100件の請求のうち12件について計4億3308万余円を控除して、支払を行っていた。

一方で、経済産業省は、上記の報告を行った東京電力に対して、7年5月に、新規需要開拓費は、取引先の開拓に要した経費を見込んだ相当額を補助するもので、損失を補塡することが目的の補助金ではないことを伝えた上で、ＡＬＰＳ賠償における賠償金と新規需要開拓費の同質性の有無については個々の事案を踏まえて判断すべきものであるため、補助金額を賠償金から控除する場合には丁寧に対応すべきであるとの見解を示していた。しかし、経済産業省は、東京電力から個々の事案に係る同質性の有無についての検討結果を求めておらず、東京電力と認識の共有が十分にできていなかったため、上記のとおり、東京電力は、同質性が認められると認定した補助金額をＡＬＰＳ賠償の金額から控除して支払を行っていた。経済産業省と東京電力は、本院の検査も踏まえて、実際の控除例を参照しつつ、同質性について弁護士等の専門家も含めた議論を継続的に行っていたが、新規需要開拓費における利益が議題となる中で、経済産業省は、8年5月に、新規需要開拓費について、新規の販路開拓等に要した費用相当額を一定の率で見込んで補助するものであり、当該補助の性質上、間接補助事業者の上記費用相当額以上の利益となるものではなく、損害を補塡するものではないとの見解を改めて明示するなどした。

東京電力は、本院の検査のほか、経済産業省との議論及び8年5月に改めて示された上記の見解を踏まえて、同月以降、ＡＬＰＳ賠償における賠償金と新規需要開拓費の同質性に係る控除の取扱いを再度検討することとした。その結果、新規需要開拓費については損害と同質性が認められる補助金等として取り扱う必要性はないとして、ＡＬＰＳ賠償における賠償金からの新規需要開拓費の控除は不要であると整理した。

このように、経済産業省は7年4月には前記の取扱いについて報告を受けていたにもかか

わらず、東京電力と認識の共有が十分にできていなかったため、東京電力は、補助事業の性質を踏まえた検討が十分でないまま賠償金の支払を行っていた。

今後も、ＡＬＰＳ賠償を含む各種の賠償が行われることが想定され、賠償金額の算定に当たっては、中間指針を踏まえ、損害と同質性が認められる補助金等を受領している場合には、その金額を賠償金額から控除することが考えられる。したがって、経済産業省においては、復興の基本方針の趣旨を踏まえ、東京電力に対して、ＡＬＰＳ賠償の請求者が各種の補助金等の交付を受けている場合には、補助金等の所管省庁と十分な情報共有を行った上でＡＬＰＳ賠償を進めるよう指導するとともに、東京電力による各種の賠償が円滑に進められるよう、適切な助言等を行う必要がある。

（注3）　東京電力は、領収書等の証拠書類から実際に支出が発生していると確認できる新規需要開拓費については、経費に対する補助であるとして、賠償金額から控除しないとしていた。

(ｲ) 除染等に係る賠償の実施状況

東京電力における7年度までの除染等に係る賠償の支払額の推移についてみると、図表5のとおり、除染に係る賠償額は3兆2131億余円、中間貯蔵施設に係る賠償額は5310億余円となっている。

図表5　除染等に係る賠償の支払額の推移

（単位：億円、％）

区分＼年度	令和3年度までの累計	4年度	5年度	6年度	7年度	7年度までの累計
除染等に係る賠償	3兆2637 (100.0)	1830 (100.0)	1560 (100.0)	982 (100.0)	430 (100.0)	3兆7442 (100.0)
うち除染に係る賠償	2兆9954 (91.7)	1036 (56.6)	323 (20.7)	632 (64.3)	184 (42.7)	3兆2131 (85.8)
うち中間貯蔵施設に係る賠償	2682 (8.2)	794 (43.3)	1236 (79.2)	350 (35.6)	245 (56.9)	5310 (14.1)

（注）　括弧書きは除染等に係る賠償額全体に占める割合を示す。

除染に係る賠償額については、帰還困難区域を除く面的除染が、平成29年度末までにおおむね完了していることなどから、全体として減少傾向となっている。

中間貯蔵施設に係る賠償額については、29年度以降、中間貯蔵施設に係る受入分別処理・貯蔵工事等が増加しており、これらの工事等は複数年にまたがる事業の割合が高く、事業が完了してから求償が行われていることなどから、年度により増減が見受けられる状況となっている。

一方、帰還困難区域においては、29年5月の福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「福島特措法」という。）の改正により、特定避難指示区域市町村の長が、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を設定できることとされたことから、当該区域に係る除染が進められている。さらに、令和5年6月の福島特措法の改正により、特定避難指示区域市町村の長が、帰還困難区域内の特定復興再生拠点区域外において、避難指示を解除し、住民の帰還・居住を可能とする「特定帰還居住区域」を設定できることとされたことから、当該区域に係る除染も進められている（以下、特定復興再生拠点区域と特定帰還居住区域を合わせて「特定区域」という。）。

特定区域における除染費用については、図表6のとおり、7年度末までに4079億余円となっていて、特定復興再生拠点区域の除染はおおむね完了し、4年度以降の費用は減少傾向にある一方で、特定帰還居住区域の除染は5年度に開始したばかりであり増加傾向にある。

図表6　特定区域における除染費用の推移

（単位:億円）

年度 項目	令和3年度までの累計	4年度	5年度	6年度	7年度	7年度までの累計
特定復興再生拠点区域における除染等	2197	493	366	271	183	3513
特定帰還居住区域における除染等			14	161	389	566
計	2197	493	381	433	573	4079

こうした特定区域における除染費用は、福島特措法により国の負担において行うこととされているため、東京電力への求償の対象とはなっていないが、特定区域における除去土壌の発生に伴う中間貯蔵施設への輸送に要する費用等については、福島特措法の適用を受けない中間貯蔵施設費用として、除染特措法に基づいて、東京電力への求償の対象となっている。なお、特定区域に係る分も含め、中間貯蔵施設費用については、電気の安定供給等に支障を来すなどして国民生活及び国民経済に重大な支障が生ずることのないよう、国から機構に対して68条資金を交付することで、国が全額を負担している。

イ　国から機構に対する財政上の措置の状況

機構法において、交付国債の交付等、国が機構に対して各種の財政上の措置を講ずる仕組みが設けられている。国は、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を確保するための財政上の措置に係る経理を明確化するなどのために、エネルギー対策特別会計に原賠勘定を設けている。

(ｱ) 賠償見積額の変更に伴う交付国債の発行限度額の見直し

1(2)ウのとおり、5年本部決定において、賠償に係る費用のうち交付国債の発行により対応すべき費用の見込みは15.4兆円とされている。経済産業省は、15.4兆円への発行限度額の見直しに当たり、関係省庁とともに妥当性を検証の上、その結果を5年12月の「東京電力の賠償費用等の見通しと交付国債の発行限度額の見直しについて」で公表していた。一方で、東京電力は、原賠法の規定により、要賠償額の見通しとして、その時点において合理性をもって確実に見込まれる額（以下「賠償見積額」という。）を算定していて、賠償見積額を見直す都度、機構とともに特別事業計画の変更の認定を主務大臣（内閣総理大臣及び経済産業大臣）に申請して認定を受けている。賠償見積額は、図表7のとおり、これまでの変更の都度、増加していて、8年3月に変更認定を受けた五次総特における賠償見積額は13兆7578億余円（被災者賠償費用8兆4555億余円、除染費用3兆7557億余円、中間貯蔵施設費用1兆5465億余円）となっていた。

図表7　賠償見積額の推移

（単位:億円）

特別事業計画 項目	令和3年8月 認定 四次総特	3年10月 変更認定 四次総特	4年4月 変更認定 四次総特	5年4月 変更認定 四次総特	6年4月 変更認定 四次総特	7年3月 変更認定 四次総特	8年1月 認定 五次総特	8年3月 変更認定 五次総特
被災者賠償	7兆5210	7兆5509	7兆6376	8兆1451	8兆2840	8兆3737	8兆4470	8兆4555
除染等	4兆8005	4兆9508	4兆9488	5兆0587	5兆1339	5兆2233	5兆2233	5兆3022
計	12兆3216	12兆5018	12兆5865	13兆2039	13兆4179	13兆5971	13兆6703	13兆7578

賠償見積額は、新たな賠償の請求や除染等の事業の実施に伴い、時間の経過とともに増加しており、今後も増加していくことが想定される。

(ｲ) 原賠資金による利払い等の状況

国は、東京電力への資金交付に要する費用に充てるために、機構に対して交付国債計15.4兆円を交付している。機構は、交付国債の償還により7年度までに国から計11兆5003億円の資金の交付を受けて、8年4月1日までに同額を東京電力に交付している。

国は、交付国債の償還に当たり、原賠勘定が負担する短期の借入れ（借入期間1年間）を

行うことなどにより金融機関から資金を調達しており、7年度の借入額は7兆9201億余円（年度末残高も同額）となっている。

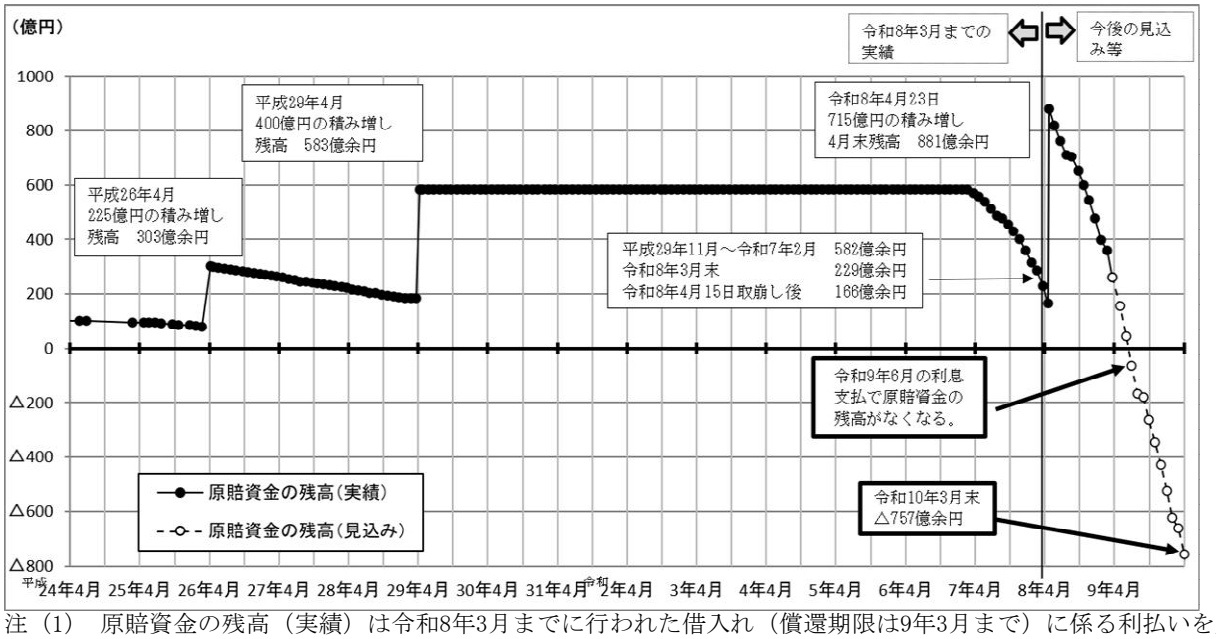
借入金に係る金利（平均利率(注4)）は、日本銀行によるマイナス金利政策導入の影響により平成28年11月以降は0％で推移していたものの、令和6年3月の日本銀行による「金融政策の枠組みの見直し」により同月以降は上昇傾向となっていた。

国は、借入れ等に係る利払いに充てるために、原賠勘定に一般会計からの繰入れを原資とした原賠資金を設置している。平成23年度から令和7年度までに支払った支払利息は計508億余円となっていて、8年3月末には、原賠資金の残高は229億余円となったものの、国は、同資金が枯渇することがないように、同年4月に一般会計から715億円を繰り入れている。8年3月の平均利率1.287％を用いて原賠資金の残高の推移を試算したところ、図表8のとおり、9年6月までに全額が取り崩され、10年3月には757億余円の原賠資金が不足する見込みとなり、再び一般会計からの繰入れが必要となる結果となった。

この点に関して、原賠資金を所管する経済産業省は、今後の取崩しに備え、残高の積増しに係る予算要求を検討し、9年度予算の要求を行っている。

（注4）　本項における平均利率は、借入年月日における複数の借入れの利率を、各借入額で加重平均して算出したものである。

図表8　原賠資金の残高の状況及び今後の見込み



注（1）　原賠資金の残高（実績）は令和8年3月までに行われた借入れ（償還期限は9年3月まで）に係る利払いを反映したものである。

注（2）　原賠資金の残高（見込み）は、令和8年3月の借入金の平均利率1.287％を用いた試算の結果である。

注（3）　借入金残高7兆9201億余円、平均利率1.287％を用いて試算すると、毎年1019億余円の支払利息が生ずることとなる。

注（4）　残高のマイナスは、原賠資金への追加的な資金投入等が必要なことを示す。

(ｳ) 68条資金の交付状況

1(1)イのとおり、国は、平成26年度から機構に対して68条資金を交付していて、中間貯蔵施設費用相当分については、環境省から東京電力に求償するという枠組みを基本としつつ、国がその全額（東京電力株式の売却益に余剰が生じた場合はその分を除く。）を負担することとなっている。68条資金の交付期間は、28年閣議決定では、事業期間（30年以内、令和27年3月末まで）終了後5年以内までとされていたが、5年本部決定では、中間貯蔵施設費用の見込額が約1.6兆円から約2.2兆円に増額されたことで、事業期間終了後18年以内までとされている。

これまでに国から機構に交付された68条資金の交付額は、平成26年度から28年度までの各年度は350億円、29年度から令和7年度までの各年度は470億円で、計5280億円となっていた。

ウ　機構からの国庫納付等の状況

機構は、機構法に基づき、その損益計算において当期純利益を生じたときは、交付国債の償還を受けた額の合計額に至るまで国庫に納付することとなっている。機構の利益は、各原子力事業者から収納した負担金、国から交付された68条資金、東京電力株式の売却益の合計額から機構の業務運営に要する費用を控除した額となっている。

機構は、毎年度の損益計算において生じた当期純利益を、翌年度に国庫に納付していて、6年度分までの国庫納付額の累計は、図表9のとおり、3兆5802億余円となっている。7年度末時点において、8年度以降に機構が国庫納付する必要がある金額は、同時点における交付国債の償還額の累計11兆5003億円との差額である7兆9200億余円となっている。

図表9　機構からの国庫納付の状況

（単位：億円）

項目＼年度	令和3年度分までの累計	4年度分	5年度分	6年度分	6年度分までの累計	7年度分
業務収益　①	2兆6014	2416	4716	3116	3兆6265	2816
一般負担金収入	1兆7114	1946	1946	1946	2兆2955	1946
うち東京電力分	5997	675	675	675	8024	675
特別負担金収入	5500	－	2300	700	8500	400
68条資金	3400	470	470	470	4810	470
株式売却益	－	－	－	－	－	－
業務運営に要する費用　②	345	30	34	52	463	79
当期純利益（国庫納付額）　①-②	2兆5669	2386	4682	3064	3兆5802	2737

注（1）　交付国債受贈益及び資金交付費は、毎年同額が計上されているため、記載を省略している。
注（2）　68条資金は、令和7年度分までの計5280億円が国から機構に交付されている。
注（3）　これまで機構は東京電力の株式を売却していないため、株式売却益を「-」としている。
注（4）　機構の当期純利益は、損益計算を行った年度の翌年度に国庫に納付されることになっているため、令和7年度末までの国庫納付額の累計は6年度分までの当期純利益の累計となり、7年度分の当期純利益は8年度末までに国庫に納付されることになる。

機構が国庫納付を行うための原資となる一般負担金及び特別負担金の状況並びに機構の業務運営に要する費用の状況についてみたところ、次のような状況となっていた。

(ｱ) 一般負担金及び特別負担金の状況

機構は、機構法の規定に基づき、年度ごとに、運営委員会の議決を経て原子力事業者から納付を受けるべき負担金の総額となる一般負担金年度総額を定めている。また、特別事業計画について主務大臣（内閣総理大臣及び経済産業大臣）の認定を受けた原子力事業者である東京電力が納付すべき負担金の額には、一般負担金の額に追加的に負担させることが相当な額として機構が年度ごとに運営委員会の議決を経て定める特別負担金の額が加算されることとなっている。

一般負担金及び特別負担金は、算定された年度の翌年度に機構に納付されることとなっていて、図表10のとおり、一般負担金の年度総額は3年度以降の各年度において1946億円となっている。また、特別負担金の額は、3年度分までの平均は611億円、4年度分以降は0円から2300億円までと区々となっていた。そこで、東京電力における特別負担金控除前の経常損益の状況についてもみたところ、4年度については2721億余円の赤字となっていたものが、5年度については4334億余円、6年度については2046億余円、7年度については3317億余円の黒字となっていた。

変動の大きかった4年度及び5年度の特別負担金控除前の経常損益の原因として、東京電力は、4年度については、ウクライナ情勢の緊迫化を背景とした燃料価格の高騰に伴い購入電力料(注5)が増加した一方で、規制料金(注6)における燃料費調整制度(注7)の上限により、燃料価格の高騰に伴う原価の上昇分を電気料金に転嫁することができなかったことなどを挙げている。

5年度については、燃料価格の急速な低下に伴う購入電力料の減少とそれが電気料金に反映されるまでのタイムラグによって生じた「期ずれ」影響の好転等を挙げている。

なお、7年度については、原子力関連費用の減少等の収支改善に努めたことなどから、6年度に比べて1300億円程度、特別負担金控除前の経常損益が好転しているが、後述する災害特別損失9030億円の影響により、当期純損益が赤字となっている。

機構はこうした東京電力の財務状況を加味するなどして特別負担金の額を算定しており、特別負担金控除前の経常損益及び当期純損益がともに赤字であった4年度を除き特別負担金の納付を求めている。また、6年度については、一旦600億円と決定した特別負担金の額を翌月には700億円に増額変更している。

東京電力における6年度分までの一般負担金及び特別負担金の納付額の累計は、それぞれ8024億余円及び8500億円となっていた。

(注5)　購入電力料　　電力会社が発電事業者及び卸電力取引所から電気を購入する際に支払った費用

(注6)　規制料金　　大手電力会社の約款料金であり、電力会社が自由にその金額を設定できる自由料金と異なり、その変更をしようとする場合には、経済産業大臣の認可を受けなければならないもの

(注7)　燃料費調整制度　　原油・ＬＮＧ・石炭の燃料価格（為替を反映した円建ての日本着ベースの価格）の変動を毎月の電気料金に自動で反映する仕組み

図表10　一般負担金及び特別負担金の推移

（一般負担金の推移）

（単位：億円）

項目＼年度		令和3年度分までの累計	4年度分	5年度分	6年度分	6年度分までの累計	7年度分
一般負担金年度総額	従前分	1兆6200	1337	1337	1337	2兆0211	1337
	賠償負担金相当額	914	609	609	609	2744	609
	計	1兆7114	1946	1946	1946	2兆2955	1946
うち東京電力分	従前分	5664	453	453	453	7025	453
	賠償負担金相当額	332	221	221	221	998	221
	計	5997	675	675	675	8024	675

（特別負担金の推移）

（単位：億円）

項目＼年度	令和3年度分までの累計	4年度分	5年度分	6年度分	6年度分までの累計	7年度分
特別負担金の額	5500	－	2300	700	8500	400
経常損益	1兆4653	△2721	2034	1346	1兆5313	2917
特別負担金控除前の経常損益	2兆0153	△2721	4334	2046	2兆3813	3317
当期純損益	1兆3735	△541	608	576	1兆4377	△5087
特別負担金控除前の当期純損益	1兆9235	△541	2908	1276	2兆2877	△4687

注（1）　一般負担金及び特別負担金は、算定された年度の翌年度に機構に納付されることになっているため、令和7年度末までの納付額の累計は6年度分までの累計となり、7年度分の算定額は8年度末までに機構に納付されることになる。

注（2）　特別負担金控除前の経常損益及び当期純損益は、機構が特別負担金の算定に用いている金額、すなわち平成27年度までは分社化前の東京電力株式会社の金額を、28年度以降は東京電力ホールディングス株式会社と後述する4基幹事業会社の金額を合計して算出した金額である。

(ｲ) 機構による一般負担金及び特別負担金の算定過程の公表状況

本院は、3年度報告の所見として、機構において、一般負担金に関しては、一般負担金年度総額及びその内訳を変更した場合にはその理由等について、特別負担金に関しては、東京電力の経常利益、当期純利益等の見通し等を踏まえて定めているとの説明に加えて、電気の安定供給等に係る事業の円滑な運営に必要な資金を確保しながらも、収支の状況に照らして経理的基礎を毀損しない範囲でできるだけ高額の負担を求めたものとなっているかについて、それぞれ国民に対して丁寧に説明することに留意して業務を実施していく必要があると記述している。

これを踏まえて、機構は、4年度以降、一般負担金年度総額は、原子力事業者の収支の状況等を踏まえて定めた従前分と、託送料金により回収される上乗せ分である賠償負担金分

から構成されていること、従前分については、東日本大震災前の各原子力事業者の収支等を踏まえた水準としていたが、3年度に同震災後の収支等も踏まえ、一定の水準を安定的に維持できるものとして金額の見直しを行っていることなどを機構のウェブサイトで公表していた。

特別負担金の額については、機構は、4年度以降、当該年度の東京電力の経常利益や当期純利益等の収支見通しを基に、廃炉等積立金（後述(2)イ(ｲ)参照）の取戻し計画等の将来の廃炉等に必要な資金の見通し、特別事業計画の実行に必要な資金の額の見通し（今後の収支や投資の動向等）等を踏まえ、それらに必要な事業資金を確保しながらも、できるだけ高額な負担を求めるものとして算定したことを機構のウェブサイトで公表していた。また、7年度に東京電力に求める特別負担金の額を前年度から変更した理由について、8年6月に機構のウェブサイトで公表していた。

そうした中で、4年度のように特別負担金の納付を求めないことは例外的な取扱いとなっていたが、詳細な理由が公表されていない。また、6年度は、一旦決定した金額を翌月に増額変更していたが、これについても、詳細な理由が公表されていない。

特別負担金については、交付国債の償還により資金援助を受けた東京電力に対して求める追加的な負担であり、機構が国庫納付する際の原資となるもので、その負担額については国民の関心も高いことから、機構は、今後、東京電力に特別負担金を納付させないこととする場合及び一旦決定した特別負担金の額を変更する場合は、納付させない理由及び変更する理由について国民に対して特に丁寧に説明する必要がある。

(ｳ) 機構の業務運営に要する費用の状況

機構の業務運営に要する費用は、4年度以降、上昇傾向にあり、7年度は79億余円となっていた。この費用には、事業諸費及び一般管理費並びに事業外費用の一部である東京電力が発行する株式の引受けのための借入金（借入期間1年）及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構債の支払利息等が含まれていて、このうち支払利息は、平成30年度から令和5年度までの間は0円であったが、7年11月の借入金に平均0.804％の金利が生ずるなどしており、7年度は39億余円となっていた。今後もこのように金利の上昇が続けば、支払利息の増加による当期純利益の減少を通じて、機構からの国庫納付額の減少につながることになる。

エ　交付した資金の回収に係る試算

(ｱ) 試算の条件

国が機構を通じて東京電力に交付した資金が、今後どのように実質的に国に回収されるのか、また、当該資金の回収額のうち東京電力が機構に納付する一般負担金及び特別負担金に係る分（以下「東京電力が機構に納付する負担金」という。）がどの程度になるかについて、3年度報告と同様の考え方により、一定の条件を仮定して機械的に試算した（試算条件については図表11参照）。

図表11　試算条件

条件／項目	今回の試算条件		（参考）3年度報告の試算条件（注）	
回収する資金交付の額	15.4兆円		13.5兆円	
一般負担金年度総額	1946億余円（令和7年度分の一般負担金年度総額）		1946億余円（令和3年度分の一般負担金年度総額（従前分の額1337億円に賠償負担金分の額609億余円を加えた額））	
特別負担金	目標値	令和7年度分まで実績値（7年度分は400億円）、8年度分から14年度分まで500億円、15年度分以降1000億円（五次総特における収支見通し上の仮置きの額）	目標値	令和7年度分まで500億円、8年度分以降1000億円（四次総特における収支見通し上の仮置きの額）
	足元値	400億円（令和8年度分以降も引き続き7年度分と同額になると仮定）	足元値	400億円（令和4年度分以降も引き続き3年度分と同額になると仮定）
68条資金	年度当たり470億円（令和7年度の交付額）		年度当たり470億円	
機構の業務運営に要する費用	年度当たり80億円（令和7年度の実績を用いて設定）		年度当たり30億円（近年の実績を踏まえて設定）	
株式売却益（機構が保有する東京電力株式を売却した際に得られると見込まれる利益）	目標値	4兆円（28年閣議決定において、機構が保有する株式の売却益により回収を図るとされている除染費用相当額。1株当たりの平均売却価額は1,500円）	目標値	4兆円（28年閣議決定において、機構が保有する株式の売却益により回収を図るとされている除染費用相当額。1株当たりの平均売却価額は1,500円）
	足元値	1兆0496億余円（令和7年度における東京電力の株価（終値）の平均から設定した額。同614.9円）	足元値	1100億余円（令和3年度における東京電力の株価（終値）の平均から設定した額。同333円）

（注）　3年度報告の試算条件については、今回の試算条件と比較するために目標値又は足元値に整理しており、3年度報告における「特別負担金」の試算条件のケースaが目標値、ケースbが足元値に、「株式売却益（機構が保有する東京電力株式を売却した際に得られると見込まれる利益）」の試算条件ではケース①が目標値、ケース③が足元値に、それぞれ該当する。

(ｲ) 試算の結果

a　目標ケースの試算結果

試算条件のうち、特別負担金については五次総特における収支見通しの額を基に、8年度分から14年度分までを500億円、15年度分以降を1000億円とし、株式売却益については、28年閣議決定において、機構が保有する株式の売却益により回収を図るとされている除染費用相当額4兆円（1株当たりの平均売却価額は1,500円）とした場合、回収が終わる年度は32年度、回収額のうち東京電力が機構に納付する負担金は約5兆1376億円となった（以下、この試算を「目標ケース」といい、目標ケースに用いた特別負担金及び株式売却益の試算条件を「目標値」という。）。

b　目標ケースと足元値を用いた試算結果の比較

目標値に代えて、7年度末における実績を踏まえた値（以下「足元値」という。）、すなわち、特別負担金については8年度分以降も引き続き7年度分と同額の400億円になると仮定し、株式売却益については7年度における東京電力の株価（終値）の平均614.9円から設定した1兆0496億円と仮定した値をそれぞれ用いて試算した場合の試算結果は、図表12

のとおりとなった。このうち、特別負担金及び株式売却益のいずれも足元値で試算したケース①と目標ケースとを比較すると、ケース①の方が、回収に係る期間が15年程度長期化し、回収額のうち東京電力が機構に納付する負担金は約4966億円増加することとなった。

図表12　試算結果

試算ケース ＼ 試算項目			試算条件の額	回収が終わる年度（目標ケースの試算との差）	東京電力が機構に納付する負担金（目標ケースの試算との差）
目標ケース	目標値	特別負担金 株式売却益	令和8年度分から14年度分まで:500億円 15年度分以降:1000億円 4兆円	32年度	5兆1376億円
ケース①	足元値	特別負担金 株式売却益	400億円 1兆0496億円	47年度 （＋15年）	5兆6342億円 （＋4966億円）
ケース②	目標値 足元値	特別負担金 株式売却益	8年度分から14年度分まで:500億円 15年度分以降:1000億円 1兆0496億円	41年度 （＋9年）	6兆5840億円 （＋1兆4464億円）
ケース③	足元値 目標値	特別負担金 株式売却益	400億円 4兆円	36年度 （＋5年）	4兆5286億円 （△6089億円）

なお、特別負担金を目標値とし、株式売却益を足元値として試算したケース②については、7年度末の株式売却益が1兆0496億円にとどまるため、回収が終わる年度が9年程度長期化するとともに、東京電力が機構に納付する負担金の目標ケースの試算との差が約1兆4464億円の増加となっている。また、特別負担金を足元値とし、株式売却益を目標値として試算したケース③については、特別負担金が400億円に減少するため、回収が終わる年度は5年程度長期化するが、東京電力が機構に納付する負担金の目標ケースの試算との差は約6089億円の減少となっている。

(2) 福島第一原発の廃炉・汚染水・処理水対策及びこれに対する国の支援の状況

ア　廃炉・汚染水・処理水対策の実施状況

(ｱ) 中長期ロードマップ等の進捗状況

東京電力は、中長期ロードマップ等に掲げられた時期を目標として廃炉・汚染水・処理水対策を実施している。中長期ロードマップにおける主要な目標工程及びその8年6月末現在の達成状況は、図表13に示すとおりとなっている。

このうち、7年までに汚染水発生量を100㎥/日以下に抑制する目標については、前倒しで達成している。燃料デブリ取り出しを開始する目標については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、燃料デブリを取り出すためのロボットアームの英国における開発に遅れが生じたことなどから、目標時期から3年程度遅れたものの、6年9月に、2号機の燃料デブリの試験的取り出しを開始したことで達成しており、同年11月に燃料デブリを採取している。なお、2回目の燃料デブリの試験的取り出しが、7年4月に実施された。

また、1号機の大型カバーの設置を完了する目標については、原子炉建屋壁面の高線量箇所への対策が必要となったことなどから、目標時期から2年程度遅れたものの、8年1月に達成した。

図表13　中長期ロードマップにおける主要な目標工程及びその令和8年6月末現在の達成状況

主要な目標工程			達成時期 注(4)
分　野	目　標	目標時期	
1 汚染水対策			
汚染水発生量	汚染水発生量を150㎥/日程度に抑制	令和2年内	2年 注(2)
	汚染水発生量を100㎥/日以下に抑制	7年内	5年度 注(2)
滞留水処理完了	建屋内滞留水処理完了 （1～3号機原子炉建屋、プロセス主建屋及び高温焼却炉建屋を除く。）	2年内	2年12月
	原子炉建屋滞留水を令和2年末の半分程度に低減	4年度～6年度	5年3月
2 使用済燃料プールからの燃料取り出し　注(3)			
1～6号機燃料取り出しの完了		13年内	－
1号機大型カバーの設置完了		5年度頃	8年1月
1号機燃料取り出しの開始		9年度～10年度	－
2号機燃料取り出しの開始		6年度～8年度	8年6月
3 燃料デブリ取り出し			
初号機の燃料デブリ取り出しの開始 （2号機から着手。段階的に取り出し規模を拡大）		3年内	6年9月
4 廃棄物対策			
処理・処分の方策とその安全性に関する技術的な見通し		3年度頃	3年10月 注(5)
ガレキ等の屋外一時保管解消 （水処理二次廃棄物及び再利用・再使用対象を除く。）		10年度内	－

注（1）　中長期ロードマップ等を基に本院が作成した。なお、主要な目標工程については、中長期ロードマップに記載されている。

注（2）　国は、汚染水発生量を150㎥/日程度に抑制する目標については、令和2年内の実績を基に3年1月に目標達成について公表している。また、汚染水発生量を100㎥/日以下に抑制する目標については、5年度の実績を基に6年度に目標達成について公表している。

注（3）　使用済燃料プールからの燃料取り出しについて、4号機は平成26年12月、3号機は令和3年2月に取り出しが完了している。

注（4）　目標時期が未到来の項目については、「-」としている。

注（5）　廃棄物対策について、機構が策定した「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン2021」において、処理・処分の方策とその安全性に関する技術的な見通しが示されている。

(ｲ) ＡＬＰＳ処理水の海洋放出等の実施状況

東京電力は、ＡＬＰＳ処理水に係る基本方針等に基づき、5年8月24日からＡＬＰＳ処理水の海洋放出を実施しており、7年度末時点での放出回数及び放出量は、それぞれ計18回、計141,155㎥となっていた。ＡＬＰＳ処理水に係る基本方針では、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出について、風評影響を最大限抑制するための放出方法として、取り除くことの難しいトリチウムの濃度は、規制基準(注8)を厳格に遵守するだけでなく、消費者等の懸念を少しでも払拭できる水準となるよう海水で大幅（100倍以上）に希釈する必要があることなどが定められている。

（注8）　規制基準　　放射性物質を放出する際の安全に関する規制基準は、いずれも「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号）に基づく告示において示されており、このうちトリチウムの濃度限度については、60,000ベクレル/リットルとされている。

国は、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に先立ち、ＪＡＥＡの大熊分析・研究センターに、ＡＬＰＳ処理水の分析に必要な設備や機器等を整備して、ＡＬＰＳ処理水のトリチウム濃度等を分析させるとともに、国際原子力機関（ＩＡＥＡ）のレビューにより、ＡＬＰＳ処理水が国際的な安全基準に合致していることの確認を受けている。

また、環境省及び原子力規制委員会は、東京電力及び福島県と連携して、トリチウム等の放射性物質の濃度を計測する海域モニタリングを実施している。8年3月までのトリチウムに係る海水中の海域モニタリングの精密分析の結果は、検出限界値未満から52ベクレル/リットルまでとなっていて、いずれも世界保健機関（ＷＨＯ）の飲料水水質ガイドライン

（第4版）における指標値（10,000ベクレル/リットル以下）を下回っている。

イ　東京電力における廃炉・汚染水・処理水対策に係る費用及び廃炉等積立金の状況

経済産業省に設置された有識者委員会である東京電力改革・1Ｆ問題委員会（以下「東電委員会」という。）が平成28年12月に取りまとめ、同省が公表した「東電改革提言」によれば、福島第一原発の廃炉等に要する資金については最大8兆円程度が必要になるとされている。東京電力は、四次総特において、年平均2600億円程度の積立金を捻出していくとしていた。

東京電力が令和7年度までに要した廃炉・汚染水・処理水対策に係る費用及び廃炉等積立金の積立てなどの状況は、次のとおりである。

(ｱ) 東京電力における廃炉・汚染水・処理水対策に係る費用

廃炉・汚染水・処理水対策に係る費用については、国が財政措置等を講じて支援するもの（後述ウ参照）を除き、東京電力が負担することとなっている。東京電力が負担している廃炉・汚染水・処理水対策に係る費用（概算額）は、図表14のとおりとなっていて、7年度までの累計は2兆2477億余円となっていた。

図表14　東京電力が負担している廃炉・汚染水・処理水対策に係る費用（概算額）の内訳

（単位：億円）

項目＼年度	令和3年度までの累計	4年度	5年度	6年度	7年度	7年度までの累計
対価を支払うなどした額	6118	134	248	212	294	7009
平成23年12月のステップ2完了までに要した費用	1822	－	－	－	－	1822
中長期ロードマップ対応費用	4295	134	248	212	294	5186
汚染水対策・処理水対策	1821	19	25	33	29	1929
使用済燃料プールからの燃料取り出し	1957	16	41	30	8	2053
燃料デブリ取り出し	371	98	182	149	257	1059
廃棄物対策	143	－	－	－	－	143
安定化維持費用	5341	466	495	573	589	7467
修繕費	2052	167	169	175	190	2755
委託費	2264	261	283	334	347	3491
消耗品費等	1025	37	42	64	51	1220
人件費	1422	156	160	151	143	2032
減価償却費	4137	418	453	474	487	5969
計	1兆7019	1175	1357	1411	1513	2兆2477

注（1）　東京電力が東電委員会に報告した平成23年度から27年度までの「廃炉に係る費用（概算額）」と同様の方法により、28年度以降分は本院が集計した。

注（2）　「対価を支払うなどした額」は、廃炉・汚染水・処理水対策に係る費用として災害損失引当金等（将来の廃炉・汚染水・処理水対策に係る費用のうち、その金額を合理的に見積もることができるなどのもの）に計上したもののうちこれを取り崩して対価を支払うなどした額である。

注（3）　「安定化維持費用」は、東京電力が負担する廃炉・汚染水・処理水対策に係る費用のうち、毎年度経常的に発生し、修繕費、委託費、消耗品費等に計上されたものである。

注（4）　「人件費」は、廃炉等作業に係る社員の人件費の概算額であり、「減価償却費」は、「原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産」の減価償却費の概算額である。

東京電力は、7年7月に、機構に設置された燃料デブリ取り出し工法評価小委員会において、燃料デブリ取り出しに係る準備作業の在り方が示されたことを踏まえて、新たに見込まれる取り出し準備の作業費用等について、災害損失引当金として9030億円を計上(注9)し、同額を災害特別損失に計上していた。

図表15のとおり、7年度末までに計上した「災害損失引当金等のうち、福島第一原発の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金」の累計額2兆3688億余円に「原子力発電施設解体引当金」の累計額2358億余円を合わせた計2兆6046億余円のうち、同年度末までにこれらの引当金を取り崩して対価を支払うなどした額は計7009億余円となっていて、7年度末残高は計1兆9037億余円となっている。この残高は、同年度末時点における今後見込まれる廃炉・汚染水・処理水対策に係る費用の見積額とみることができる。

(注9)　当該金額は、過去の類似作業の実績等を基に積算されており、その内容は、1号機から4号機まで

の廃棄物処理建屋の撤去作業等の干渉物撤去費用、1号機から3号機までの内部調査費用等、1号機から3号機までの線量低減作業費用及びその他の消耗品費である。

図表15　今後見込まれる廃炉・汚染水・処理水対策に係る費用の見積額の内訳

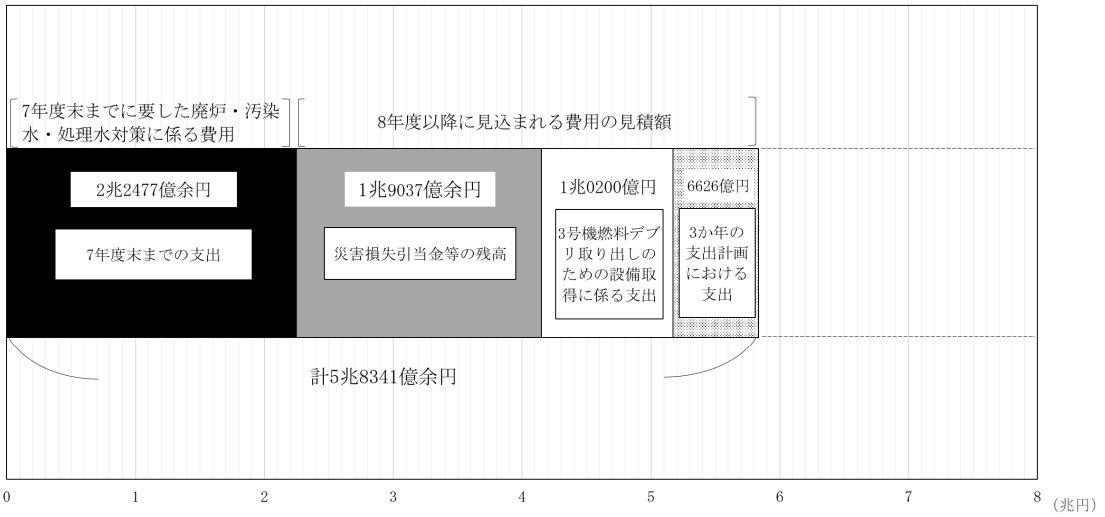
（単位：億円）

項　　目	令和7年度末までに災害損失引当金等として計上した累計額（A）	左のうち、7年度末までに対価を支払うなどした額（累計）（B）	7年度末残高（A－B）
災害損失引当金等のうち、福島第一原発の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金	2兆3688	7009	1兆6679
平成23年12月のステップ2完了までに要した費用	1822	1822	－
中長期ロードマップ対応費用	2兆1865	5186	1兆6679
汚染水対策・処理水対策	2164	1929	235
使用済燃料プールからの燃料取り出し	2470	2053	416
燃料デブリ取り出し	1兆7086	1059	1兆6027
廃棄物対策	143	143	－
原子力発電施設解体引当金	2358	－	2358
計	2兆6046	7009	1兆9037

加えて、東京電力は、災害損失引当金等として計上している費用のほか、燃料デブリ取り出しのための設備取得（3号機のみ）に係る支出として1兆0200億円を想定するなどしている。また、3か年の支出計画において、8年度から10年度までの間に廃炉費用として6626億円（災害損失引当金等を取り崩して支出するとしている費用を除いた額）を支出することを想定している。

このように、東京電力が7年度末までに要した廃炉・汚染水・処理水対策に係る費用（概算額）及び8年度以降に見込まれる費用の見積額を集計すると、図表16のとおり5兆8341億余円となる。

図表16　令和7年度末までに要した廃炉・汚染水・処理水対策に係る費用及び8年度以降に見込まれる費用の見積額の内訳



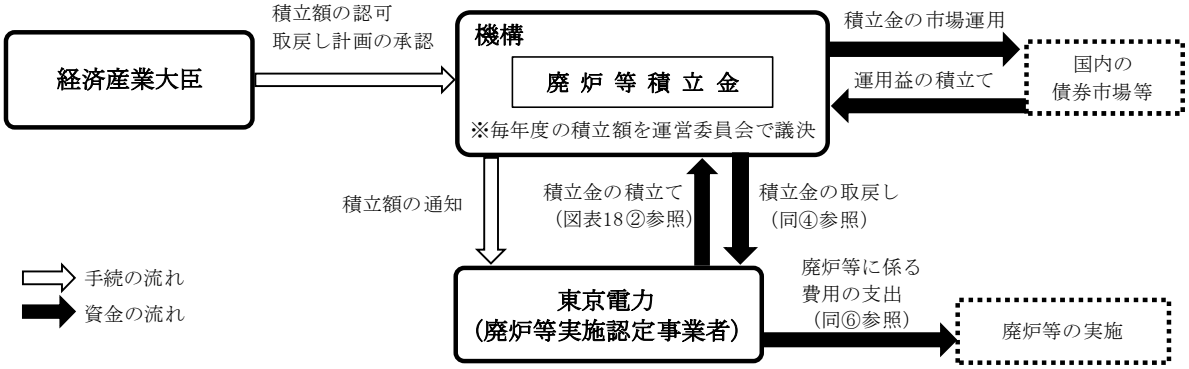
上記の5兆8341億余円には、1号機及び2号機における燃料デブリ取り出しのための設備取得に係る費用並びに費用の想定が困難であるとされている燃料デブリ取り出し規模の更なる拡大における燃料デブリ取り出しに係る費用は含まれていない。そのため、今後長期にわたる廃炉作業が進捗するにつれ、廃炉費用が増大していくことが見込まれる。

(ｲ) 廃炉等積立金の積立てなどの状況

機構は、事故炉の廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するために、機構法に基づき、特別事業計画の認定を受けた原子力事業者が事故炉の廃炉等を実施する場合（以下、この原子力事業者を「廃炉等実施認定事業者」という。）、廃炉等に必要な資金を機構に積み立てることを義務付けている。毎年度の積立金の額は、機構の運営委員会の議決を経て定められており、経済産業大臣の認可を受けた後に廃炉等実施認定事業者に通知され、廃炉等実施認定事業者は同額を機構に積み立てなければならないこととされている。

廃炉等実施認定事業者は、毎年度、経済産業大臣の認可を受けた後に機構から通知された額（以下「通知額」という。）を積立金として機構に積み立てるとともに、機構と共同して取戻しに関する計画（以下「取戻し計画」という。）を作成し経済産業大臣の承認を受け、積立金を取り戻して廃炉等に係る費用を支出し、廃炉作業を実施している（図表17参照。以下、この積立金を「廃炉等積立金」という。）。機構は、廃炉等実施認定事業者である東京電力から定期的に報告を受けて、取戻し計画の履行状況等について確認している。なお、積立金の積立て、取戻し計画に基づく積立金の取戻し等については年度ごとに行い、取戻し計画に記載された廃炉作業が年度内に完了しなかった場合は、後年度に改めて積立金の取戻しを行うことになっている。

図表17　廃炉等積立金制度の概要



廃炉等積立金は、28年閣議決定において、機構が、東京電力による廃炉等の実施の管理・監督を行う主体として、廃炉等に係る資金についての適切な管理、積立金制度に基づく作業管理等を着実に行うことにより、今後、長期にわたる巨額の資金需要に対応できる体制を整備し、廃炉等の実施をより確実なものとすることとされたことを受けて、機構法を改正して設置されたものである。

機構によると、年平均2600億円程度の廃炉等積立金の額については、東電委員会による「東電改革提言」において廃炉等に要する資金が最大8兆円程度必要になると示されたこと及び既に平成30年度から令和2年度までの間に約1兆円が積み立てられたことを踏まえて、平成30年度からの30年間で8兆円を積み立てるのに必要な令和3年度以降の年平均額を算出したものであるとしている。

そこで、7年度までの廃炉等積立金の積立額の推移をみたところ、図表18のとおり、通知額のとおり積み立てられており、各年度の積立額は四次総特において捻出していくとされた年平均2600億円程度を上回っていた（図表18②参照）。また、積立金の取戻し額と廃炉等に係る費用の支出額の推移をみたところ、毎年度取戻し額が廃炉等に係る費用の支出額を上回っていた（同④及び⑥参照）。これは、取戻し計画に基づいて取戻し額を算定しているものの、工事の繰延べ等により、実際には使用しなかった残額（以下「使用残額」という。）が発生していたためであった（同⑦参照）。なお、元年度以降の燃料デブリ取り出しに係る使用残額について、機構は、翌々年度の取戻し額と相殺処理しているため、3年度以降の取戻し額は、取戻し計画における計画額より前々年度の燃料デブリ取り出しに係る使用残額の分だけ少なくなっている。

図表18　廃炉等積立金の積立額、取戻し額、廃炉等に係る費用の支出等の状況

（単位：億円）

項目＼年度	令和3年度までの累計	4年度	5年度	6年度	7年度	7年度までの累計
前年度末残高①		5855	6378	6731	7122	
積立額②	1兆2928	2601	2700	2601	2620	2兆3454
取戻し計画における計画額③	7134	2086	2360	2230	2285	1兆6096
取戻し額④	7073	2078	2347	2211	2258	1兆5969
当年度末残高⑤（＝①＋②－④）		6378	6731	7122	7484	
廃炉等に係る費用の支出⑥	6496	1857	2215	1976	2195	1兆4742
使用残額⑦（＝③－⑥） （うち燃料デブリ取り出し）	637 (59)	228 (19)	144 (26)	254 (54)	89 (32)	1353 (193)

機構は、使用残額については、翌年度における廃炉等積立金の積立ての財源に充てており、取戻し計画に基づき取り戻されることで適切に廃炉等に係る費用の支出に使用されるとして、東京電力に対して、使用残額を納付することを求めておらず、使用残額が廃炉等積立金に戻し入れられていなかった。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞ 使用残額が廃炉等積立金に戻し入れられていないもの

東京電力は、平成26年12月に、廃炉関連の設備を設置する請負契約を受注者との間で締結している。当該契約は、契約内容の変更が複数回行われており、最終的な契約金額は109億0400万円（消費税等相当額を除いた金額）となっている。契約金額の支払は、令和4年4月に一括で行われていた。

当該契約に係る費用に関する廃炉等積立金の管理状況についてみたところ、東京電力は、当該契約に係る納期が2年10月であった当時、2年度の取戻し計画に同契約に係る費用を計上し、費用相当の金額の積立てを行った上で、支払資金として廃炉等積立金112億2400万円を取り戻していた。しかし、2年度内に工事が完了しなかったため、同年度に当該契約に係る支払は行われず、全額が使用残額となっていた。

また、東京電力は、上記の使用残額については3年度における廃炉等積立金の積立ての財源に充てるとの認識の下、3年度の取戻し計画にも当該契約に係る費用を計上し、費用相当の金額の積立てを行った上で、支払資金として廃炉等積立金109億5700万円を取り戻していたが、3年度の取戻し額においても、最終的な契約金額109億0400万円との差額5300万円が使用残額となっていた。

この結果、同一契約に係る費用として2、3両年度に計221億8100万円が取り戻された一方で、実際に廃炉等に係る費用として支出されたのは109億0400万円であったため、この差額112億7700万円が使用残額となっており、同額が廃炉等積立金に戻し入れられていなかった。

機構の説明のとおり、仮に東京電力が、使用残額を廃炉等積立金の積立ての財源に充てた上で通知額のとおり積み立てたとしても、使用残額分については過年度の積立金を財源として再度積み立てているにすぎず、現年度の積立金の全額が新たに積み増しされたことにはならない。すなわち、東京電力が使用残額を機構に納付し、機構がこれを廃炉等積立金に戻し入れた上で、新たに廃炉等積立金を積み立てなければ、各年度における積立額に前年度の使用残額分の差額が生ずることになり、経済産業大臣の認可を受けた各年度の通知額を廃炉等積立金に確保した上で管理することにはならない。

機構は、平成30年度から令和7年度までに発生した使用残額計1255億余円(注10)を廃炉等積立金に戻し入れていないことから、長期にわたる巨額の資金需要に対応できる体制を整備し、廃炉等の実施をより確実なものとするという廃炉等積立金制度の設立の趣旨に鑑みると、今後の資金需要に備えてより十分な額を積み立てる視点からみた廃炉等積立金の取扱いとしては、必ずしも十分なものとはなっていなかったと認められる。

(注10)　平成30年度から令和7年度までに発生した使用残額計1255億余円　　令和元年度以降の燃料デブリ取り出しに係る使用残額については、翌々年度の取戻し額と相殺処理されており実質的に廃炉等積立金に戻し入れられていると考えることができるため、7年度までの使用残額計1353億8021万余円から燃料デブリ取り出しに係る元年度から5年度までの使用残額計98億6881万余円を控除して得た額

機構は、本院の検査を踏まえるなどして、8年1月に認定された五次総特において、廃炉

等積立金制度について中長期的な廃炉の財源確保に資する運用に改めていくとした上で、同年3月に、7年度以降に発生する使用残額を廃炉等積立金に戻し入れる取扱いに変更することを公表した。

一方で、今後は、燃料デブリの取り出し規模の拡大等、廃炉作業の進捗に応じて多額の資金需要が生じ、それに対応するために、廃炉等積立金からの取戻し額も多額となることが見込まれる。

したがって、機構は、東京電力による廃炉等の実施の管理・監督を行う主体として、長期にわたる廃炉等に係る巨額の資金需要に対応するために、今後発生する使用残額を廃炉等積立金に確実に戻し入れるとともに、東京電力の収支の状況に照らし事業の円滑な運営に支障を来すことのない範囲で、今後の廃炉等に係る費用を踏まえて十分な積立額を決定していくことにより、廃炉等に係る資金についての適切な管理、積立金制度に基づく作業管理等を着実に行う必要がある。

ウ　廃炉・汚染水・処理水対策に対する国の支援の状況

(ｱ) 研究開発等に対する財政措置等の状況

福島第一原発の廃炉・汚染水・処理水対策については、28年閣議決定において、技術的難易度が高く国が前面に立つことが必要な研究開発等を支援することなどとされている。このため、国は、廃炉・汚染水・処理水対策に係る研究開発等に対して、平成23年度から令和7年度までの間に計3899億余円の財政措置を講じている（別図表参照）。

主な廃炉・汚染水・処理水対策に係る研究開発等に対する財政措置の状況をみたところ、次のとおりとなっていた。

a　廃炉・汚染水・処理水対策事業による研究開発等の状況

廃炉・汚染水・処理水対策事業（3年4月12日以前は廃炉・汚染水対策事業。以下同じ。）は、経済産業省が廃炉・汚染水・処理水対策事業費補助金により補助事業者(注11)に廃炉・汚染水・処理水対策基金を造成させて、同基金から廃炉・汚染水・処理水対策に資する技術の開発等（以下「基金補助事業」という。）を行う事業者に対して補助金を交付するものであり、平成25年度から令和7年度までの間の基金造成額は計1859億余円となっている（別図表参照）。

（注11）　補助事業者　　平成25年度は特定非営利活動法人地球と未来の環境基金、26年度から29年度までは公益財団法人原子力安全研究協会、30年度から令和7年度までは公益財団法人原子力安全技術センター

同基金の7年度末時点の状況をみると、採択された基金補助事業に対する基金補助事業費の交付額は累計で1353億余円、基金残高は250億余円となっていた。

また、機構及び東京電力が7年度に作成した研究開発中長期計画についてみると、燃料デブリの試験的取り出し実施後における燃料デブリの取り出し規模の更なる拡大に向けて、今後10年程度を見通して、必要な研究開発項目・技術課題を抽出し、研究開発の達成時期を設定している。

b　研究施設の整備等の状況

経済産業省は、楢葉遠隔技術開発センター及び大熊分析・研究センターを整備する放射性物質研究拠点施設等整備事業のための財政支援として、ＪＡＥＡに対して7年度までに計976億余円を出資している（別図表参照）。当該事業のうち、ＪＡＥＡにおける研究施設の整備等に係る支出の状況は、7年度までの累計で696億余円となっていた。

ＪＡＥＡは、国から出資を受けて、燃料デブリの安全な取り出しなどの作業推進に資するための分析を行う施設である大熊分析・研究センターの第2棟を福島第一原発構内に整備し、6年度から運用を開始するとしていた。しかし、耐震評価の見直し及び工事の入札不調の影響により工事の着工が遅れたため、8年3月時点では、10年度内の運用開始を目指して整備を進めているとしている。

燃料デブリ取り出しについては今後、規模を拡大することが予定されており、拡大後の燃料デブリは主に第2棟において分析することとなっている。

(ｲ) ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う国の風評対策に係る財政措置等の状況

a　行動計画の策定と関係省庁の取組状況

政府は、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に当たり、3年12月に行動計画を策定している。これに基づいて実施する取組には、各省庁等が従来実施している事業と一体となっている予算を活用しているもの及び新たに措置された予算を活用しているものがあり、行動計画は、対策の進捗に合わせて毎年改訂されている。

政府が、3年度補正予算から7年度予算までの予算を活用して、行動計画に基づいて実施した事業等は、図表19のとおり、計42事業となっている。このうち、従来実施している事業と一体となっている予算を活用して実施するなどしていて、行動計画に基づく事業の予算額等を特定できない19事業を除いた23事業について、行動計画に基づく事業として特定できる予算の執行状況をみたところ、予算額は計1860億余円、支出済額は計1579億余円となっていて、予算額に対する支出済額の割合（以下「執行率」という。）は84.9％となっていた。なお、基金事業については、基金造成を行った時点で支出済額となることから、予算の執行率が事業の実施状況にかかわらず100％となるため、これを除いた20事業に限定した執行率は68.9％となっていた。また、3年度から7年度までの不用額の累計額は計204億余円となっていた。

行動計画に基づく事業として特定できる予算額についてみると、経済産業省が実施する後述ｂの「水産業を守る」政策パッケージ等に係る事業が72.5％と大部分を占めていた。このうち不用額が大きい事業は、図表19の通番30の緊急支援事業であり、5年度予算により措置された額に係る不用額は119億余円、執行率は59.7％となっていた。また、同事業における6年度の執行率は26.5％と低い状況となっていた。予算の執行率が低い理由について、所管する経済産業省は、申請要領において、新規需要開拓等事業の実施に伴う損失額と、所定の方法で算出した補助対象経費のいずれか低い方の額を補助金額とすることと規定しているため、結果的に損失額が発生せず、補助金額が0円となった漁業者団体等がいたことに加え、7年6月に中華人民共和国が日本の一部地域の水産物の輸入を条件付きで再開する公告を発出したことを受け、同国による輸入再開を見込んで申請を見送った漁業者団体等がいたことなどが考えられるとしている。

緊急支援事業のほかに執行率が50％未満となった事業は、図表19の通番34「農畜産物放射性物質影響緩和対策事業」であり、執行率は49.0％となっていた。予算の執行率が低い理由について、所管する農林水産省は、市町村におけるモニタリング調査等により放射性セシウムが検出されなかった農作物については、翌年度以降の事業対象外となるため、対策の実施により対象事業数が年々減少していることによるとしている。

また、前記の「水産業を守る」政策パッケージに係る事業以外で不用額が最も多かったのは図表19の通番22「水産業復興販売加速化支援事業」で、19億余円の不用額が生じていた。不用額が生じた理由について、所管する農林水産省は、同事業のうち、復興水産物「食べて応援」支援事業における量販店での販売促進について、しけ休漁等の理由により計画どおりの調達が行えなかったことに加え、当該事業における水産物の調達先である東北地方の漁港の水揚げが依然として低調な状況であることなどが影響し、販売数量及び実績が計画を下回ったことで規模を縮小したことなどのためとしている。

図表19　政府が行動計画に基づいて実施した取組に係る予算の執行状況等

（単位：百万円）

取組	通番	事業等名	省庁等	会計	予算額	うち特定可能分(A)	支出済額	うち特定可能分(B)	繰越額(C)	不用額(A-B-C)	執行率(B/A)(%)	予算計上
1.海水・水産物モニタリング	1	①東日本大震災被災地における環境モニタリング調査	環境省	復興	3,226	1,337	2,815	1,026	298	39	76.7	4～7年度
	2	②放射性物質環境汚染状況監視等調査研究に必要な経費／国際協力に必要な経費等	外務省	一般	255	255	255	255	－	0	99.9	3～7年度
	3		原子力規制委員会	復興	823	823	463	463	－	359	56.2	4～7年度
	4		経済産業省	エネ	1,659	500	1,590	449	－	50	89.9	4～7年度
	5	③海洋環境放射能総合評価事業	原子力規制委員会	エネ	3,487		3,417					4～7年度
	6	④放射性物質影響調査推進事業	農林水産省	復興	2,466	2,466	2,441	2,441	－	25	98.9	4～7年度
	7	⑤放射性物質研究拠点施設等整備事業	経済産業省	一般	2,260	2,260	2,260	2,260	－	－	100.0	3年度
2.理解醸成	8	①原子力災害等情報発信事業費補助金	経済産業省	エネ	760		753					4～7年度
	9	②風評払拭・リスクコミュニケーション強化対策	復興庁	復興	7,905		6,788					4～7年度
	10	③官民連携推進事業費	外務省	一般	182	53	176	49	－	3	93.3	4～7年度
	11	④外国メディア向けプレスツアー	外務省	一般	48	2	53	2	－	0	88.2	4～7年度
	12	⑤外国報道関係者招へい	外務省	一般	132	10	125	5	－	4	52.2	4～7年度
	13	⑥消費者安全推進啓発経費	消費者庁	一般	512	93	362	84	－	8	90.5	4～7年度
	14	⑦地域の魅力等発信基盤整備事業	経済産業省	復興	1,168		1,059					4～7年度
	15	⑧風評被害抑制のための「ＡＬＰＳ処理水対応パッケージ」	外務省	一般	8,048	6,221	7,941	6,134	－	87	98.5	5～7年度
3.水産業対策	16	①漁業・養殖業復興支援事業（がんばる漁業・養殖業）（基金事業）	農林水産省	復興	4,400	4,400	4,400	4,400	－	－	100.0	7年度 従来からの基金を活用
	17	②被災海域における種苗放流の支援事業	農林水産省	復興	3,192	3,192	2,760	2,760	－	431	86.4	4～7年度
	18	③漁業用機器設備の導入支援事業	農林水産省	復興	1,038		493					4～7年度
	19	④福島再生加速化交付金（水産業共同利用施設復興促進整備事業）	復興庁	復興	229,776	1,856	204,504	1,526	196	133	82.2	4～7年度
	20	⑤被災地次世代漁業人材確保支援事業	農林水産省	復興	5,319		659					4～7年度
	21	⑥災害復旧・復興に必要な資金の融通の円滑化	農林水産省	復興	671		479					6、7年度
	22	⑦水産業復興販売加速化支援事業	農林水産省	復興	16,210	16,210	14,214	14,214	－	1,995	87.6	4～7年度
	23	⑧官民合同チーム専門家支援事業（原子力災害による被災事業者の自立等支援事業の内数）（基金事業）	経済産業省	復興	3,530		3,530					5～7年度 従来からの基金を活用
	24	⑨人材確保支援事業（原子力災害による被災事業者の自立等支援事業の内数）	経済産業省	復興	446		433					4年度
	25	⑩6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業（原子力災害による被災事業者の自立等支援事業の内数）	経済産業省	復興	542		507					4年度
	26	⑪ＪＡＰＡＮブランド育成支援等事業（ＪＡＰＡＮブランド育成支援等事業費補助金）	経済産業省	一般	404		345					4年度
	27	⑫小規模事業者持続的発展支援事業（小規模事業者持続化補助金）	経済産業省	一般	940,079		940,079					3～6年度
4.万一の需要減少に備えた機動的な対策	28	多核種除去設備等処理水風評影響対策事業（風評影響対策事業（基金事業））	経済産業省	一般	**30,000**	**30,000**	**30,000**	**30,000**	－	－	100.0	3年度
				エネ					－	－	100.0	

取組	通番	事業等名	省庁等	会計	予算額	うち特定可能分(A)	支出済額	うち特定可能分(B)	繰越額(C)	不用額(A-B-C)	執行率(B/A)(%)	予算計上
5. 全国の漁業者に対する事業継続のための支援	29	ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業（漁業者支援事業（基金事業））	経済産業省	一般	**50,000**	**50,000**	**50,000**	**50,000**	－	－	100.0	4年度
				エネ					－	－	100.0	
				一般	**11,300**	**11,300**	**11,300**	**11,300**	－	－	100.0	6年度
6. 水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援	30	①ＡＬＰＳ処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業	経済産業省	一般	**20,714**	20,714	15,698	15,698	－	11,906	59.7	5年度予備費
					8,889	8,889	1,999	1,999	－			5年度
				一般	**13,999**	13,999	3,723	3,723	6,977	3,298	26.5	6年度
	31	②日本政策金融公庫等による資金繰り支援	経済産業省	一般	61,300		61,300					5年度
7. 農林･商工業対策	32	①福島県農林水産業復興創生事業	農林水産省	復興	15,674	4,663	13,715	3,483	－	1,180	74.6	4～7年度
	33	②農林業系廃棄物の処理加速化事業	環境省	復興	2,716		1,481					4～7年度
	34	③農畜産物放射性物質影響緩和対策事業	農林水産省	復興	266	266	130	130	－	135	49.0	4～7年度
	35	④特用林産施設体制整備復興事業	農林水産省	復興	3,446	3,446	2,791	2,791	151	504	80.9	4～7年度
	36	⑤安全な木材製品等流通影響調査・検証事業	農林水産省	復興	355		355					4～7年度
	37	⑥放射性物質による農畜産物等影響実態調査対策	農林水産省	復興	240		164					4～7年度
8. 観光業対策、交流人材拡大	38	①福島県における観光関連復興支援事業	観光庁	復興	1,996	1,996	1,960	1,960	－	36	98.1	4～7年度
	39	②ブルーツーリズム推進支援事業	観光庁	復興	1,067	1,067	800	800	－	267	74.9	4～7年度
	40	③事業再開・帰還促進交付金（原子力災害による被災事業者の自立等支援事業の内数）（基金事業）	経済産業省	復興	2,846		2,846					4～7年度
9. 中小機構・JETRO等による支援	41	①特別相談窓口の設置や復興支援アドバイザーの派遣等	経済産業省 農林水産省	一般								4～7年度
	42	②新輸出大国コンソーシアム事業、越境ＥＣ等利活用促進事業の一部（地域経済の成長につながる対内直接投資促進及び海外展開支援事業の内数）	経済産業省	一般								6年度
計		42事業（うち新たに予算措置された金額を抽出できる事業は23事業、左のうち基金事業以外は20事業）			1,463,365	186,029	1,401,180	157,963	7,624	20,469	84.9	

注（1） 会計は、「一般」が一般会計、「エネ」がエネルギー対策特別会計、「復興」が東日本大震災復興特別会計を示している。
注（2） 予算計上の「3年度」は、令和3年度補正予算で措置されたことを示す。
注（3） 予算額は令和3年度補正予算から7年度予算までの合計（補正予算、予備費使用額を含む。）を示し、支出済額及び不用額は3年度補正予算から7年度予算までの予算で措置された額に係る合計額、繰越額は7年度から8年度にかけての繰越しを示している。
注（4） 通番1の支出済額（特定可能分）について、予算額（特定可能分）を超過した年度があるため、図表中の数値を計算しても不用額と一致しない。
注（5） 網掛けは後述の「水産業を守る」政策パッケージ等に係る事業であり、行動計画における予算額の72.5%（(A)の網掛け部分の計134,904百万円/(A)全体の計186,029百万円）を占めている。
注（6） 斜線箇所は、各省庁等が従来実施している事業と一体となっている予算を活用して実施するなどしていて、行動計画に基づく事業の予算額等が特定できなかったことを示している。ただし、通番41及び通番42の予算額については、独立行政法人中小企業基盤整備機構、ＪＥＴＲＯ等における従来の予算（運営費交付金等）を活用しているため、斜線としている。

b 「水産業を守る」政策パッケージ等に係る取組の実施状況

ＡＬＰＳ処理水の海洋放出の開始を受けて、一部の国・地域において、原産地が日本である水産物の輸入規制を強化するなどしたことにより、当該国・地域への輸出割合が高かったホタテ、ナマコ等の水産物の輸出に大きな影響が生じた。このため、政府は、5年9月4日に、科学的根拠に基づかない輸入規制措置の即時撤廃を求めていくとともに、全国の水産業支援に万全を期すため、総額1007億余円の「水産業を守る」政策パッケージを策定

している。

総額1007億余円の内訳は、行動計画に基づき既に予算措置された2つの基金事業である多核種除去設備等処理水風評影響対策事業（図表19の通番28。以下「風評影響対策事業（基金事業）」という。）に係る基金300億円及び「ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業」（図表19の通番29上段。以下「漁業者支援事業（基金事業）」という。）に係る基金500億円並びに行動計画に基づき新たに予算措置された緊急支援事業（図表19の通番30上段）に係る5年度予算の予備費207億余円となっている。

また、政府は、必要に応じて機動的に予算の確保を行い、全国の水産業支援に万全を期すこととしており、緊急支援事業に対しては5年度補正予算で88億余円（図表19の通番30中段）、6年度補正予算で139億余円（図表19の通番30下段）、漁業者支援事業（基金事業）に対しては6年度補正予算で113億余円（図表19の通番29下段）を追加措置している。

7年度末時点における「水産業を守る」政策パッケージに係る基金の残高は、図表20のとおり、それぞれ215億余円、537億余円となっている。

図表20　「水産業を守る」政策パッケージに係る基金の残高の推移

（単位:億円）

事業名等＼年度		令和4年度	5年度	6年度	7年度
風評影響対策事業（基金事業）	収入	300	0	0	0
	支出	18	16	23	26
	年度末残高	281	264	241	215
漁業者支援事業（基金事業）	収入	500	0	113	1
	支出	0	2	2	72
	年度末残高	499	497	608	537

（注）　残高の中には、交付決定済等の既に使途が定まっている金額が含まれている。

このうち、漁業者支援事業（基金事業）は、長期にわたるＡＬＰＳ処理水海洋放出の影響を乗り越え、漁業者の創意工夫によって、持続可能な漁業継続を実現することを目的として、経済産業省が、4年度に一般社団法人漁業経営安定化推進協会（以下「漁安協」という。）に造成した500億円の基金を活用して、全国の地域水産業再生委員会等の事業主体が行う売上高向上又は基本コストの削減の取組を支援するものである。

漁業者支援事業（基金事業）の7年度末までの第1期事業に係る実施状況をみると、図表21のとおり、「①高付加価値化等支援事業」「②省燃油活動等支援事業」「③省資源・利用効率化等支援事業」及び「④省エネ機器等導入支援事業」について、漁安協を通じて事業主体に補助金が交付されており、その交付額は計72億7770万余円となっていた。なお、7年4月からの第2期事業に係る交付決定件数は、7年度末時点で370件となっているが、第2期事業の実施期間は最長2年であり、7年度末時点で額の確定まで完了したものはない。

図表21　漁業者支援事業（基金事業）の第1期事業に係る実施状況

（単位:千円、件）

事業区分名	事業の主な取組の内容	予算額	上段：交付決定件数 下段：額の確定件数	上段：交付決定額 下段：交付額
①高付加価値化等支援事業	新たな魚種・漁場の開拓及び漁場保全等に係る必要経費への支援	50,000,000 （4年度補正） 11,300,959 （6年度補正）	171 95	10,769,926 7,277,703
②省燃油活動等支援事業	省燃油活動等を通じた燃油コスト削減に向けた取組に対しての支援		370 356	
③省資源･利用効率化等支援事業	省資源化・有効利用等を通じた魚箱等コストの削減に向けた取組に対する支援		76 69	
④省エネ機器等導入支援事業	省エネ性能に優れた機器等の導入に要する費用への支援		45 44	
事務局経費				－ 285,844
計		61,300,959	389 375	10,769,926 7,563,547

（注）　事業主体が複数事業区分の取組に対してまとめて交付決定を受けている場合があるため、事業ごとの交付決定件数を合計しても、交付決定件数の計と一致しない。

また、経済産業省が制定した「ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業費補助金実施要領」（20230130財資第5号）によれば、漁業者支援事業（基金事業）の事業内容は、ＡＬＰＳ処理水海洋放出の影響のある漁業者に対して、売上高向上又は基本コスト削減により持続可能な漁業継続を実現するために、当該漁業者が創意工夫を凝らして取り組む活動への支援とされている。これを受けて、漁安協は、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出により影響を受けていることを条件として付すために、申請要件として、3年4月のＡＬＰＳ処理水に係る基本方針決定又は5年8月のＡＬＰＳ処理水の海洋放出（以下「ＡＬＰＳ処理水の海洋放出等」という。）以前の連続する6か月間のうち、任意の3か月間（以下「放出等以前の3か月」という。）の合計売上高等又は組合員数等と比較して、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出等以降の同期3か月（以下「放出等以降の3か月」という。）の合計売上高等又は組合員数等の平均が3%以上減少していることなどを事業計画書に記載するよう申請要領に定めている。このうち、任意の3か月間の合計売上高等で比較することについて、経済産業省は、魚種ごとに漁期が異なることから、特定の魚種に不利にならないための要件であるとしている。

そこで、4県(注12)に所在する55事業主体のうち、申請要件として、合計売上高等を選択していた42事業主体について、漁業者支援事業（基金事業）の申請状況をみたところ、申請要領に定めるとおり、放出等以降の3か月の合計売上高等について、放出等以前の3か月の合計売上高等から3%以上の減少が確認できた。しかし、放出等以前の3か月を含む年度の合計売上高等と放出等以降の3か月を含む年度の合計売上高等とを比較したところ、後者の合計売上高等の方が高額となっている事業主体が14事業主体見受けられた。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞　放出等以前の3か月を含む年度の合計売上高よりも放出等以降の3か月を含む年度の合計売上高の方が高額となっていたもの

Ａ地域水産業再生委員会は、漁業者支援事業（基金事業）の申請に当たり、ＡＬＰＳ処理水に係る基本方針決定後の令和3年8月、11月及び12月の合計売上高である264,337千円と、ＡＬＰＳ処理水に係る基本方針決定前の2年8月、11月及び12月の合計売上高である503,397千円を比較して、ＡＬＰＳ処理水に係る基本方針決定後において47%の減少がみられるとして、5年10月に漁安協へ事業計画書を提出していた。同委員会は、事業計画書に基づき、6年1月1日から7年3月31日までの間に、売上高向上及び基本コスト削減を目的として海浜清掃、船底清掃、減速航行等を実施し、43,694千円の補助を受けていた。

しかし、ＡＬＰＳ処理水に係る基本方針が決定される前の2年度と、ＡＬＰＳ処理水に係る基本方針が決定された後の3年度の各月における売上高を比較すると、表のとおり、同委員会が選択した8月、11月、12月のみでＡＬＰＳ処理水に係る基本方針が決定された後の3年度の売上高の方が低額となっていて、その他の月は3年度の方が高額となっていた。そこで、両年度の合計売上高を比較したところ、2年度が1,342,840千円、3年度が1,518,981千円となっており、13.1%増加していた。

表　令和2年度と3年度の売上高の比較

（単位：千円、％）

	令和2年度の売上高（ＡＬＰＳ処理水に係る基本方針決定前）	3年度の売上高（ＡＬＰＳ処理水に係る基本方針決定後）	増減率
4月	58,300	73,660	26.3
5月	55,988	66,391	18.5
6月	181,663	204,093	12.3
7月	135,606	274,400	102.3
8月	172,970	92,597	△ 46.4
9月	91,481	148,993	62.8
10月	57,294	111,090	93.8
11月	165,213	94,107	△ 43.0
12月	165,212	77,632	△ 53.0
1月	92,260	129,532	40.3
2月	90,894	138,436	52.3
3月	75,953	108,046	42.2
計	**1,342,840**	**1,518,981**	**13.1**

経済産業省は、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出等の前後の年の合計売上高等について単純な年間比較をした場合、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出等以降の年が豊漁で合計売上高等が高くなる場合も想定されるものの、それが直ちに海洋放出の影響がないというものではないとの考え方もあるとしている。

しかし、任意の同期3か月で合計売上高等を比較することとしていることから、事業計画書において、事業主体における年間を通じた海洋放出の影響の有無の判断が困難な状況になっていると思料される。

ＡＬＰＳ処理水の海洋放出は、今後、長期間にわたることが見込まれることから、漁業者支援事業（基金事業）も長期にわたり実施することが見込まれる。したがって、経済産業省において、漁安協に対して、漁業者支援事業（基金事業）の実施に当たり、輸入規制措置等の環境の変化を踏まえて、申請要件等について不断の見直しを行うなどするよう指導することが必要である。

（注12）　4県　　茨城、新潟、兵庫、佐賀各県

(3) 東京電力グループにおける資金確保等の状況

ア　東京電力グループの利益目標

四次総特及び五次総特において、東京電力並びに東京電力フュエル&パワー株式会社（以下「東京電力ＦＰ」という。）、東京電力パワーグリッド株式会社（以下「東京電力ＰＧ」という。）、東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「東京電力ＥＰ」という。）及び東京電力リニューアブルパワー株式会社（以下「東京電力ＲＰ」という。）の4基幹事業会社並びにそれぞれの子会社及び関連会社（以下、これら5社並びに各社の子会社及び関連会社を合わせて「東京電力グループ」という。）は、賠償及び廃炉のために年間約5000億円程度の資金(注13)を確保した上で、除染費用については、機構が保有する東京電力の株式の企業価値向上による売却益で支弁することを基本とするとされている。また、平成29年5月に作成された新々・総合特別事業計画及び四次総特においては、除染費用に相当する売却益4兆円を捻出するために必要な株式価値（時価総額）の目標は7.5兆円(注14)になるとして、年間4500億円規模の当期純利益(注15)を創出する必要があるとしている。

五次総特では、福島第一原発事故以降、東京電力グループを取り巻く事業環境は著しく変化し、フリー・キャッシュ・フロー(注16)（以下「ＦＣＦ」という。）が30年度以降、8期連続してマイナスとなるなど、東京電力グループの財務状況は悪化しているが、アライアンス(注17)等を通じて企業価値を向上する余地が残されていると考えられるとしている。

（注13）　年間約5000億円程度の資金　　東京電力は、賠償及び廃炉を自らの経営改革によりやり遂げるために、「東電改革提言」において、それぞれ年間平均2000億円程度及び3000億円程度の資金を準備することが求められており、これを受けて四次総特及び五次総特では、年間約5000億円程度の資金を確保していくとしている。
（注14）　7.5兆円　　機構が引き受けた東京電力の種類株式を普通株式に転換して売却等する場合、交付される普通株式数は、約33.3億株となり、既発行株式数約16億株を加えると、約49.3億株となる。売却益4兆円を捻出するために5兆円の売却収入を得るには1株当たりの平均売却価額が1,500円（5兆円÷33.3億株）になる必要があるため、東京電力の株式価値（時価総額）の目標は7.5兆円（1,500円×49.3億株）となる。
（注15）　年間4500億円規模の当期純利益　　株式価値（時価総額）7.5兆円を平均的な株価収益率である17倍で除して当期純利益4500億円を算出している。
（注16）　フリー・キャッシュ・フロー　　営業活動により獲得した資金から活動を維持するために必要な投資等の支出（東京電力グループにおいては賠償及び廃炉のための支出が含まれる。）を控除した値であり、事業活動を通じて得た資金の中で自由に使うことのできる額を示す財務指標
（注17）　アライアンス　　他企業との業務提携・資本提携、共同出資等により、企業同士が資金、技術、人材等の資源を提供し合うことで競争力を確保する経営手法

イ　収支見通しと決算との比較等

五次総特においては、令和7年度から16年度までの収支見通しが示されている。

今回、四次総特及び五次総特における収支見通しと、4年度から7年度までの決算とを比較し、当期純利益等について分析した。なお、四次総特及び五次総特における収支見通しの数値は、東京電力及び4基幹事業会社を合算して算定されていることから、本項の分析においては、決算の数値についても東京電力及び4基幹事業会社の財務諸表を合算した数値（内部取引相殺消去後）を用いている。

(ｱ) 東京電力グループの決算実績と収支見通しの比較

当期純利益についてみると、図表22のとおり、4、5両年度は実績が収支見通しを下回っている。これは、4年度において燃料価格の高騰等により電気の調達費用（営業費用）が増加したこと、5年度においてＡＬＰＳ処理水保管タンクの撤去費用等の災害特別損失の増加等により特別損失が増加したことなどによると考えられる。

一方、6、7両年度は実績が収支見通しを上回っている。これは、電力量の販売予測を上回って小売電気の販売及び東京電力グループの電力販売エリア需要が増加して営業収益が増加したことに加えて、電力調達単価が下落して営業費用が減少したこと、株式会社関電工（以下「関電工」という。）の普通株式を売却したことにより特別利益が約1030億円増加したことなどによると考えられる。五次総特における8年度以降の収支見通しについては、柏崎刈羽原発の再稼働（8年4月に6号機が営業運転を開始）による年間約1000億円規模の収支へのプラスの影響及び購入電力料の継続的な減少を反映していることなどにより、当期純利益は堅調に推移する見込みとなっている。

なお、五次総特認定後のイラン情勢（ホルムズ海峡封鎖等）による燃料費高騰が財務状況に与える影響について、東京電力は、日本のホルムズ海峡経由でのＬＮＧ輸入量が比較的少ないこと及び石油火力の割合が低いことに加えて、火力発電及び燃料事業を移管した株式会社ＪＥＲＡ(注18)（以下「ＪＥＲＡ」という。）からの購入電力量が増大した場合であっても、料金における燃料費調整制度により基本的には価格転嫁が可能であることから、五次総特における中長期的な収支見通しに直ちに影響が出るものではないとしている。ただし、資源価格の高騰が継続するなどした場合には、電気料金の設計及び経営環境に影響を及ぼす可能性があるため、引き続き注視していくとしている。

（注18）　株式会社ＪＥＲＡ　　東京電力ＦＰ及び中部電力株式会社がそれぞれ50％を出資し、両社の火力発電事業等を統合することを目的として平成27年4月30日に設立された。

図表22　四次総特及び五次総特における収支見通しと決算の比較等

（単位：億円）

項目＼特別事業計画名等	四次総特				四次総特(改訂)		五次総特	
	令和4年度		5年度		6年度		7年度	
	見通し	実績	見通し	実績	見通し	実績	見通し	実績
貸借対照表								
資産の部								
廃炉等積立金	－	6378	－	6731	－	7122	－	7484
現金及び預金	－	7179	－	1兆2425	－	9363	－	9372
その他	－	12兆2073	－	12兆6797	－	13兆3384	－	13兆8899
資産合計	－	13兆5630	－	14兆5954	－	14兆9869	－	15兆5756
負債及び純資産の部								
社債	－	2兆8865	－	3兆0650	－	3兆2310	－	3兆3210
短期借入金	－	2兆1831	－	2兆6362	－	2兆8678	－	2兆9263
その他	－	5兆3714	－	5兆3562	－	5兆1019	－	5兆9098
負債合計	－	10兆4411	－	11兆0574	－	11兆2008	－	12兆1572
株主資本	－	2兆9895	－	3兆2576	－	3兆4188	－	2兆9652
その他	－	1323	－	2803	－	3672	－	4530
純資産合計	－	3兆1219	－	3兆5380	－	3兆7861	－	3兆4183
損益計算書								
営業収益	4兆2713	7兆4579	4兆4228	6兆6629	6兆5294	6兆5451	6兆1510	6兆0459
営業費用	4兆2056	7兆7160	4兆3038	6兆4181	6兆3476	6兆3474	5兆9595	5兆7461
うち一般負担金		675		675		675		675
うち特別負担金		－		2300		700		400
営業利益	656	△2580	1190	2447	1819	1977	1915	2999
経常利益	558	△2721	1050	2034	1292	1345	1683	2917
税引前当期純利益	920	△568	1022	802	794	788	△7335	△4646
当期純利益	919	△541	981	608	572	575	△7393	△5088

注（1）　五次総特における収支見通しは、柏崎刈羽原発について令和8年2月から最初に6号機が再稼働するものの、特定重大事故等対処施設の設置期限以降は、当該施設の工事の完了まで稼働を中断するものとしており、7号機については、当該施設の工事が完了した後に再稼働するものとしている。

注（2）　損益計算書の見通し及び実績は、東京電力及び4基幹事業会社の数値である。

(ｲ) 東京電力グループの決算の状況

4年度から7年度までの東京電力グループの決算の状況をみたところ、図表23のとおり、グループ全体で業績が悪化した4年度を除き、経常利益の黒字を確保していたものの、7年度における当期純利益は、燃料デブリ取り出し準備の作業費用等を含む災害特別損失9138億円を計上したこともあり、4542億余円の当期純損失となっており、4年度から7年度までの間、年間4500億円規模の利益創出の目標は達成されていない。

なお、年間4500億円規模の利益創出の目標を設定するに当たって用いられている1株当たりの平均売却価額は1,500円であるのに対して、7年度末における株価期末終値は638.9円であった。

図表23　東京電力グループの決算の状況

項目＼年度	令和4年度	5年度	6年度	7年度
損益計算書				
営業収益(億円)	7兆7986	6兆9183	6兆8103	6兆3285
営業費用(億円)	8兆0276	6兆6395	6兆5759	5兆9908
営業利益(億円)	△2289	2788	2344	3376
経常利益(億円)	△2853	4255	2544	4173
当期純利益(億円)	△1236	2678	1612	△4542
株価収益率（倍）	－	5.65	4.27	－
株価期末終値（円）	473.0	944.0	429.7	638.9

(ｳ) 経営合理化と資産売却等

五次総特において、東京電力グループは、7年度から16年度までの10年間にわたって、約3.1兆円のコスト削減を見込み、資産売却については、7年度から原則3年以内に2000億円規模の売却額の捻出を目指すとされている。

経営合理化については、五次総特において、東京電力、東京電力ＥＰ及び東京電力ＲＰにおいて、10か年（7年度から16年度まで）約10,600件、約6.0兆円の設備投資・費用計画

に対し、妥当性の検証を網羅的に実施するとされ、また、東京電力ＰＧにおいても設備投資・費用計画の全取組に対し、同様に検証を実施するとされており、各社における経営合理化目標（合計3.1兆円）については、図表24のとおりとなっていた。これに対し、各社の7年度のコスト削減の実績は、東京電力によると、設備関係費1185億円（1兆2611億円の約9.3％）、人件費2454億円（1兆3794億円の約17.7％）、電源調達費1106億円（4555億円の約24.2％）の合計4745億円（3兆0959億円の約15.3％）となっている。

図表24　各社における経営合理化目標（合計3.1兆円）　（単位：億円）

社名／項目	東京電力	東京電力ＥＰ	東京電力ＲＰ	東京電力ＰＧ	計
設備関係費(注)	1兆0038	△4603	91	7085	1兆2611
人件費	2306	1557	596	9335	1兆3794
電源調達費	－	4555	－	－	4555
計	1兆2343	1509	688	1兆6420	3兆0959

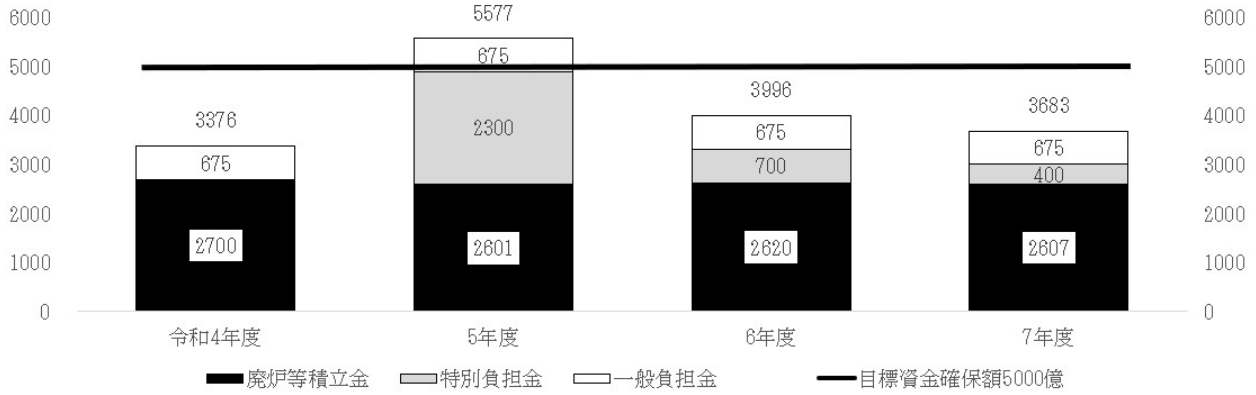
（注）「△」の記号は「増加」を意味している。

資産売却については、2000億円規模の売却額の捻出を目指すとしていたのに対して、7年度に関電工の普通株式を売却することにより、1513億余円（2000億円の約75.6%）の売却額を捻出している。

ウ　東京電力グループの資金確保の状況

賠償及び廃炉のための資金確保については、図表25のとおり、4年度は3376億余円、5年度は5577億余円、6年度は3996億余円、7年度は3683億余円であり、4年度から7年度までの期間において、5000億円の資金確保を達成できたのは5年度のみであった。

図表25　賠償及び廃炉のために確保した資金の額と内訳　（単位:億円）



(ｱ) 連結キャッシュ・フロー計算書の状況

東京電力グループにおける資金確保の状況を分析するために、連結キャッシュ・フロー計算書の各項目についてみると、図表26のとおり、営業活動によるキャッシュ・フローについては、4年度において燃料価格の高騰等により756億余円のマイナスとなっていたが、5年度から7年度までは賠償及び廃炉に係る支出を行いながらもプラスとなっている。また、投資活動によるキャッシュ・フローについては、既存施設の補修等により固定資産を取得したことによる支出が大半を占めており、4年度から7年度までのいずれの年度においてもマイナスとなっていた。これらの営業活動及び投資活動によるキャッシュ・フローからＦＣＦを算出すると、いずれの年度においてもマイナスであり、平成30年度から8期連続でマイナスとなっていた。なお、令和7年度は、関電工の普通株式を売却するなどして1688億円の収入を計上しているものの、ＦＣＦをプラスに転じさせるほどの資金の増加には至らなかった。

また、現金及び現金同等物（以下「現金等」という。）の期末残高をみると、4年度及び6年度は、現金等の期末残高は減少しており、投資等に必要な支出については、保有する資

金を取り崩すことにより対応していた。一方、5年度及び7年度は、現金等の期末残高が増加しているものの、5年度は燃料費等調整制度の「期ずれ」の影響で電気の販売収入額が増加したため、営業活動によるキャッシュ・フローの資金が増加したことによる一過性の要因によるものであった。

図表26　東京電力グループのキャッシュ・フロー計算書におけるキャッシュ・フローの推移

（単位：億円）

項目＼年度	令和4年度	5年度	6年度	7年度
営業活動によるキャッシュ･フロー(A)	△756	6730	3612	5603
うち税引前当期純利益	△1119	3023	1987	△3943
うち賠償に係る支出(①)	△1075	△675	△2975	△1375
うち一般負担金	△675	△675	△675	△675
うち特別負担金	△400	－	△2300	△700
うち廃炉等積立金の積立(②)	△2601	△2700	△2601	△2620
賠償・廃炉に係る支出(③=①＋②)	△3677	△3376	△5577	△3996
うち利息及び配当金の受取額	254	54	109	413
投資活動によるキャッシュ･フロー(B)	△3888	△6987	△8592	△6636
うち固定資産の取得による支出	△6311	△7048	△8333	△9090
うち投融資の回収による収入	1954	90	69	1688
ＦＣＦ(A＋B)	△4645	△257	△4979	△1032
財務活動によるキャッシュ･フロー	3199	5414	1941	1104
うち資金調達による収入	5兆1588	6兆3696	5兆9793	5兆5499
うち社債の発行による収入	7745	6626	4713	3091
うち短期借入による収入	4兆3791	5兆7061	5兆4926	5兆2058
うち債務返済による支出	△4兆8662	△5兆8240	△5兆7767	△5兆4637
うち社債の償還による支出	△4758	△5138	△4874	△3040
うち短期借入金の返済による支出	△4兆3666	△5兆2531	△5兆2610	△5兆1474
現金等の期首残高	8618	7173	1兆2351	9264
現金等の期末残高	7173	1兆2351	9264	9366

注（1）　一般負担金、特別負担金及び廃炉等積立金は、翌年度に、機構に納付又は積立てされていることから、本図表では納付又は積立てされた年度で整理している。

注（2）　財務活動によるキャッシュ・フローのうち、資金調達による収入及び債務返済による支出は、それぞれ有利子負債（社債、長期借入金及び短期借入金）を利用した収入及び有利子負債の返済による支出を記載している。

注（3）　為替換算及び連結の範囲の変更による現金等の増減があるため、各キャッシュ・フローの合計を期首残高に加えても期末残高に一致しない。

(ｲ) 東京電力グループの資金調達の方法

東京電力グループでは、ＦＣＦがマイナスとなる状況が続いており、追加の資金調達を行うなどして電力の安定供給維持等に必要な投資を行っている一方で、五次総特において、成長投資については新規投資を実質的にゼロにする対策を行うなど資金の確保が難しい状況となっており、東京電力は、第三者とのアライアンスを追求しつつ、グループ全体の自律的な資金調達能力の回復を目指すとされている。

そこで、東京電力グループの資金調達の方法について、グループの中核となる東京電力及び4基幹事業会社の状況をみると、図表27のとおり、7年度末時点では、公募債53.6%、借入金45.3%（借入金残高に対する長期借入金残高の割合は2.5%、期末日から1年以内に返済期限が到来する短期借入金残高の割合は97.5%）となっている。また、平成28年度に基幹事業会社である東京電力ＰＧにおいて900億円の公募債を発行し、発行市場へ復帰する

など、令和4年度から7年度にかけて公募債残高は増加している。借入金の一部については、東京電力は、五次総特に基づき、金融機関に対して与信の維持を要請しており、借換えを行うなどして残高を維持している。

なお、電力会社の一般担保付社債制度が7年3月31日に廃止されたことに伴い、7年度以降の社債発行においては、一般担保を付した私募債を発行することができなくなったことから、6年度末をもって信託スキーム(注19)を利用した資金調達を行わなくなった。そのため、6年度末以降、借入金残高は増加している。

(注19)　信託スキーム　　民間金融機関が信託受託者の信託勘定への融資を行い、信託受託者が当該融資を基にして東京電力に資金を供給する仕組み

また、有利子負債利息についてみると、図表27のとおり、4年度から7年度にかけて金利が上昇しており、現行の金利水準で公募債を発行し、借入れを行うとすれば、支払利息は増加していくと考えられる。

有利子負債残高が増加している状況下で、東京電力グループが負担する利息額が経営に与える影響を踏まえれば、東京電力グループは、金利変動の状況を見極めながら、公募債の発行額及び借入額を維持しつつ、これら以外の方法を含め安定的な資金調達に取り組んでいくことが重要である。

図表27　東京電力及び4基幹事業会社の資金調達の方法等

(単位:億円)

内訳＼年度			令和4年度末	5年度末	6年度末	7年度末
民間金融機関	借入金残高		1兆6025	1兆8841	2兆3817	2兆4398
		構成比率注(1)	(27.7%)	(29.9%)	(36.6%)	(36.9%)
	信託スキーム	委託者向け借入金残高	2344	2627	－	－
		構成比率	(4.1%)	(4.2%)	(0.0%)	(0.0%)
		私募債残高	2546	2546	－	－
		構成比率	(4.4%)	(4.0%)	(0.0%)	(0.0%)
政投銀借入金残高			4945	5793	5610	5539
		構成比率	(8.6%)	(9.2%)	(8.6%)	(8.4%)
借入金残高計			2兆5861	2兆9809	2兆9428	2兆9938
		構成比率	(44.8%)	(47.3%)	(45.2%)	(45.3%)
公募債残高			3兆1450	3兆2950	3兆5350	3兆5410
		構成比率	(54.5%)	(52.2%)	(54.3%)	(53.6%)
その他残高			439	309	312	695
		構成比率	(0.8%)	(0.5%)	(0.5%)	(1.1%)
有利子負債残高合計			5兆7750	6兆3069	6兆5090	6兆6043
		構成比率	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
有利子負債利息			473	567	677	900
		平均利率注(2)	(0.9%)	(1.0%)	(1.1%)	(1.4%)

注(1)　表中の括弧内のパーセント表示は有利子負債残高合計に対する当期末残高の比率を示している。
注(2)　表中の括弧内のパーセント表示は前期末残高に対する当期利息発生額の比率を示している。

エ　アライアンスの状況

機構は、経営改革の検証・評価結果において、年間4500億円規模の利益を創出する目標等について東京電力グループに求める点を示した。五次総特には、経営改革の検証・評価結果において示された東京電力グループの企業価値向上の取組方針についても盛り込まれている。具体的には、経営改革の検証・評価結果において、収益拡大に向けて成長投資の拡大が必要であるが、東京電力グループ単独での資金調達には限界があり、アライアンスが不可欠とされてい

ることを踏まえ、アライアンスによる資金、技術、能力等の補完は最も有効かつ実効的な選択肢であるとされている。

これらを受けて、東京電力は、8年3月末を期限とし、特定の分野に限定することなくパートナー候補から広くアライアンスの提案を募集し、具体的な枠組み及び仕組みについては交渉していくとしている。一方、五次総特において、過去のアライアンスについては、ＪＥＲＡ設立以降、包括的なアライアンスは実現できていないとされている。

そこで、ＪＥＲＡの持分法投資損益(注20)（以下、持分法による投資利益を「投資利益」という。）が、東京電力グループの経常利益に与える影響についてみたところ、図表28のとおりとなっていて、7年度においては、東京電力グループの連結損益計算書において計上されるＪＥＲＡの投資利益は977億余円となっていて、東京電力グループの経常利益4173億余円の約23.4％となっていた。

（注20）　持分法投資損益　　持分法とは、投資会社が被投資会社の資本及び損益のうち投資会社に帰属する部分の変動に応じて、その投資の額を連結決算日ごとに修正する方法をいう。また、持分法投資損益とは、被投資会社の利益又は損失のうち、投資会社が保有する持分割合に応じて計上される損益をいう。

また、ＪＥＲＡの7年度における当期純利益は2000億円の目標に対して実績は1836億円となっていて、17年度までに当期純利益3500億円を達成することを目標としている。この当期純利益3500億円を基礎として、東京電力グループの持株比率である50％を乗じて得られた額と、17年3月期の五次総特の収支見通しに記載されている東京電力及び4基幹事業会社の当期純利益2998億円（ＪＥＲＡの投資利益は含まれない。）とを合計すれば、ＪＥＲＡを含めた東京電力グループの収支として、年間4500億円の利益創出目標の水準に達することになる。

図表28　ＪＥＲＡの投資損益が東京電力グループの経常利益に与える影響

（単位：億円）

項目＼年度	令和4年度	5年度	6年度	7年度
ＪＥＲＡ当期純利益（燃料費調整の影響を除く。）	2003	1487	1437	1836
東京電力グループの経常利益（A）	△2853	4255	2544	4173
うちＪＥＲＡの投資損益（B）	△204	1870	748	977
ＪＥＲＡの投資利益が経常利益に占める割合（B/A）	－	43.9%	29.4%	23.4%

ＪＥＲＡによる配当金の支払額は、4年度は842億円（東京電力グループ及び中部電力株式会社以外への支払額を含む。）、5、6両年度は0円（無配）、7年度は431億円となっており、そのうち東京電力グループが受け取った配当金の額は、それぞれ、415億円、0円（無配）、215億円となっていて、配当金の受取額がＦＣＦにプラスの影響を与えていた。

このように、ＪＥＲＡのようなアライアンスが東京電力グループの利益創出及びＦＣＦに与える影響は大きいと考えられる。

五次総特において、機構及び東京電力は、アライアンス等の更なる企業価値向上施策等を通じて、東京電力グループにおいてより一層の収益力の改善及び財務体質の強化が必要であるとしており、経営合理化策に不断に取り組むことに加え、アライアンスによる事業領域の拡大及び自律的な資金調達の確保を目指すこととしている。

したがって、アからエまでを踏まえ、東京電力は、電力の安定供給を実現しながら、賠償及び廃炉に係る支出並びに将来の収益基盤となる投資等に必要な支出を長期にわたって行うために、より一層の収益力の改善及び財務体質の強化に引き続き取り組む必要がある。

4　本院の所見

東京電力による賠償の実施状況をみると、7年度までの支払額は、被災者賠償が7兆9384億余円、除染等に係る賠償が3兆7442億余円、計11兆6826億余円となっている。このうち、東京電力が行うＡＬＰＳ賠償の状況をみると、東京電力は、5年8月のＡＬＰＳ処理水の海洋放出開始以降、ＡＬＰＳ賠償を行っており、7年度末までに、約1,100件、900億余円の支払を完了していた。東京電力

は、ＡＬＰＳ賠償における賠償金と経済産業省が実施する新規需要開拓等事業における新規需要開拓費の同質性について弁護士等の専門家に相談するなどしたところ、同質性が認められる余地があるとの見解が示されたことから、同質性が認められる部分の補助金額をＡＬＰＳ賠償の金額から控除することとし、7年4月に経済産業省へこれらの取扱いを報告していた。東京電力は、本院の検査のほか、経済産業省との議論及び8年5月に改めて示された見解を踏まえて、同月以降、ＡＬＰＳ賠償における賠償金と新規需要開拓費の同質性に係る控除の取扱いを再度検討することとした。その結果、新規需要開拓費については損害と同質性が認められる補助金等として取り扱う必要性はないとして、ＡＬＰＳ賠償における賠償金からの新規需要開拓費の控除は不要であると整理した。

機構が国庫納付を行うための原資となる特別負担金の状況をみると、特別負担金控除前の経常損益及び当期純損益がともに赤字であった4年度を除き特別負担金の納付を求めている。特別負担金の額については、機構は、4年度以降、必要な事業資金を確保しながらも、できるだけ高額な負担を求めるものとして算定したことを機構のウェブサイトで公表していた。また、7年度に東京電力に求める特別負担金の額を前年度から変更した理由について、8年6月に機構のウェブサイトで公表していた。そうした中で、4年度のように特別負担金の納付を求めないことは例外的な取扱いとなっていたが、詳細な理由が公表されていない。また、6年度は、一旦決定した金額を翌月に増額変更していたが、これについても、詳細な理由が公表されていない。

機構が管理している廃炉等積立金の状況をみると、機構は、東京電力に対して、使用残額を納付することを求めておらず、使用残額が廃炉等積立金に戻し入れられていなかった。機構は、平成30年度から令和7年度までに発生した使用残額計1255億余円を廃炉等積立金に戻し入れていないことから、長期にわたる巨額の資金需要に対応できる体制を整備し、廃炉等の実施をより確実なものとするという廃炉等積立金制度の設立の趣旨に鑑みると、今後の資金需要に備えてより十分な額を積み立てる視点からみた廃炉等積立金の取扱いとしては、必ずしも十分なものとはなっていなかった。

漁業者支援事業（基金事業）の申請状況をみたところ、放出等以前の3か月を含む年度の合計売上高等と放出等以降の3か月を含む年度の合計売上高等とを比較したところ、後者の合計売上高等の方が高額となっている事業主体が見受けられた。ＡＬＰＳ処理水の海洋放出等の前後の合計売上高等について、任意の同期3か月で比較することとしていることから、事業計画書において、事業主体における年間を通じた海洋放出の影響の有無の判断が困難な状況になっていると思料される。

東京電力グループにおける資金確保等の状況をみたところ、連結キャッシュ・フロー計算書から算出されるＦＣＦが平成30年度以降マイナスとなる状況が続いており、追加の資金調達を行うなどして電力の安定供給維持等に必要な投資を行っている一方で、五次総特において、成長投資については新規投資を実質的にゼロにする対策を行うなど資金の確保が難しい状況となっており、東京電力は、第三者とのアライアンスを追求しつつ、グループ全体の自律的な資金調達能力の回復を目指すとされている。また、有利子負債残高が増加している状況下で、東京電力グループが負担する利息額が経営に与える影響を踏まえれば、東京電力グループは、金利変動の状況を見極めながら、公募債の発行額及び借入額を維持しつつ、これら以外の方法を含め安定的な資金調達に取り組んでいくことが重要である。

したがって、今後、経済産業省は次のアの点に留意して原子力損害の賠償及び処理水対策に関する支援等を実施し、機構は次のイの点に留意して資金援助業務を実施するとともに廃炉等積立金を管理し、東京電力は次のウの点に留意して原子力損害の賠償、廃炉等を実施していく必要がある。

廃炉作業の進捗及び賠償については、国民の関心が高く、需要家には電気料金等による負担を強いている。経済産業省、機構及び東京電力は、これらの認識の下、情報を積極的に公表するなどして、一層の説明責任を果たしていくことが重要である。

ア　経済産業省において、

(ｱ) 復興の基本方針の趣旨を踏まえ、東京電力に対して、ＡＬＰＳ賠償の請求者が各種の補助金等の交付を受けている場合には、補助金等の所管省庁と十分な情報共有を行った上でＡＬＰＳ賠償を進めるよう指導するとともに、東京電力による各種の賠償が円滑に進められるよう、適切な助言等を行うこと

(ｲ) 漁安協に対して、漁業者支援事業（基金事業）の実施に当たり、輸入規制措置等の環境の変化を踏まえて、申請要件等について不断の見直しを行うなどするよう指導すること

イ　機構において、

(ｱ) 特別負担金については、交付国債の償還により資金援助を受けた東京電力に対して求める追加的な負担であり、機構が国庫納付する際の原資となるもので、その負担額については国民の関心も高いことから、今後、東京電力に特別負担金を納付させないこととする場合及び一旦決定した特別負担金の額を変更する場合は、納付させない理由及び変更する理由について国民に対して特に丁寧に説明すること

(ｲ) 東京電力による廃炉等の実施の管理・監督を行う主体として、長期にわたる廃炉等に係る巨額の資金需要に対応するために、今後発生する使用残額を廃炉等積立金に確実に戻し入れるとともに、東京電力の収支の状況に照らし事業の円滑な運営に支障を来すことのない範囲で、今後の廃炉等に係る費用を踏まえて十分な積立額を決定していくことにより、廃炉等に係る資金についての適切な管理、積立金制度に基づく作業管理等を着実に行うこと

ウ　東京電力において、電力の安定供給を実現しながら、賠償及び廃炉に係る支出並びに将来の収益基盤となる投資等に必要な支出を長期にわたって行うために、より一層の収益力の改善及び財務体質の強化に引き続き取り組むこと

本院としては、今後の賠償及び廃炉に向けた取組等の進捗状況を踏まえつつ、今後とも東京電力が実施する原子力損害の賠償及び廃炉・汚染水・処理水対策並びにこれらに対する国の支援等の状況について引き続き検査していくこととする。

別図表　廃炉・汚染水・処理水対策に係る財政措置

（単位：百万円）

所管	区分		会計名等（年度）	目	事業名等	令和3年度までの累計	4年度	5年度	6年度	7年度	7年度までの累計	備考
経済産業省	研究開発等	委託費	一般会計補正予算（平成23年度）及び東日本大震災復興特別会計（平成24年度）	電力基盤高度化等対策委託費	発電用原子炉等事故対応関連技術基盤整備委託費	2,484	－	－	－	－	2,484	
			エネルギー対策特別会計（平成25年度）	軽水炉等改良技術確証試験等委託費	発電用原子炉等廃炉・安全技術基盤整備委託費	4,500	－	－	－	－	4,500	
			一般会計補正予算（令和6年度、7年度）	産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等委託費	廃炉・汚染水・処理水対策事業費	－	－	－	95	99	195	
		補助金	一般会計補正予算（平成23年度）及び東日本大震災復興特別会計（平成24年度）	電力基盤高度化等対策事業費補助金	発電用原子炉等事故対応関連技術開発費補助金	1,495	－	－	－	－	1,495	
			エネルギー対策特別会計（平成25年度）	原子力発電関連技術開発費等補助金	発電用原子炉等廃炉・安全技術開発費補助金	4,177	－	－	－	－	4,177	
		基金	一般会計補正予算（平成25年度～令和7年度）	産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金 注（2）	廃炉・汚染水・処理水対策事業費(廃炉・汚染水・処理水対策基金造成費)	146,841	12,000	10,000	8,554	8,600	185,996	本文3(2)ウ(ｱ)a
	研究施設の整備等		一般会計補正予算（平成24年度、令和3年度、5年度～7年度）	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構出資金 注(3)	放射性物質研究拠点施設等整備事業	87,260	－	2,400	3,400	4,600	97,660	本文3(2)ウ(ｱ)b
			一般会計補正予算（平成26年度～令和7年度）	産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金 注（2）	放射性物質研究拠点施設等運営事業費	12,430	2,910	5,097	5,097	4,785	30,321	
	実証事業		一般会計予備費（平成25年度）及び補正予算（平成25年度、26年度）	産業技術実用化開発事業費補助金	汚染水処理対策事業	49,550	－	－	－	－	49,550	
	計					308,738	14,910	17,497	17,147	18,085	376,379	
文部科学省	研究開発等	委託費	エネルギー対策特別会計（平成26年度）	軽水炉等改良技術確証試験等委託費	廃止措置等基礎基盤研究・人材育成プログラム委託費	253	－	－	－	－	253	
			一般会計（平成27年度～令和2年度）	科学技術試験研究委託費	英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業	2,695	－	－	－	－	2,695	
			一般会計（平成29年度～令和元年度）	原子力施設廃止措置研究等委託費		1,290	－	－	－	－	1,290	
		補助金	一般会計（平成30年度～令和7年度）	廃炉研究等推進事業費補助金		3,188	1,154	1,080	1,075	1,056	7,555	
	研究施設の整備等		一般会計（平成27年度～29年度）	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助金	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助金	1,449	－	－	－	－	1,449	
			一般会計（平成29年度）	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構設備整備費補助金	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構設備整備費補助金	300	－	－	－	－	300	
	計					9,178	1,154	1,080	1,075	1,056	13,545	
合計						317,916	16,064	18,578	18,223	19,141	389,924	

注（1）　本別図表は、国が財政措置を講じた年度に基づいて本院が整理したものである。これらの財政措置に基づく事業の中には、予算の繰越しや基金の取崩しにより、翌年度以降に実施されているものがある。

注（2）　平成25年度から令和4年度までは、(目)産業技術実用化開発事業費補助金である。

注（3）　平成24年度は、(目)独立行政法人日本原子力研究開発機構出資金である。

独立行政法人福祉医療機構が福祉施設及び病院等施設の設置者等に対して貸し付けた新型コロナウイルス対応支援資金に係る貸付債権等の状況について

1　検査の背景

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた福祉施設及び病院等施設に対するコロナ貸付けの概要

ア　福祉貸付事業及び医療貸付事業の概要

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。以下「機構法」という。）に基づき、福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的として、機構本部及び大阪支店において、社会福祉事業施設の設置、整備若しくは経営に必要な資金をその設置者等に又は福祉用具貸与事業等に必要な資金を当該事業を行う者に貸し付ける業務（以下「福祉貸付事業」といい、この事業による資金の貸付けを「福祉貸付」という。）、病院等の設置、整備若しくは経営に必要な資金をその開設者に又は指定訪問看護事業に必要な資金を当該事業を行う者に貸し付ける業務（以下「医療貸付事業」といい、この事業による資金の貸付けを「医療貸付」という。また、福祉貸付事業と医療貸付事業を合わせて「貸付事業」という。）等の各種業務を行っている。

貸付事業は、上記施設の設置、整備又は経営等に対して、長期・固定・低利の資金を提供することなどにより、福祉・医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資する政策融資としての役割を担っている。なお、機構は、貸付事業において、建築資金等を貸し付けており、貸付けに当たっては、原則として担保を徴するものとされている。

イ　コロナ貸付けに関する制度の概要

(ｱ) コロナ貸付けの概要

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（令和2年2月新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の国際的な広がりの影響を受けている中小企業等に対して資金繰り支援を実施することとされた。これを踏まえて、機構は、厚生労働省の要請により、地域の福祉・医療サービスの提供体制を維持・確保するために、令和2年2月に、貸付事業において、「新型コロナウイルス感染症により機能を停止した場合等における経営資金又は長期運転資金」（以下「新型コロナウイルス対応支援資金」という。）の貸付け（以下「コロナ貸付け」という。）を開始し、その後5年9月までコロナ貸付けの申込みを受け付けていた。

新型コロナウイルス対応支援資金は、新型コロナの影響による減収等に伴い事業の継続に支障がある社会福祉事業施設等又は病院等において、人件費又は経費に充てる資金である。機構が定めた「新型コロナウイルス対応支援資金及び既往貸付先に係る特別措置に関する貸付事務取扱要領」（令和2年6月細則第1号）等によれば、コロナ貸付けの要件等は、図表1のとおり、貸付額が一定の範囲内であれば無利子、無担保とされており、貸付利率が無利子となる期間は貸付けの当初から5年間、償還期間は15年以内、うち据置期間は5年以内等とされている。

また、機構は、貸付事業において、新型コロナの影響を受ける前から建築資金等の通常の貸付けを受けるなどしていた既往貸付先に対する支援の一環として、新型コロナにより機能を停止した場合等における既往貸付金に係る元利金の返済猶予（以下「コロナ猶予」という。）を2年2月に開始し、コロナ貸付けと同時期に行っていた。

図表1　コロナ貸付けの要件等

区分	福祉貸付事業	医療貸付事業
貸付対象	新型コロナの影響を受けた月の収入又は収益が前年又は前々年同月（困難な場合は直近3か月の平均値等）と比較して、おおむね5%以上減少しているもの又は減少が見込まれるものなど	
償還期間	15年以内（うち据置期間5年以内）	
貸付利率	〈当初5年間〉 【原則】 6000万円まで：無利子 6000万円超　：基準金利と同率 【新型コロナの感染者の発生に伴う休業等により減収となった入所施設（地域密着型サービスを除く。）】 1億円まで：無利子 1億円超　：基準金利と同率	〈当初5年間〉 【原則】 病院、介護老人保健施設及び介護医療院 1億円まで、 それ以外 4000万円まで：無利子 上記を超える額　　：基準金利と同率 【新型コロナ対応を行う医療機関】 「病院：1億円、診療所：4000万円」又は「減収又は減益の2か月分」の高い額まで：無利子 上記を超える額　　：基準金利と同率 【政策医療を担う医療機関】 「病院：1億円、診療所：4000万円」又は「減収又は減益の1か月分」の高い額まで：無利子 上記を超える額　　：基準金利と同率
	〈6年目以降〉基準金利と同率	
貸付限度額	所要資金の100%	「病院:7億2000万円、介護老人保健施設及び介護医療院:1億円、診療所及びそれ以外：4000万円」 又は「減収又は減益の12か月分」のいずれか高い額
無担保貸付限度額	【原則】 6000万円 【新型コロナの感染者の発生に伴う休業等により減収となった入所施設（地域密着型サービスを除く。）】 1億円	【原則】 病院：3億円 介護老人保健施設及び介護医療院：1億円 診療所及びそれ以外：4000万円 【新型コロナ対応を行う医療機関】 「病院：3億円、診療所：4000万円」又は「減収又は減益の6か月分」の高い額 【政策医療を担う医療機関】 「病院：3億円、診療所：4000万円」又は「減収又は減益の3か月分」の高い額
保証人	原則として、法人代表者等を連帯保証人として設定するか又は保証人不要制度を利用するかのいずれかを選択	
コロナ猶予	当初6か月（3年6か月まで延長可）既往貸付金の元利金の返済猶予	

注（1）　要件等は複数回の変遷を経ているが、ここでは無利子・無担保枠が拡充された令和2年6月の主な要件等を記載している。
注（2）　コロナ貸付けは、貸付けの対象となる施設等の単位で貸付限度額等が設定される。
注（3）　地域密着型サービスとは、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定されたサービスであり、利用者が原則として当該サービスに係る指定を行った市町村の住民に限定されること、定員が一定以下（例えば、地域密着型特別養護老人ホームの場合は29人以下）であることなどの基準を満たすものをいう。

(ｲ) コロナ貸付けの対象施設の概要

貸付事業の対象となる施設及び事業（以下、当該施設及び当該事業に係る施設を合わせて「対象施設」といい、このうち、福祉貸付事業の対象施設を「福祉施設」といい、医療貸付事業の対象施設を「病院等施設」という。）並びに貸付けの相手方は、機構法、独立行政法人福祉医療機構業務方法書（平成15年厚生労働大臣認可。以下「業務方法書」という。）等に定められている。これらは、福祉・医療制度に係る法令の改正、施設整備に係る国庫補助の動向、民間金融機関との間における民業補完の考え方等の政策の重要性を踏まえて適宜見直されている。

コロナ貸付けにおける対象施設及び貸付けの相手方（貸付先の開設主体）の要件は、図表2のとおり通常の貸付けと同一となっていて、対象施設は多岐にわたっている。また、貸付けの相手方は対象施設によって異なっており、対象施設によっては、営利法人が貸付けの相手方とならない場合等がある。

図表2　貸付事業における対象施設及び貸付けの相手方

事業区分	対象施設の種類		左に係る主な施設及び事業	貸付けの相手方（貸付先の開設主体）				
				医療法人	個人	営利法人	社会福祉法人	その他
福祉貸付事業	入所施設	高齢者向け施設	特別養護老人ホーム	－	－	－	○	○
			認知症対応型老人共同生活援助事業	○	－	○	○	○
		障害者向け施設	障害者支援施設	－	－	－	○	○
		児童向け施設	障害児入所施設					
		その他施設	授産施設					
	通所等施設	高齢者向け施設	老人デイサービスセンター、訪問介護事業	○	－	○	○	○
		障害者向け施設	就労継続支援、共同生活援助					
		児童向け施設	放課後等デイサービス、児童発達支援					
		その他施設	介護福祉士養成施設	－	－	－	○	○
医療貸付事業	病院		病院(20床以上)	○	○	－	○	○
	入所施設	高齢者向け医療施設	介護老人保健施設、介護医療院					
	病院及び入所施設以外	一般診療所	診療所(無床若しくは19床以下。歯科を除く。)					
		歯科診療所	歯科診療所					
		その他医療施設	訪問看護事業	○	－	－	○	○
			助産所	○	○	－	○	○

注（1）　対象施設の種類は、機構の整理を基に本院が区分したものである。
注（2）　営利法人は会社法（平成17年法律第86号）の規定による株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。
注（3）　コロナ貸付けの貸付実績のある施設及び事業のうち主なものを記載している。また、貸付けの相手方のうち、医療法人、個人、営利法人又は社会福祉法人以外の一般社団法人等については、「その他」として記載しており、施設及び事業によって「その他」が示す開設主体は異なる。

(ｳ) 保証人不要制度の概要

機構から貸付けを受ける場合には、貸付けの相手方は、原則として、法人の代表者等を連帯保証人（以下「保証人」という。）として設定するか、又は保証人不要制度を利用するかのいずれかを選択することとなっている。

保証人不要制度は、貸付利率に一定の利率（以下「上乗せ利率」という。）を上乗せすることにより保証人の設定を不要とする制度であり、平成22年当時の金融業を取り巻く情勢において個人保証に過度に依存しない貸付けが推進され、保証人制度の在り方が議論されていたことなどを背景として、同年度に機構において導入された。

上乗せ利率は契約の締結時に決定され、償還期間中は変更されず同一の利率が適用される。コロナ貸付けにおける上乗せ利率は、通常の貸付けにおける上乗せ利率と同率となっており、福祉貸付は0.05%、医療貸付は0.15%となっている。

(ｴ) コロナ貸付けに係る審査、債権管理等に関する機構の姿勢

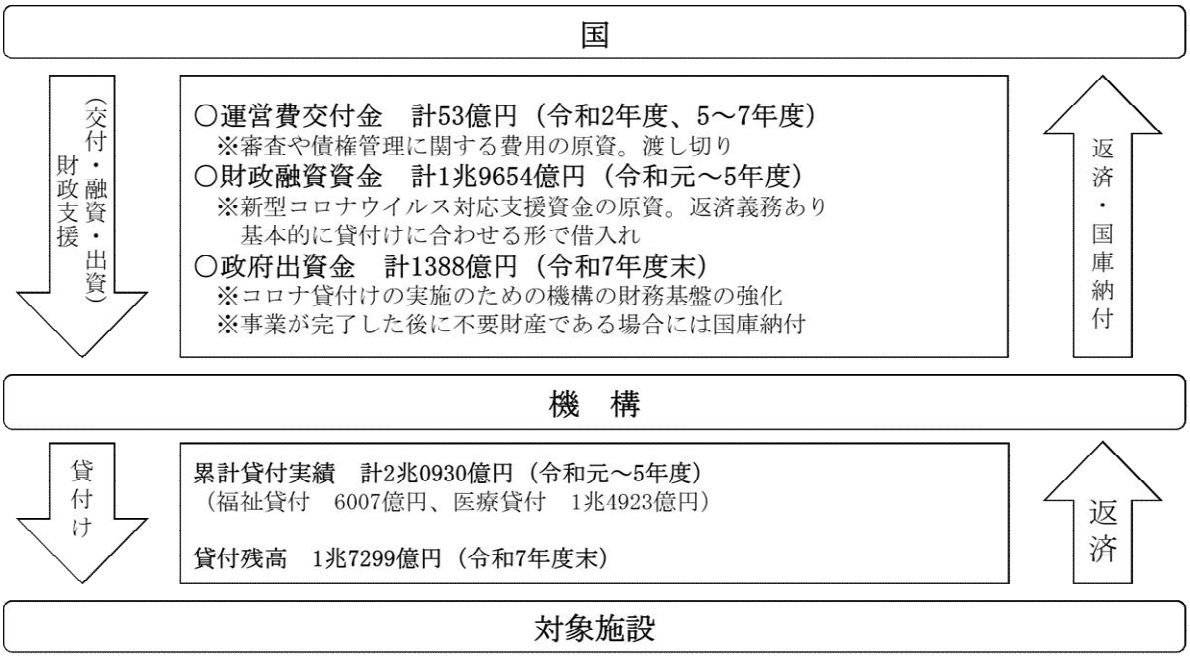
機構は、コロナ貸付けを開始するに当たり、政府の方針、すなわち、まずはコロナ禍による危機を乗り越えることを最優先として、不正等は事後対応を徹底するとの方針に基づき、迅速な審査により資金交付を早急に行うことを最優先とし、貸付け実行後に事業報告書等により債権管理（モニタリング）を実施することとしていた。また、機構は、債権管理に当たっては、第5期中期計画（令和5年度から9年度まで）において、地域における福祉・医療基盤の維持及び存続を図ることを最優先に、適正な実施に努めるとしている。

ウ　コロナ貸付けに係る国の財政支援の状況

国は、コロナ貸付けの実施に当たり、元年度から7年度までの間に、機構に対して①運営費交付金、②財政融資資金及び③政府出資金による財政支援を行っている。機構は、これらを原資としてコロナ貸付けに係る貸付事業を実施している。

コロナ貸付けに係る国の財政支援及び資金の流れを概括的に示すと、図表3のとおりである。

図表3　コロナ貸付けに係る国の財政支援及び資金の流れ

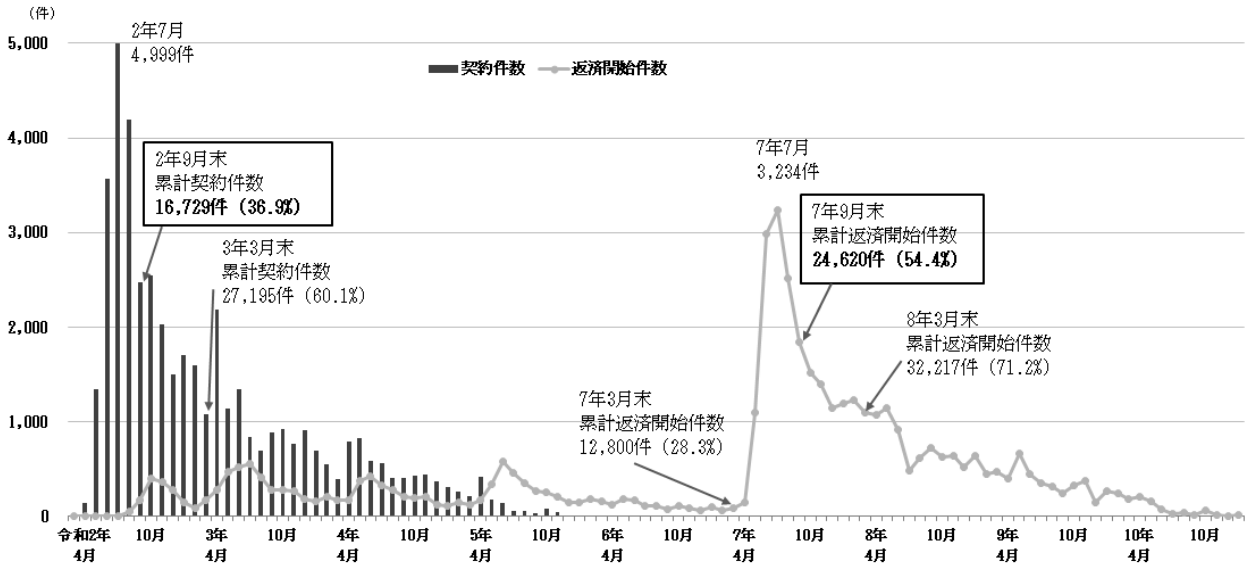


（注）　上記の図表には、コロナ貸付けに係る資金の流れを記載しており、機構に対しては、別途、通常の業務等を実施するための運営費交付金等が交付等されている。

(2) コロナ貸付けの契約時期及び返済開始時期の状況

コロナ貸付けの契約時期は、図表4のとおり、2年度前半に集中し、2年9月末までの累計契約件数は16,729件（全体の36.9%）となっている。また、返済開始時期は、契約が集中した2年度前半からみて据置期間の5年が経過することになる7年度前半が多くなっており、この頃から元利金の返済が本格化する状況となっている。

図表4　コロナ貸付けの契約時期及び返済開始時期の状況



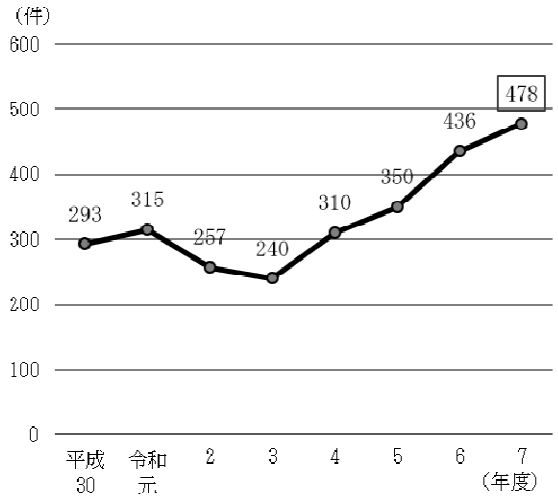
注（1）　図表中（　）内の%は、令和5年度までの累計の貸付契約数（45,224件。図表7注(3)参照）に対する割合である。
注（2）　契約時期は、令和2年3月から6年1月までとなっている。
注（3）　返済開始時期は、令和7年度末における状況である。

(3) 福祉施設及び病院等施設を運営する法人の倒産の状況

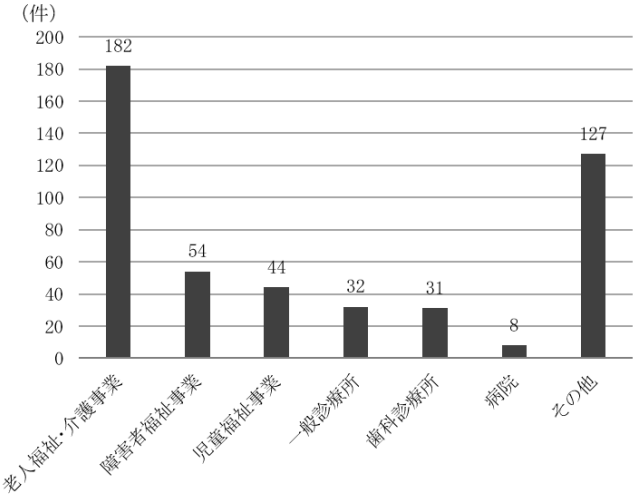
医療・福祉事業(注1)を営む法人の倒産件数（株式会社東京商工リサーチが負債1000万円以上の倒産件数を集計したもの）は増加傾向にあり、7年度は478件となっていた（図表5参照）。同年度の内訳をみると、老人福祉・介護事業等の福祉事業が多くを占めていた（図表6参照）。

（注1）　医療・福祉事業　　株式会社東京商工リサーチが用いている日本標準産業分類によるものであり、コロナ貸付けの対象施設の範囲とは一致しないものがある。

図表5　医療・福祉事業を営む法人の倒産件数の推移



図表6　各事業の倒産件数(令和7年度)



注（1）　図表5及び図表6は株式会社東京商工リサーチの「ＴＳＲデータインサイト」（令和8年5月4日公表）等を基に本院が作成した。

注（2）　株式会社東京商工リサーチによると、図表5の令和2、3両年度に倒産件数が減少していることについて、コロナ貸付けなどの資金繰り支援策で倒産が一時的に急減したとしている。

注（3）　図表6における「その他」の主なものは、機構の貸付けの対象外である「療術業」の108件である。

(4) 物価高騰貸付けの概要

(1)イ(ｱ)のとおり、機構は5年9月に新規のコロナ貸付けの受付を終了した。一方、機構は、6年12月に物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金の貸付け（以下「物価高騰貸付け」という。）を行う制度を創設し、8年7月末現在も継続して貸付けを行っている。

物価高騰貸付けの貸付対象は、前年同月と比較して物価高騰による費用の増加等のため収支差額の減少や経常赤字の状況にある施設・事業となっており、償還期間は最大で10年以内、無担保貸付限度額は最大で500万円又は直近の事業収益の2か月分となっている。また、物価高騰貸付けによる借入金は、コロナ貸付けを含む機構の既往貸付けの返済のために利用することが可能となっている。なお、機構は、コロナ貸付けなどの返済状況等を踏まえて、物価高騰貸付けの可否等を判断しているとしている。

2　検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

コロナ貸付けは2年2月に制度が創設されて貸付けが始まり、その後5年間の据置期間を経過して、7年度前半から元利金の返済が本格化している。

そこで、本院は、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、コロナ貸付けに係る貸付債権等の状況について、次の点に着眼するなどして検査した。

ア　コロナ貸付けに係る貸付債権はどのような状況となっているか。

イ　コロナ貸付けの審査はどのように行われていたか。

ウ　コロナ貸付けの債権管理はどのように行われているか。

エ　コロナ貸付けの実施に係る国の財政支援はどのようになっているか。また、コロナ貸付けに係る機構の財務状況はどのようになっているか。

(2) 検査の対象及び方法

元年度から5年度までに機構が行ったコロナ貸付け全件を対象として検査した。

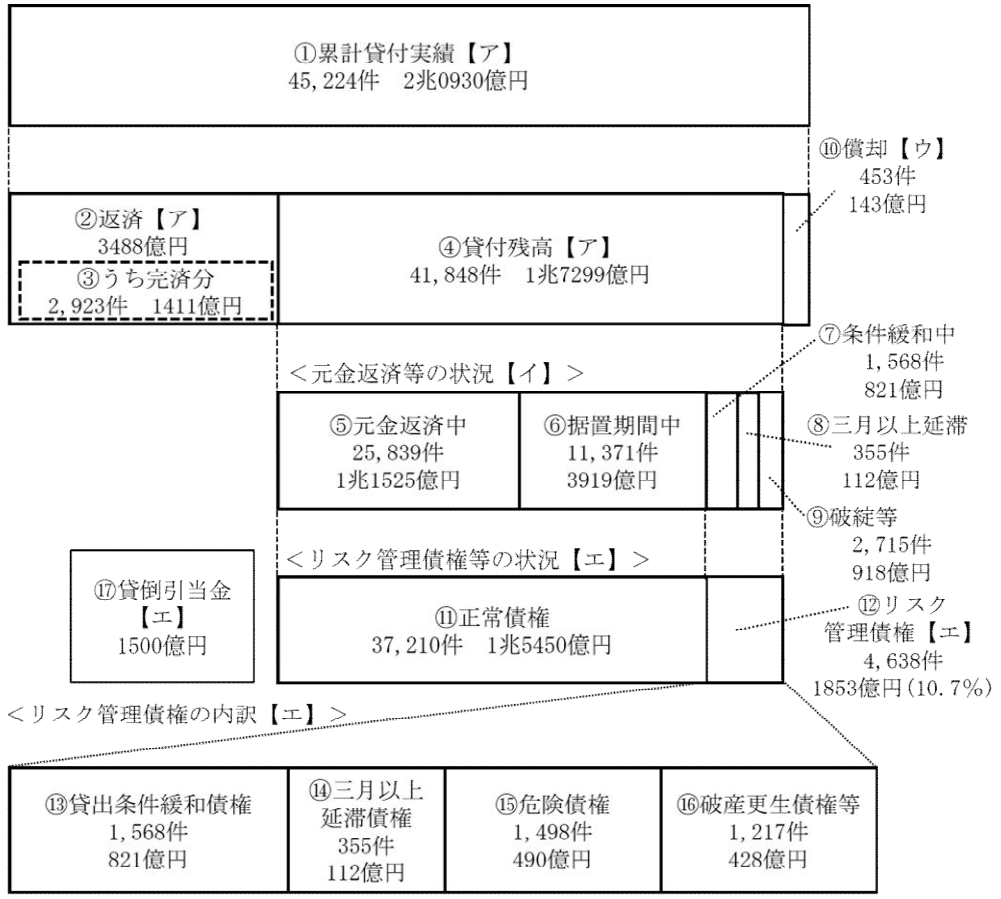
検査に当たっては、計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）に基づき提出された機構の財務諸表等のほか、機構から提出されたコロナ貸付けに係る調書等及び主務省である厚生労働本省から提出された資料等を分析するとともに、厚生労働本省、機構本部等において関係資料を基に説明を受けるなどして会計実地検査を行った。

3　検査の状況

(1) コロナ貸付けに係る貸付債権等の状況

7年度末におけるコロナ貸付けに係る貸付債権の状況の全体像として、累計貸付実績、貸付残高等の状況、貸付残高に係る元金返済等の状況、リスク管理債権等の状況等の関係を示すと、図表7のとおりである。

図表7　令和7年度末におけるコロナ貸付けに係る貸付債権の状況（概念図）



注（1）　図表内の【ア】等は、それぞれ後述の検査の状況の記載箇所を表している。

注（2）　件数は、貸付債権の契約件数である。なお、コロナ貸付けは、施設単位で貸付限度額等が設定されるが、一つの施設で複数回貸付けを受けている場合、一つの貸付先で複数施設に係る貸付けを受けている場合等があるため、貸付債権の件数は、対象施設数及び貸付先数とは一致しない（以下同じ。）。

注（3）　令和7年度末における①累計貸付実績の件数45,224件は、契約後に管理上、貸付債権を分割等したものがあり、コロナ貸付けの新規契約が終了した時点の件数45,221件と差が生じている。

注（4）　⑪正常債権には、正常債権に係る未収利息が含まれているため、⑪及び⑫の合計額は、④貸付残高と一致しない。

注（5）　リスク管理債権の各区分と元金返済等の状況の区分（⑦～⑨）の関係については、後掲図表15の注（2）を参照

これらのコロナ貸付けに係る貸付債権等の状況について詳細にみると、次のアからエまでのとおりとなっていた。

ア　貸付実績、貸付残高等の状況

コロナ貸付けの貸付実績等をみると、図表8のとおり、累計貸付実績は45,224件2兆0930億余円となっていた。また、貸付債権の中には既に返済を開始しているもの、返済を完了しているもの及び回収が見込めないなどとして既に償却済のものがあることから、7年度末の貸付残高は41,848件1兆7299億余円と、上記累計貸付実績の92.5%（件数比）及び82.6%（金額比）となっていた。

図表8　コロナ貸付けの累計貸付実績及び貸付残高の状況（令和7年度末）

区分	累計貸付実績			貸付残高			貸付残高／累計貸付実績	
	件数	金額（億円）	1件当たりの貸付金額（万円）	件数	金額（億円）	1件当たりの貸付残高（万円）	件数	金額
福祉貸付	20,115	6007	2986	19,083	5278	2766	94.8%	87.8%
医療貸付	25,109	1兆4923	5943	22,765	1兆2020	5280	90.6%	80.5%
計	45,224	2兆0930	4628	41,848	1兆7299	4133	92.5%	82.6%

貸付実績、貸付残高、返済等の状況について詳細にみると、次の(ｱ)から(ｳ)までのとおりとなっていた。

(ｱ) 貸付実績の状況

コロナ貸付けの累計貸付実績について、対象施設の種類別、貸付先の開設主体別にみると、次のとおりとなっていた。

福祉貸付について、対象施設の種類別にみると、図表9のとおり、通所等施設に対する貸付けが件数及び金額ともに多数を占めており、件数比で91.1%の18,330件、金額比で87.2%の5243億余円となっていた。また、貸付先の開設主体別にみると、営利法人に対する貸付けが多数を占めており、件数比で72.1%の14,505件、金額比で69.2%の4157億余円となっていた。

図表9　福祉貸付に係る対象施設の種類別及び貸付先の開設主体別の累計貸付実績

対象施設の種類	累計貸付件数（件）		累計貸付金額（百万円）		1件当たり貸付金額（万円）
		構成比		構成比	
入所施設	1,785	8.8%	76,370	12.7%	4278
高齢者向け	1,754	8.7%	74,859	12.4%	4267
障害者向け	22	0.1%	1,093	0.1%	4972
児童向け	8	0.0%	357	0.0%	4462
その他	1	0.0%	60	0.0%	6000
通所等施設	18,330	91.1%	524,376	87.2%	2860
高齢者向け	9,255	46.0%	287,334	47.8%	3104
障害者向け	4,815	23.9%	126,595	21.0%	2629
児童向け	4,258	21.1%	110,378	18.3%	2592
その他	2	0.0%	68	0.0%	3400
計	20,115	100.0%	600,746	100.0%	2986

貸付先の開設主体	累計貸付件数（件）		累計貸付金額（百万円）		1件当たり貸付金額（万円）
		構成比		構成比	
営利法人	14,505	72.1%	415,786	69.2%	2866
社会福祉法人	3,229	16.0%	120,085	19.9%	3718
医療法人	449	2.2%	20,087	3.3%	4473
個人	0	－	－	－	－
その他	1,932	9.6%	44,787	7.4%	2318
計	20,115	100.0%	600,746	100.0%	2986

医療貸付について、対象施設の種類別にみると、図表10のとおり、件数では、一般診療所等の「病院及び入所施設以外」に対する貸付けが多数を占めており、21,303件と全体の84.8%を占めていた。一方、金額では、1施設当たりの貸付限度額が他の施設よりも高く設定されている病院が7232億余円と全体の48.4%を占めていた。また、貸付先の開設主体別にみると、医療法人が件数比で56.9%の14,298件、金額比で66.9%の9995億余円、個人が件数比で39.1%の9,835件、金額比で19.7%の2946億余円となっており、この2者で件数、金額とも全体の約9割を占めていた。

図表10　医療貸付に係る対象施設の種類別及び貸付先の開設主体別の累計貸付実績

対象施設の種類	累計貸付件数（件）	構成比	累計貸付金額（百万円）	構成比	1件当たり貸付金額（万円）
病院及び入所施設	3,806	15.1%	794,647	53.2%	2億0878
病院	2,988	11.9%	723,268	48.4%	2億4205
入所施設（高齢者向け医療施設）	818	3.2%	71,379	4.7%	8726
病院及び入所施設以外	21,303	84.8%	697,677	46.7%	3275
一般診療所	9,457	37.6%	331,260	22.1%	3502
歯科診療所	11,628	46.3%	359,223	24.0%	3089
その他医療施設	218	0.8%	7,194	0.4%	3300
計	25,109	100.0%	1,492,324	100.0%	5943

貸付先の開設主体	累計貸付件数（件）	構成比	累計貸付金額（百万円）	構成比	1件当たり貸付金額（万円）
医療法人	14,298	56.9%	999,596	66.9%	6991
個人	9,835	39.1%	294,619	19.7%	2995
社会福祉法人	244	0.9%	46,384	3.1%	1億9009
営利法人	1	0.0%	40	0.0%	4000
その他	731	2.9%	151,685	10.1%	2億0750
計	25,109	100.0%	1,492,324	100.0%	5943

（注）　営利法人に対する貸付け1件4000万円は貸付対象外であったものである（後述(2)ウ参照）。

(ｲ) 貸付残高等の状況

通常の貸付けを含む機構の貸付事業全体の貸付件数及び貸付残高について、コロナ貸付けが本格化する前の元年度末と直近の7年度末とを比較すると、図表11のとおり、7年度末の貸付件数は元年度末の約3倍になっている一方で、貸付金額は同約1.5倍となっており、この間で1件当たりの貸付残高は約半分となっていた。また、貸付残高のうち無担保であるものの割合は、元年度末の0.1%から7年度末の37.7%へと大幅に増加していた。これは、コロナ貸付けの7年度末の無担保貸付残高が99.2%と極めて高いことが影響していた。

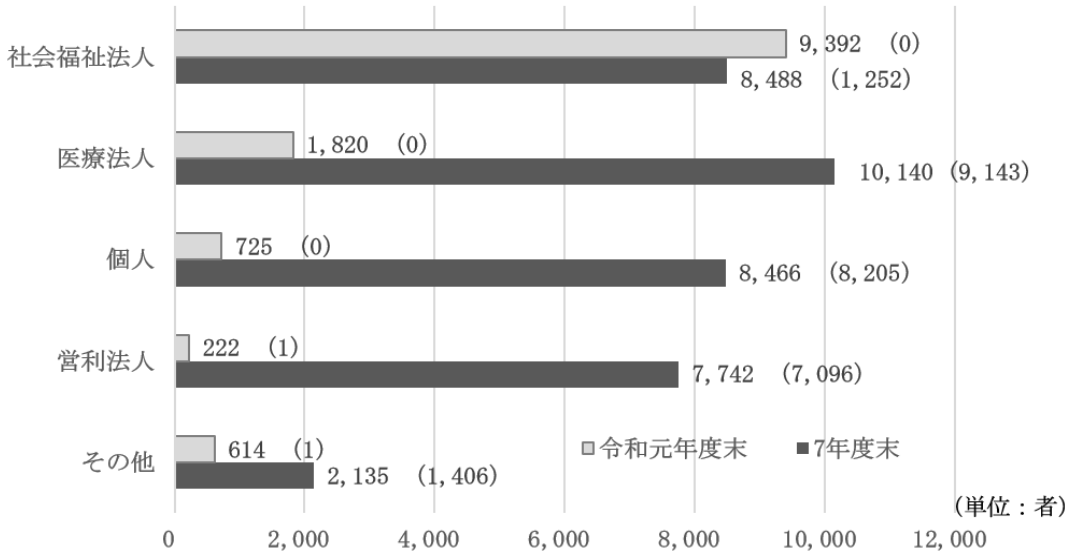
図表11　貸付事業全体の貸付件数及び貸付残高の状況（令和元年度末及び7年度末）

区分	令和元年度末					7年度末					対元年度末比			
	貸付残高		無担保貸付残高（億円）	割合	1件当たり貸付残高（万円）	貸付残高		無担保貸付残高（億円）	割合	1件当たり貸付残高（万円）	貸付残高		無担保貸付残高	1件当たり貸付残高
	件数	金額（億円）				件数	金額（億円）				件数	金額		
福祉貸付	17,234	2兆0824	36	0.1%	1億2083	36,997	2兆4833	5686	22.9%	6712	214.6%	119.2%	15610.7%	55.5%
コロナ貸付け	2	0	0	100.0%	850	19,083	5278	5277	99.9%	2766				
コロナ貸付け以外	17,232	2兆0824	36	0.1%	1億2084	17,914	1兆9555	409	2.0%	1億0916	103.9%	93.9%	1128.9%	90.3%
医療貸付	4,118	1兆3299	16	0.1%	3億2295	26,703	2兆7350	1兆4003	51.2%	1億0242	648.4%	205.6%	85703.1%	31.7%
コロナ貸付け	0	－	－	－	－	22,765	1兆2020	1兆1888	98.8%	5280				
コロナ貸付け以外	4,118	1兆3299	16	0.1%	3億2295	3,938	1兆5329	2115	13.8%	3億8927	95.6%	115.2%	12947.3%	120.5%
計	21,352	3兆4124	52	0.1%	1億5981	63,700	5兆2184	1兆9690	37.7%	8192	298.3%	152.9%	37314.5%	51.2%
コロナ貸付け	2	0	0	100.0%	850	41,848	1兆7299	1兆7165	99.2%	4133				
コロナ貸付け以外	21,350	3兆4123	52	0.1%	1億5983	21,852	3兆4885	2524	7.2%	1億5964	102.3%	102.2%	4800.2%	99.8%

注（1）　令和元年度末のコロナ貸付けの件数は2件、貸付残高は1700万円である。
注（2）　割合は、貸付残高に対する無担保貸付残高の割合である。

また、機構の貸付事業全体の開設主体別の貸付先について、上記と同様に元年度末と7年度末とを比較すると、図表12のとおり、医療法人、個人及び営利法人において、元年度末には機構から貸付けを受けていなかった者がコロナ貸付けにより新規の貸付先となっており、貸付先数も大幅に増加していた。

図表12　貸付事業全体の開設主体別の貸付先数（令和元年度末及び7年度末）



（注）　図表中（　）内に示した貸付先数は、コロナ貸付けに係る貸付先数である。なお、コロナ貸付けとコロナ貸付け以外の両方の貸付けを受けている場合がある。

(ｳ) 返済の状況

7年度末までのコロナ貸付けの返済額は、図表13のとおり、3488億余円（累計貸付実績の16.6%）となっており、このうち完済されたものは1411億余円（同6.7%）、これに係る貸付件数は2,923件（同6.4%）となっていた。

図表13　コロナ貸付けの返済及び完済の状況

区分	令和2年度末	3年度末	4年度末	5年度末	6年度末	7年度末	累計貸付実績
累計返済額（億円）	44	338	784	1401　(6.6%)	2043　(9.7%)	3488　(16.6%)	2兆0930　(100.0%)
うち完済額（億円）	15	120	258	469　(2.2%)	678　(3.2%)	1411　(6.7%)	
上記の完済額に係る貸付件数（件）	41	221	534	989　(2.1%)	1,560　(3.4%)	2,923　(6.4%)	45,224　(100.0%)

（注）　図表中（　）内の%は、コロナ貸付けの新規の契約が終了した令和5年度末以降について、累計貸付実績の金額及び件数に対する割合を示している。

a　繰上償還による返済の状況

上記コロナ貸付けの返済額には、返済期限の到来に伴い返済されているもののほか、返済期限が到来する前に貸付先が貸付金の全部又は一部について機構に返済する繰上償還によるものがある。繰上償還には、貸付先が任意に行う繰上償還（以下「任意繰上償還」という。）と、対象施設が廃止に至ったなどの理由から機構が貸付先に対して期限の利益の喪失を通知するなどして貸付金の全部又は一部を請求する繰上償還（以下「請求繰上償還」という。）がある。コロナ貸付けに係る繰上償還による返済額は、図表14のとおり、7年度までの累計で2,542件986億余円となっていた。

図表14　コロナ貸付けに係る繰上償還による返済の状況

（単位：件、億円）

区分	令和2年度		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
任意繰上償還	35	10	162	92	292	121	449	203	562	160	643	245	2,143	834
請求繰上償還	14	5	45	20	59	24	71	20	98	37	112	42	399	151
計	49	16	207	113	351	146	520	224	660	197	755	287	2,542	986

b　物価高騰貸付けへの借換えによる返済等の状況

1(4)のとおり、機構において6年12月に物価高騰貸付けを行う制度が創設され、これによる借入金を利用して、コロナ貸付けを含む機構の既往貸付けを返済して借り換えることが可能となっている。また、物価高騰貸付けの貸付対象は、前年同月と比較して物価高騰による費用の増加等のため収支差額の減少や経常赤字の状況にある施設・事業となっている。

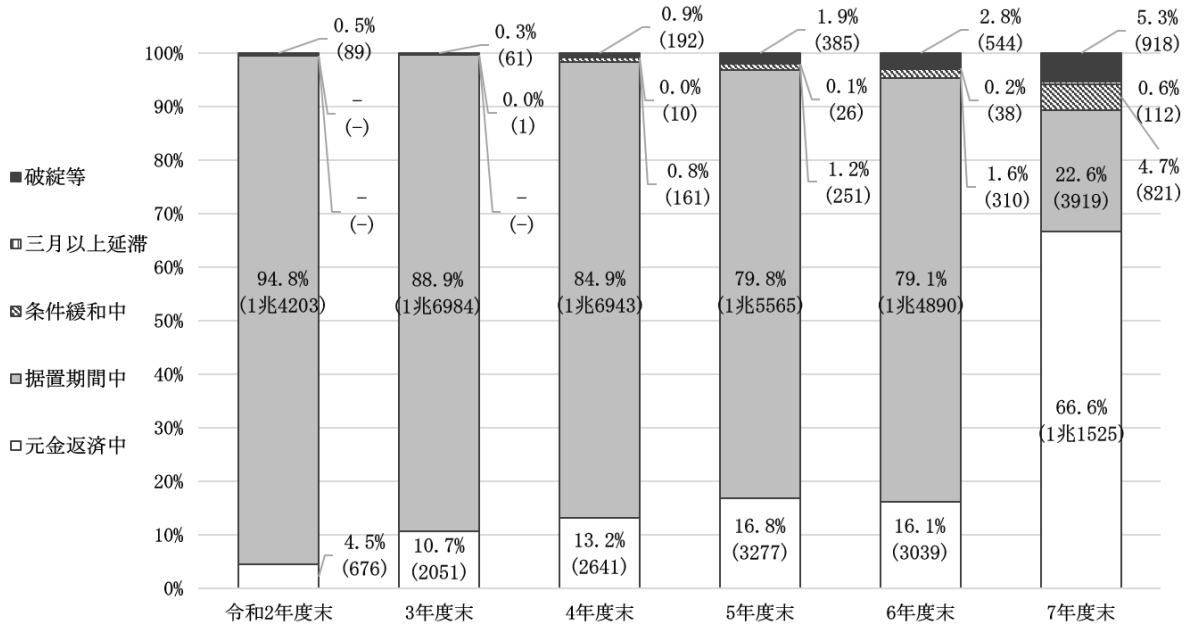
そこで、物価高騰貸付けに借り換えることでコロナ貸付けを返済（任意繰上償還）している貸付けがあるかみたところ、機構は、物価高騰貸付けの申込みに当たり貸付先が作成して機構に提出する経営改善計画に、借換えが織り込まれている貸付けをコロナ貸付けから物価高騰貸付けへの借換えとして整理して、その状況を把握していた。それによれば、7年度末における当該借換えは3施設（当該施設に係る物価高騰貸付けの貸付残高3件10億余円）あり、これにより完済されたコロナ貸付けは3件3億余円となっていた。

一方、7年度末においてコロナ貸付けと物価高騰貸付けの両方を受けている貸付けが1,122施設あり、当該施設に係るコロナ貸付けの貸付残高は1,334件1033億余円、物価高騰貸付けの貸付残高は1,135件1111億余円となっており、コロナ貸付けを借り受けた後も、引き続き機構による貸付けを必要としている施設が存在している状況となっていた。

イ　元金返済等の状況

2年度から7年度までの各年度末におけるコロナ貸付けに係る貸付債権について、約定どおりに元金返済中又は据置期間中となっているもの、貸付条件が緩和（返済期間や据置期間の延長、月々の返済額の減額により、貸付条件を緩和すること。以下「条件緩和」という。）されたもの、元金又は利息の支払が3か月以上延滞（以下「三月以上延滞」という。）したもの及び貸付先が破綻（破綻に陥る可能性が大きいものを含む。以下「破綻等」という。）したものに区分して、それぞれの状況をみると、図表15のとおり、6年度末までは件数及び金額ともに据置期間中の貸付債権が大部分を占めていた。一方、前記のとおり、7年度前半から元利金の返済が本格化し始める中で、7年度末には、件数及び金額ともに据置期間中の貸付債権の割合が減少して元金返済中の貸付債権の割合が増加するとともに、条件緩和中、三月以上延滞及び破綻等に該当する貸付債権の割合も増加していた。

図表15　コロナ貸付けの元金返済等の状況



（単位：件、億円）

区分	令和2年度末		3年度末		4年度末		5年度末		6年度末		7年度末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
元金返済中	1,705	676	5,518	2051	7,899	2641	10,338	3277	10,848	3039	25,839	1兆1525
	6.2%	4.5%	14.3%	10.7%	18.1%	13.2%	23.4%	16.8%	24.9%	16.1%	61.7%	66.6%
据置期間中	25,398	1兆4203	32,704	1兆6984	34,784	1兆6943	31,898	1兆5565	29,868	1兆4890	11,371	3919
	93.5%	94.8%	85.3%	88.9%	79.7%	84.9%	72.2%	79.8%	68.7%	79.1%	27.1%	22.6%
条件緩和中	0	－	0	－	426	161	721	251	951	310	1,568	821
	－	－	－	－	0.9%	0.8%	1.6%	1.2%	2.1%	1.6%	3.7%	4.7%
三月以上延滞	0	－	7	1	52	10	115	26	161	38	355	112
	－	－	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%	0.1%	0.3%	0.2%	0.8%	0.6%
破綻等	49	89	104	61	438	192	1,052	385	1,586	544	2,715	918
	0.1%	0.5%	0.2%	0.3%	1.0%	0.9%	2.3%	1.9%	3.6%	2.8%	6.4%	5.3%
計	27,152	1兆4968	38,333	1兆9098	43,599	1兆9949	44,124	1兆9506	43,414	1兆8822	41,848	1兆7299
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注（1）　棒グラフ中（　）内の数字は、各区分の金額（億円）である。

注（2）　各区分の内容は次のとおりであり、各区分におけるリスク管理債権の区分については、銀行法（昭和56年法律第59号）等に基づく区分によっている（後述エ(ｱ)参照）。

元金返済中：年度末において約定どおり元金返済中のもの

据置期間中：年度末において据置期間中のもの（条件緩和により元金返済が猶予されているものを除く。）

条件緩和中：年度末においてリスク管理債権の区分が「貸出条件緩和債権」に分類されているもの

三月以上延滞：年度末においてリスク管理債権の区分が「三月以上延滞債権」に分類されているもの

破　綻　等：年度末においてリスク管理債権の区分が「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」又は「危険債権」に分類されているもの

注（3）　令和元年度末の貸付債権は2件1700万円で、全て「据置期間中」となっていた。

ウ　償却の状況

機構の内規によれば、資産に計上している貸付債権について、貸付先の破産、死亡等により回収の見込みがないなどと認められるときは、当該貸付債権を償却することができることとされ、償却の実施基準日は、事業年度の末日とされている。機構は、毎事業年度末に貸付債権の償却を行っている。

4年度から7年度までの機構の貸付事業全体における償却の実施状況をみると、図表16のとおり、いずれの年度もコロナ貸付けに係るものが大部分を占めており、コロナ貸付け以外に係るものが計24件12億余円となっている一方で、コロナ貸付けに係るものは計453件143億余円となっていた。コロナ貸付けに係る償却は、福祉貸付、医療貸付ともに年々増加しており、コロナ貸付けに係る貸付残高は、コロナ貸付け以外に係る貸付残高よりも少ないにもかかわらず、4年度から7年度までの各年度末における償却額はコロナ貸付け以外に係る償却額を上回っていた。

図表16　貸付事業全体における償却の実施状況

（単位：件、億円）

区分	令和4年度末		5年度末		6年度末		7年度末		計		累計貸付実績額	償却率（7年度末時点）
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
償却	40	8	74	15	146	47	217	85	477	156		
コロナ貸付け	35	7	73	15	139	41	206	78	453	143	2兆0930	0.6%
福祉貸付	12	1	52	9	80	17	146	50	290	79	6007	1.3%
医療貸付	23	6	21	5	59	23	60	28	163	64	1兆4923	0.4%
コロナ貸付け以外	5	0	1	0	7	5	11	6	24	12		
福祉貸付	4	0	－	－	4	4	5	5	13	9		
医療貸付	1	0	1	0	3	1	6	1	11	3		
貸付残高	62,989	5兆3327	62,766	5兆2446	61,545	5兆1543	63,700	5兆2184				
コロナ貸付け	43,599	1兆9949	44,124	1兆9506	43,414	1兆8822	41,848	1兆7299				
コロナ貸付け以外	19,390	3兆3378	18,642	3兆2940	18,131	3兆2721	21,852	3兆4885				

注（1）　令和3年度以前は、コロナ貸付けに係る償却はなかった。
注（2）　償却率は累計貸付実績額に対する償却額の割合である。

また、1(1)イ(ｱ)のとおり、コロナ貸付けは地域の福祉・医療サービスの提供体制を維持・確保するためのものである。そして、機構は、病院及び入所施設については、地域における福祉・医療基盤への影響が特に大きいとしている。そこで、病院及び入所施設に係る償却の実施状況をみると、上記の償却した貸付債権453件のうち病院及び入所施設に係るものは25件となっており、これに係る施設数は17施設となっていた。このうち、病院1施設（償却した貸付債権3件）、介護老人保健施設1施設（同1件）及び認知症対応型老人共同生活援助事業に係る施設2施設（同3件）は、8年7月時点で廃止されていた。この中にはコロナ禍前から経営状況が悪化していたが、コロナ貸付けを受けて運営を継続したものの、その後も経営状況が回復しないまま廃止となっていたものも見受けられた。一方、第三者機関による支援を受けて事業再生を行うなどして、機構を含む関係金融機関が貸付債権の全額又は一部の額を放棄して施設の運営の継続が図られたものもあり、8年7月時点で、前記17施設のうち、上記の廃止されていた計4施設を除いた残りの13施設（病院11施設（同16件）、介護医療院1施設（同1件）及び認知症対応型老人共同生活援助事業に係る施設1施設（同1件））は運営を継続している。

エ　リスク管理債権等及び貸倒引当金の状況

(ｱ) 貸付債権及び債務者の区分

機構は、機構法に基づき各種業務について勘定を設けて区分して経理しており、コロナ貸付けを含む貸付事業等は一般勘定において経理している。また、機構は、銀行法等に基づく民間金融機関における開示基準を参考に、その保有する貸付債権について、図表17に

掲げる貸付債権の区分ごとの額を勘定別に自主的に開示している（以下、これらの貸付債権のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」を合わせて「リスク管理債権」という。）。なお、リスク管理債権に区分された貸付債権の全てが回収不能になることを直ちに意味するものではない。

図表17　貸付債権の区分

区分	説明	回収不能となる危険性等
破産更生債権及びこれらに準ずる債権（A）	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	高 ↑
危険債権（B）	債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（（A）に該当するものを除く。）	
三月以上延滞債権（C）	元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金（（A）及び（B）に該当するものを除く。）	
貸出条件緩和債権（D）	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（（A）から（C）までに該当するものを除く。）	
正常債権	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、（A）から（D）までに該当する債権以外のものに区分される債権	低 ↓

（リスク管理債権）

（注）　機構は、銀行法等に基づく区分により貸付債権の情報を公表しており、当該情報を基に本院が作成した。

機構は、貸付債権の区分については、自己査定(注2)において実施した債務者区分(注3)の結果等に基づき区分している。債務者区分と貸付債権の区分の対応関係を示すと、図表18のとおりである。

（注2）　自己査定　　適正な償却及び引当を行うために、金融機関が決算時に自己の保有する債権を査定すること

（注3）　債務者区分　　貸付先の財務状況、資金繰り、収益力等による債務返済の能力から判定して、貸付先を「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」又は「破綻先」のいずれかに区分すること

図表18　債務者区分及び貸付債権の区分の対応関係

債務者区分		内容	貸付債権の区分
破綻先		破産、清算、会社更生、民事再生又は手形交換所の取引停止処分等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（個人債務者の死亡を含む。）	破産更生債権及びこれらに準ずる債権
実質破綻先		法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど、実質的に経営破綻に陥っている債務者	
破綻懸念先		経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む。）	危険債権
要注意先	要管理先	次の債権を有する債務者 ・三月以上延滞債権 ・貸出条件緩和債権	三月以上延滞債権 貸出条件緩和債権
	その他要注意先	業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者等今後の管理に注意を要する債務者 （3か月未満延滞、経常赤字、債務超過、決算書未提出等）	正常債権
正常先		業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者	

注（1）　機構の内規等を基に本院が作成した。

注（2）　要管理先に対して複数の貸付債権を保有しているときは、その中に正常債権がある場合がある。

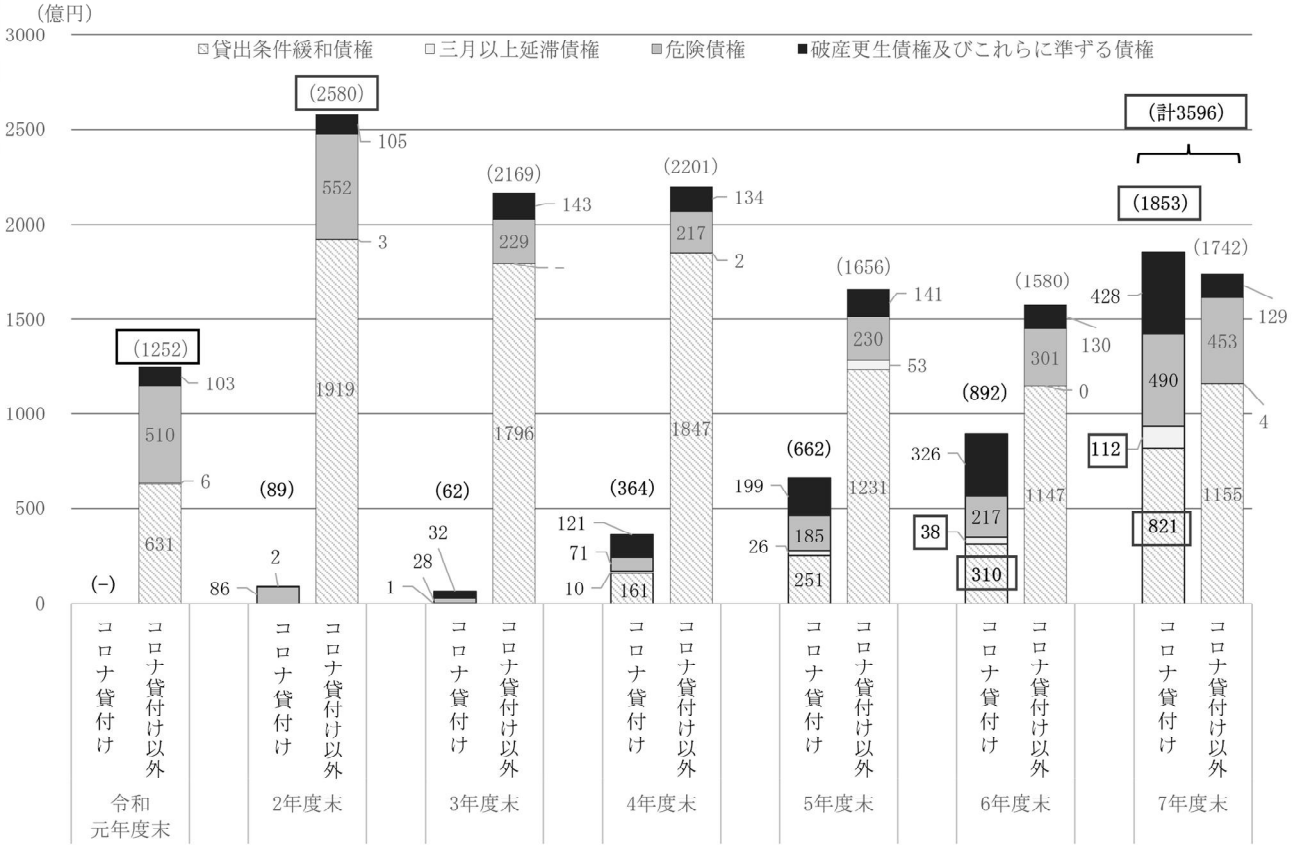
(ｲ) リスク管理債権等の状況

機構は、前記のとおり、リスク管理債権等の状況について勘定別に自主的に開示しているが、貸付制度別の状況は明らかとなっていない。そこで、コロナ貸付けが本格化する前

の元年度末から7年度末までの一般勘定におけるリスク管理債権の状況についてコロナ貸付け及びコロナ貸付け以外の別にみると、図表19のとおり、コロナ貸付け以外に係るリスク管理債権の額は、コロナ猶予の影響で貸出条件緩和債権が大幅に増加した2年度末の2580億余円をピークに減少傾向にあった。一方、コロナ貸付けに係るリスク管理債権の額は、4年度末以降一貫して増加しており、7年度末は1853億余円となり、コロナ貸付け以外を上回る状況となっていた。そして、一般勘定におけるリスク管理債権の額は、元年度の1252億余円から7年度末には3596億余円と約3倍になっていた。

また、コロナ貸付けに係るリスク管理債権の各区分の額の推移をみると、いずれの区分も4年度末以降、一貫して増加していた。6年度末までは破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権が過半を占めていたが、7年度末には、イのとおり、据置期間が経過して元利金の返済が本格化し始める中で、三月以上延滞債権は6年度末には38億余円（貸付債権161件。図表15参照）であったものが7年度末には112億余円（同355件）、貸出条件緩和債権は6年度末には310億余円（同951件）であったものが7年度末には821億余円（同1,568件）とそれぞれ大幅に増加していた。

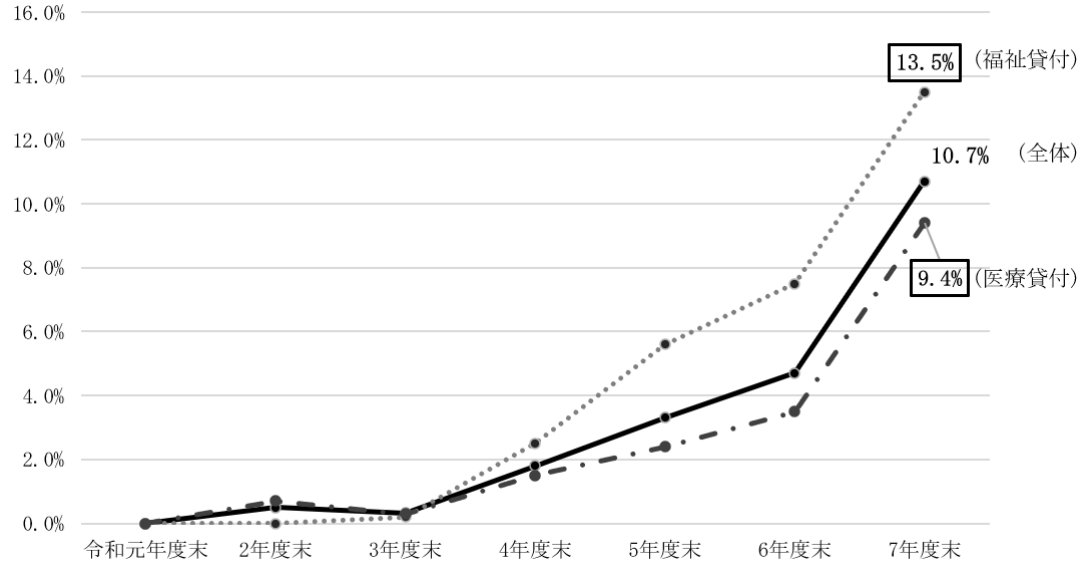
図表19　リスク管理債権の額の推移（一般勘定）



注（1）　図表中（　）内の数字は、リスク管理債権の各区分の合計額である。
注（2）　コロナ貸付けの令和2年度末の「三月以上延滞債権」並びに2年度末及び3年度末の「貸出条件緩和債権」は0円である。
注（3）　令和3年度末のコロナ貸付け以外のリスク管理債権の額2169億円が2年度末の2580億円と比べて減少したのは、主として貸付残高が50億円を超える大口の貸付先に係る債権区分が改善されたこと、コロナ猶予を行った貸付先からの返済が再開されたことなどによるものである。

コロナ貸付けに係る貸付債権の総額に対するリスク管理債権の割合（以下「リスク管理債権比率」という。）を福祉貸付及び医療貸付の別にみると、図表20のとおり、4年度末以降、福祉貸付の方が医療貸付よりも高い状況となっており、7年度末においては、医療貸付が9.4%に対して福祉貸付が13.5%と、福祉貸付の方が4.1ポイント高くなっていた。福祉貸付のリスク管理債権比率が高くなっている理由について、機構は、福祉貸付の多数を占める通所等施設は、一般的に小規模経営であることが多く、財務基盤がぜい弱であることが考えられるとしている。

図表20　コロナ貸付けに係るリスク管理債権比率の推移



(ｳ) 貸倒引当金の状況

機構は、貸付債権が回収不能となる場合に備えて、債務者区分に応じて、発生の可能性が高い将来の損失額を見積もり、一般引当金と個別引当金に分けて貸倒引当金を計上している（図表21参照）。機構は、このうち一般引当金について、3年度末以降、コロナ貸付けとコロナ貸付け以外とに区分した上で貸倒引当金を計上することとするなど、順次貸倒引当金の算定方法を変更している。これについて、機構は、コロナ貸付けの多くが無担保貸付けであってコロナ貸付け以外とは担保の保全状況が異なっているなどの貸付制度の特性や、それまでの実績を踏まえた変更であるとしている。

図表21　貸倒引当金の区分及び算出方法等（令和3年度末以降）

区分	債務者区分	算出方法
一般引当金	正常先 その他要注意先 要管理先	コロナ貸付けとコロナ貸付け以外とに区分した上で、倒産確率、倒産時損失率、平均残存期間を基に算出した予想損失率に債権額を乗じて算出
個別引当金	破綻懸念先 実質破綻先 破綻先	債権額から保証・担保等による回収見込額を控除し、その残額に予想損失率を乗じて算出

（注）　一般引当金の算出方法について、令和7年度以降は、コロナ貸付け、物価高騰貸付け及びこれら以外に区分している。また、倒産時損失率は、倒産時の実績を基に貸付残高に対する回収不能額の割合を算定したものである。コロナ貸付けについては、多くが無担保貸付けであり、一般引当金の倒産時損失率は100％で計算される。

エ(ｱ)のとおり貸付事業は一般勘定において経理されていることから、元年度末から7年度末までの一般勘定における貸倒引当金の状況をみると、コロナ貸付けに係る破綻先や実質破綻先の増加、上記コロナ貸付けの特性や実績を踏まえた貸倒引当金の算定方法の変更等を受けて、図表22のとおり、コロナ貸付けに係る貸倒引当金が増加し、一般勘定全体の貸倒引当金も増加していた。7年度末においては、一般勘定全体の貸付残高5兆2184億余円のうちコロナ貸付けは1兆7299億余円と3分の1程度となっているのに対して、貸倒引当金計上額は、一般勘定全体の1775億余円のうちコロナ貸付けが1500億余円と8割以上を占めていた。

図表22　貸倒引当金の状況（一般勘定）

区分	令和元年度末	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末	6年度末	7年度末
貸倒引当金計上額（億円）	138	212	502	756	1191	1391	1775
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
コロナ貸付け	0	44	301	560	1004	1217	1500
	(0.0%)	(21.1%)	(60.0%)	(74.0%)	(84.3%)	(87.5%)	(84.4%)
コロナ貸付け以外	138	167	200	196	186	173	275
	(99.9%)	(78.8%)	(39.9%)	(25.9%)	(15.6%)	(12.4%)	(15.5%)
貸付残高（億円）	3兆4124	4兆8738	5兆2607	5兆3327	5兆2446	5兆1543	5兆2184
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
コロナ貸付け	0	1兆4968	1兆9098	1兆9949	1兆9506	1兆8822	1兆7299
	(0.0%)	(30.7%)	(36.3%)	(37.4%)	(37.1%)	(36.5%)	(33.1%)
コロナ貸付け以外	3兆4123	3兆3769	3兆3508	3兆3378	3兆2940	3兆2721	3兆4885
	(99.9%)	(69.2%)	(63.6%)	(62.5%)	(62.8%)	(63.4%)	(66.8%)
コロナ貸付けに係る償却額（億円）	－	－	－	7	15	41	78

注（1）　図表中（　）内の%は、貸倒引当金計上額又は貸付残高に占めるコロナ貸付け又はコロナ貸付け以外の割合である。

注（2）　図表中の貸付残高には資金交付前の契約金額を含んでいるが、貸倒引当金計上額は、当該貸付残高のうち、交付済みの資金額等を用いて算定している。

オ　保証人の設定状況及び保証人不要制度の利用状況

1(1)イ(ｳ)のとおり、機構から貸付けを受ける場合には、貸付けの相手方は、原則として、保証人を設定するか又は保証人不要制度を利用するかのいずれかを選択することとなっている。コロナ貸付けの累計貸付実績に対する保証人の設定等の状況は、図表23のとおりであり、福祉貸付では保証人不要制度を利用した貸付けが多くなっていた。

図表23　コロナ貸付けの累計貸付実績に対する保証人の設定等の状況（令和7年度末）

（単位：件、億円）

区分	福祉貸付			医療貸付			計		
	件数	金額	割合	件数	金額	割合	件数	金額	割合
保証人を設定	6,246	1825	30.3%	12,880	7065	47.3%	19,126	8891	42.4%
保証人不要制度	13,862	4178	69.5%	11,733	6841	45.8%	25,595	1兆1019	52.6%
その他	7	3	0.0%	496	1016	6.8%	503	1019	4.8%
計	20,115	6007	100.0%	25,109	1兆4923	100.0%	45,224	2兆0930	100.0%

注（1）　日本赤十字社、社会医療法人及び十分な担保の提供があることなどの要件を満たすと機構が認めた者に対する貸付けについては、保証人の設定を求めないことができることとなっており、「その他」に計上されている。

注（2）　割合は、累計貸付実績の金額について計欄に対する各項目の割合である。

コロナ貸付けにおける保証人を設定した貸付けの状況等、保証人不要制度を利用した貸付けの状況及び保証人不要制度における上乗せ利率の設定の考え方等についてみると、次の(ｱ)から(ｳ)までのとおりとなっていた。

(ｱ) 保証人を設定した貸付けの状況等

保証人を設定した貸付けの累計は、図表23のとおり、19,126件8891億余円となっていた。機構は、7年度末までに、保証人から49件3億2291万余円の弁済を受けており、このうち、償却された貸付債権に係るものは31件1億4000万余円となっていた。一方、当該31件において債務者及び保証人から回収の見込みがなくなったとして償却された額は15億2153万余円となっていた。このほか、保証人からの弁済がなく償却された貸付債権は74件19億5483万

余円となっていた。これらを合わせると、保証人を設定した貸付けにおいて償却された貸付債権は計105件34億7637万余円となっていた。

なお、機構は、保証人を設定することについて、保証人に求償できることに加えて、法人の代表者等に経営責任への自覚を促し、健全経営を担保することが期待できるとしている。

(ｲ) 保証人不要制度を利用した貸付けの状況

保証人不要制度を利用した貸付けの累計は、図表23のとおり、25,595件1兆1019億余円となっていた。このうち債務者から回収の見込みがなくなったとして7年度末までに償却された貸付債権は348件108億8284万余円となっていた。なお、保証人不要制度を利用した貸付けは、保証人が設定されていないため、保証人に求償することはできない。

(ｳ) 保証人不要制度における上乗せ利率の設定の考え方等

1(1)イ(ｳ)のとおり、コロナ貸付けにおける上乗せ利率は、通常の貸付けと同一の利率が適用されている。通常の貸付けと同一の利率を適用した理由について、機構は、高リスク時のリスク量を加味して保証人不要制度の利率を設定することは優遇融資の積極的な利用の制約となり得ることから、当該融資制度の趣旨にそぐわないと考えたためとしている。一方、コロナ貸付けは、図表11のとおり、7年度末の貸付残高のうち無担保であるものの割合が99.2%と極めて高くなっていることから、通常の貸付けに比べて貸倒れのリスクが高いと考えられる。

そこで、通常の貸付けにおける上乗せ利率を設定した際の考え方を機構に確認したところ、平成22年度の制度創設当時、保証人を設定しない貸付けの実績がなく保証人の有無の差に応じた適当な指標がなかったことなどから、リスク管理債権比率を基に償還期間中における貸倒れリスクの総額を算出し、これを用いて上乗せ利率を算出することにしたとしている。

機構は、上記の考え方に基づいて、毎年度、通常の貸付けに係るリスク管理債権比率を基に上乗せ利率を算出している。令和2年度においては、福祉貸付は1.295%、医療貸付は3.351%のリスク管理債権比率を適用(注4)して算出するなどして、上乗せ利率を、福祉貸付は0.05%、医療貸付は0.15%としていた。その後も、年度によって適用したリスク管理債権比率の値は異なるが、毎年度算出した結果として、コロナ貸付けの契約が行われた全期間を通じて、上乗せ利率は同率となっていた。

(注4)　上乗せ利率を算出する際には、通常の貸付けに係る過去5年度分のリスク管理債権比率を加重平均するなどした率を適用している。

前記のとおり、機構は、コロナ貸付けにおける上乗せ利率について、機構が行う通常の貸付けと同一の利率としている。一方、エ(ｲ)のとおり、コロナ貸付けについては、据置期間が経過して元利金の返済が本格化してからリスク管理債権の額が増加し、リスク管理債権比率が高くなっており、今後も変動するものであることに留意が必要であるものの、機構が行う通常の貸付けと貸倒れリスクの現れ方に違いが生じていた。そして、上乗せ利率を算出した際に用いられている通常の貸付けに係るリスク管理債権比率に対して、直近で把握できる7年度末のコロナ貸付けに係るリスク管理債権比率は、図表20のとおり、福祉貸付が13.5%、医療貸付が9.4%となっており、両方とも前記の上乗せ利率を算出する際に用いられたリスク管理債権比率よりも高くなっていた。さらに、福祉貸付及び医療貸付の別にみても、医療貸付よりも福祉貸付の方がリスク管理債権比率が高く、通常の貸付けと異なる状況となっていた。

また、前記のとおり、上乗せ利率は、制度創設当初、保証人の有無の差に応じた適当な指標がなかったことなどから、リスク管理債権比率を基に算出された貸倒れリスクの総額に基づいて算出されているところ、コロナ貸付けによる標準的な貸付け(注5)において、延滞等

することなく当初の約定どおりに返済を行った場合に上乗せ利率分として支払われる総額を試算すると、福祉貸付は貸付額の0.5%程度、医療貸付は同1.5%程度となる。

これに対して、上記上乗せ利率の支払総額の試算に照らして7年度末におけるコロナ貸付けに係る償却率をみたところ、図表24のとおり、保証人不要制度を利用した福祉貸付については1.48%、医療貸付については0.68%となっていた。また、保証人の有無の差に応じた状況をみると、保証人不要制度を利用した場合の償却率は保証人を設定した場合よりも高く、両者の差は、福祉貸付については0.54ポイント、医療貸付については0.44ポイントとなっていた。

(注5)　標準的な貸付け　当初5年間は元本を据え置き、その後10年間は元金均等で返済し、完済することを想定した貸付け

図表24　コロナ貸付けに係る保証人・保証人不要制度別の償却の状況（令和7年度末）

区分		累計貸付実績額（億円）	償却額（億円）	償却率	
福祉貸付	保証人を設定	1825	17	0.94%	差0.54ポイント
	保証人不要制度	4178	62	1.48%	
医療貸付	保証人を設定	7065	17	0.24%	差0.44ポイント
	保証人不要制度	6841	46	0.68%	
全体	保証人を設定	8891	34	0.39%	差0.59ポイント
	保証人不要制度	1兆1019	108	0.98%	

注（1）　保証人の設定を求められない貸付け（図表23の「その他」）については、償却はなかった。
注（2）　保証人を設定した貸付けに係る償却額34億円の内訳は、保証人から一部弁済のあった貸付け31件に係る償却額15億2153万余円及び保証人からの弁済はなく償却に至った貸付け74件に係る償却額19億5483万余円である（(ｱ)参照）。

機構は、保証人不要制度の上乗せ利率の設定の考え方については検証が必要であることは認識しており、これまでも年に一度検証を実施してきているところであるとした上で、上乗せ利率の設定の考え方について、コロナ貸付けの実績等も踏まえて、今後も多様な視点から検証を継続するとしている。

ウ及びエのとおり、コロナ貸付けについては、リスク管理債権及び償却した貸付債権の額が年々増加しており、7年度末において、コロナ貸付け以外を上回る状況となっている。また、コロナ貸付けは、貸付残高では一般勘定全体の3分の1程度となっているのに対して、貸倒引当金計上額では8割以上を占めていた。こうした状況を踏まえて、機構においては、引き続き、コロナ貸付けの貸付債権の状況に応じて適切に貸倒引当金を計上することが重要である。

また、オのとおり、コロナ貸付けは、保証人不要制度に係る上乗せ利率について、通常の貸付けと同一の利率としている一方、通常の貸付けよりもリスクが高く、福祉貸付と医療貸付のリスクの現れ方も通常の貸付けとは異なる状況となっていたことなどを踏まえて、機構においては、今後の非常時において、長期運転資金等の供給を行う融資制度を創設する際に備えて、当該資金の供給に係る制度趣旨を踏まえた上で、保証人不要制度における上乗せ利率の設定の考え方について引き続き検証していく必要がある。

(2) コロナ貸付けにおける審査の状況等

コロナ貸付けについては、1(1)イ(ｴ)のとおり、機構は、政府の方針に基づき、迅速な審査により資金交付を早急に行うことを最優先とすることとしていた。このような状況を踏まえて、機構によるコロナ貸付けにおける審査の状況等について、その体制や提出資料の状況、不審事案への対応の状況、貸付けの対象とならない施設等に対する貸付けの状況等についてみると、次のアからウまでのとおりとなっていた。

ア　機構における審査の状況

機構は、1(1)イ(ｱ)のとおり、2年2月にコロナ貸付けを開始しており、同年5月25日に新型コロナウイルス対策融資業務室を機構本部に設置するなどコロナ貸付けの審査体制を整備した。

コロナ貸付けの審査や契約に係る担当部局は、機構本部の1室3課体制（2年5月25日における職員数63人(注6)。コロナ貸付けの審査以外の業務に従事する者を含む。）となっていた。

（注6）　このほか、他部署からの短期間のローテーションでの支援も行われた。また、大阪支店においても令和2年9月まで（医療貸付事業については同年7月まで）コロナ貸付けに係る審査を実施していたが、その後は本部での審査に一元化された。

コロナ貸付けの審査業務については、申込者からの提出資料の数を絞って簡素化するなどしていた。また、機構は、審査の根幹に関わらない定型的な業務（書類整理、コールセンター業務等）については、派遣職員や業務委託を積極的に活用して、迅速な貸付けに努めたとしている。

このような取組により、コロナ貸付けの審査（申請から審査終了まで）に要した日数は、図表25のとおり、コロナ貸付けの貸付件数の6割が集中した2年度には、5日間程度となっていた。

図表25　コロナ貸付けの審査に要した平均日数

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
処理日数	10.0	4.9	24.3	41.6	46.0

（注）　機構によると、審査終了から資金交付まで1か月程度となっていた。

一方、後述イの不審事案の発生等を踏まえて、機構は、図表26のとおり、申込みに係る提出資料を順次見直すとともに、審査業務における確認事項を拡充するなどしており、それに伴って、3年度以降は審査に要した日数はそれまでよりも増えていた。

図表26　コロナ貸付けの申込みに係る主な提出資料の変遷

書類名	開始当初	令和2年8月26日	3年4月1日	4年3月1日
借入申込書	◎ 注（2）	◎ 注（2）	◎	◎
減収額確認資料（当該月の請求書や合計残高試算表等）	－	－	○	◎
行政からの指定通知書（写）又は許認可書（写）	－ 注（3）	－ 注（3）	◎	◎
事業継続確認資料（直近月の請求書・合計残高試算表等）	－	－	◎	◎
法人登記簿謄本又は登記事項証明書（原本）	◎	◎	◎	◎
決算関係書類一式（決算報告書・確定申告書等）	◎	◎	◎	◎
借入申込時確認及び申告シート	－	－	－	◎ 注（7）
既往借入金の状況（法人全体）	○ 注（4）	○ 注（4）	－ 注（6）	◎
収支改善計画書	○	○	○	◎
借入れに関する法人理事会（決議機関）の議事録	◎	－ 注（5）	－ 注（5）	◎
連帯保証人承諾書	○	○	○	○

注（1）　◎は必ず提出を求めているもの、○は状況に応じて提出を求めているものを指す。

注（2）　医療貸付では、当初から借入申込書に加えて、補足説明資料の提出を求めることとしていた。一方、福祉貸付では、当初、「事業者が新型コロナウイルス感染症の影響で当該施設の責めに帰することができない理由により機能を停止した際の経営資金に係る申請書」の提出を求めており、新型コロナの影響により借入れを希望する場合には、その影響について自由記述で記載することとなっていた。その後、令和3年4月1日から、同申請書に代わり、補足説明資料の提出を求めることとした。

注（3）　医療貸付では、当初から、行政からの指定通知書（写）又は許認可書（写）の提出を求めることとしていた。一方、福祉貸付では、令和3年4月1日から提出を求めることとした。

注（4）　福祉貸付では、既往借入金の状況については、借入れがある（予定を含む。）場合に提出を求めていた。医療貸付では、他の書類で既往借入金の状況について確認していた。

注（5）　借入申込書に、借入申込みについて法人内で了承を取っている旨の記載欄を追加する代わりに、借入れに関する法人理事会の議事録の提出を一定期間求めないこととしていた。

注（6）　決算関係書類により内容を確認することとし、一定期間様式を廃止していた。

注（7）　不審事案を排除することを目的としたもので、コロナ貸付けを目的外に使用しないことなどを確認又は申告させることで、借入申込みの経緯に係る不審点の有無や目的外使用を行わないことを理解しているかなどについて確認するものである。
注（8）　検査時点で機構に保存されていた資料や機構からの回答を基に本院が作成した。

イ　不審事案への対応等の状況

コロナ貸付けにおいて、機構は、当初、政府の方針を踏まえて迅速な審査を行うために審査を簡素化していた。一方、機構は、審査が簡素化される中で、コロナ貸付けにより貸し付けた資金の目的外流用等がうかがわれる事案（以下「不審事案」という。）が見られるようになったとしている。そこで、機構において、不審事案に対応してどのように審査を見直してきたかみたところ、次のような状況となっていた。

(ｱ) 新規開業事案、代表者変更事案等の取扱いに係る見直し

コロナ貸付けは、1(1)イ(ｱ)のとおり新型コロナの影響による減収等に伴い事業の継続に支障がある事業者に対して、人件費又は経費に充てる資金を貸し付けるものである。しかし、機構によると、コロナ貸付けの申込みの中に、単なる開業資金ではないかと疑われるもの、福祉医療との関係性が乏しい異業種の法人がコロナ貸付けを受けることを目的として休業中のクリニックや事務所を買収して申請したことが疑われるものなど、事業の継続という趣旨に該当するのかが疑われるものが散見されたとのことであった。そこで、機構は、3年5月以降、新規に開業した者からの申請や、2年4月以降に法人の代表者が変更された上で行われた申請について、順次、代表者の変更理由等を確認した上で、貸し付けた資金を貸付けの目的外に使用しないことを申込者に確認し、その確認した記録を残すなどの対応を取ることとしていた。

上記の対応を取る前に行われた貸付けのうち、2年4月以降に代表者が変更された法人に対する貸付けで、法人が新型コロナウイルス対応支援資金を目的外に流用していたものについて、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞

Aが代表者となっている会社については、機構における審査の過程で同時期に多数の借入申込みがあるなど不審な点が見受けられた。そこで、機構が令和3年7月頃にAが代表者となっている貸付けについて調査したところ、2年6月から3年5月までにかけて29社53件26億9180万円のコロナ貸付け（福祉貸付）が行われていた。機構において更に調査したところ、Aは、当該貸付資金の一部を他社の買収費用として目的外に流用していたことが判明した。

その後、Aが代表者となっている各法人は連鎖破綻に至っている。

機構は、前記のAが目的外に流用していた貸付けについて、4年8月以降、順次請求繰上償還を行うなどしている。前記53件の貸付債権に係る7年度末における返済状況は、完済したものが2件8000万円、事業譲渡を受けた法人から一部弁済を受けたものが1件712万余円、償却に至ったものが38件19億8180万円となっている。一方、残りの13件6億2287万余円（うち1件は一部弁済を受けたものと重複）については、破産手続中等のため債権回収は見込めない状況となっている。

なお、本院において、機構が貸付けを行ったAが代表者となっている29社について法人登記簿等を確認したところ、11社については、2年4月以降にAが代表者となったものであり、当該11社に係るコロナ貸付けは17件7億6180万円となっていた。

また、機構は、上記の事例に加えて、コロナ貸付けにおいて、一部の営利法人において法人外部への資金流出のリスクが懸念されたこと、特定の貸付先等への集中がみられたことなどから、4年4月以降、営利法人については、同一の代表者に係る貸付金が一定金額を超える場合、新規の借入申込みについては、保証人不要制度を選択できないこととし、原則として法人の代表者を保証人とすることとしている。このことについて、機構は、代表者を保証人として徴求することで対象施設の経営責任の所在を明らかにすることにより、健全経営を担保することが期待できるとしている。

なお、機構は、コロナ貸付けについては、貸付先に営利法人が多く含まれているが、同一の代表者が複数の営利法人で貸付けを受けている場合でも貸付先単位では貸付残高が少額なものが多く従来の選定方法では捕捉しにくいこと、営利法人は資金融通について法的制約が課されている社会福祉法人や医療法人等と比較して法人外部への資金流出による連鎖破綻のリスクが高いことなどの特徴があるとして、7年度から新たに、同一の者が代表者となっている貸付先について代表者単位でまとめた貸付残高が多い貸付先をフォローアッ

プ調査先として選定することとしている（フォローアップ調査については、後述(3)ウ参照）。

(ｲ) 貸付対象となる要件の確認

コロナ貸付けについては、迅速に審査を行うことも重要であったが、貸付けを必要とする者に適切に貸付けを行うこと及び不正等に対して適切に事後対応を行うことも重要である。

機構は、コロナ貸付けの要件について、当初はその多くを自己申告に委ねることとしていて、特段の根拠資料を徴していなかった。その後、コロナ貸付けの申込みが落ち着いてきた中で、様々な不審事案の情報が寄せられてきたことなどを背景として、機構は、借入申込者についてより正確な運営実態やコロナ貸付けの要件を満たしているかなどを確認するために、図表26のとおり、申込みに係る提出資料を増やすなどの見直しを行っていた。

このうち、施設及び事業ごとに、新型コロナの影響を受けた月の収入又は収益が前年又は前々年同月と比較して、おおむね5%以上減少しているもの又は減少が見込まれるものなどを貸付対象とする要件（以下「減収要件」という。）については、4年3月以降、客観的に確認できる資料を基に審査するようにしていた。一方、機構は、4年2月までに行った貸付けについては、客観的に確認できる資料の提出を求めておらず、また、貸付先から事後に悉皆で資料の提出を求めることは困難であるとしていた。このため、本院の検査において、機構が提出を受けて保存している資料では、貸付先が減収要件を満たしているかについて確認することはできなかった。

これらを踏まえると、今後の非常時において、迅速かつ効果的、効率的な貸付決定を図るとともに、適切な事後対応等を行うために、事後的に正確な運営実態やコロナ貸付けの要件を満たしているかなどを円滑に確認することができるような仕組みを検討していくことが重要であると考えられる。

ウ　貸付けの対象とならない施設等に対する貸付けの状況

貸付事業の対象となる施設及び事業並びに貸付けの相手方については、機構法、業務方法書等において限定列挙されており、コロナ貸付けと通常の貸付けで同一となっている。

コロナ貸付けに係る施設及び事業並びに貸付けの相手方について検査したところ、本来は貸付けの対象とならないものであるにもかかわらず、誤って貸付けをしていたものが9件2億1300万円見受けられた。これらの貸付けに係る借入申込時の提出書類には、施設及び事業並びに貸付けの相手方が真正に記載されていたことから、機構の審査において、これらの借入れの申込みが貸付けの対象とならないことについては確認が可能であり、当該審査は、前記のとおり迅速な資金交付が求められていた中で行われたものではあるが、確認が可能であったことを踏まえると適切でなかったと思料される。なお、機構は、これらの貸付けについて、貸付契約自体は有効なため一方的に償還させることは困難であるとしており、貸付先に対して任意繰上償還を依頼するとしている。また、今後同様の事態が生じないように、貸付対象と対象外を判別するツールを導入するなどの再発防止策を講ずるとしている。

このように、コロナ貸付けの審査について、機構は、不審事案の発生等を踏まえて、順次、見直しを行っていた。また、見直し前に行われた貸付けについては、機構が提出を受けて保存している資料では、貸付先が減収要件を満たしているかについて確認することはできない状況や、借入申込時の提出書類には真正に記載されていたものの、機構の審査において確認が適切に行われず、コロナ貸付けの対象とならない施設及び事業並びに相手方に貸付けを行っていた事例が見受けられた。機構においては、今後の非常時において創設される融資制度の検討に当たり、迅速かつ効果的、効率的に審査するとともに、事後的に正確な運営実態や貸付けの要件を満たしているかなどを円滑に確認することができるような仕組みを整えられるよう、コロナ貸付けの経験から得られた課題と対策を整理しておくことが重要である。

(3) コロナ貸付けに係る債権管理の状況

コロナ貸付けについては、(1)ア及びエ(ｲ)のとおり元利金の返済が本格化しているほか、リスク管理債権の額が増加するなどしている。また、1(1)イ(ｴ)のとおり、機構は、コロナ貸付けにおいて、政府の方針に基づき、迅速な審査により資金交付を早急に行うことを最優先とし、貸付け実行後に事業報告書等（決算書類等）により債権管理（モニタリング）を実施することとしていた。また、機構は、債権管理に当たっては、地域における福祉・医療基盤の維持及び存続を図ることを最優先に、適正な実施に努めるとしている。

このような状況を踏まえて、機構における債権管理について、その体制、貸付債権の保全、回収等の状況及び貸付先の状況把握や当該状況に応じた支援の状況についてみると、次のアからウまでのとおりとなっていた。

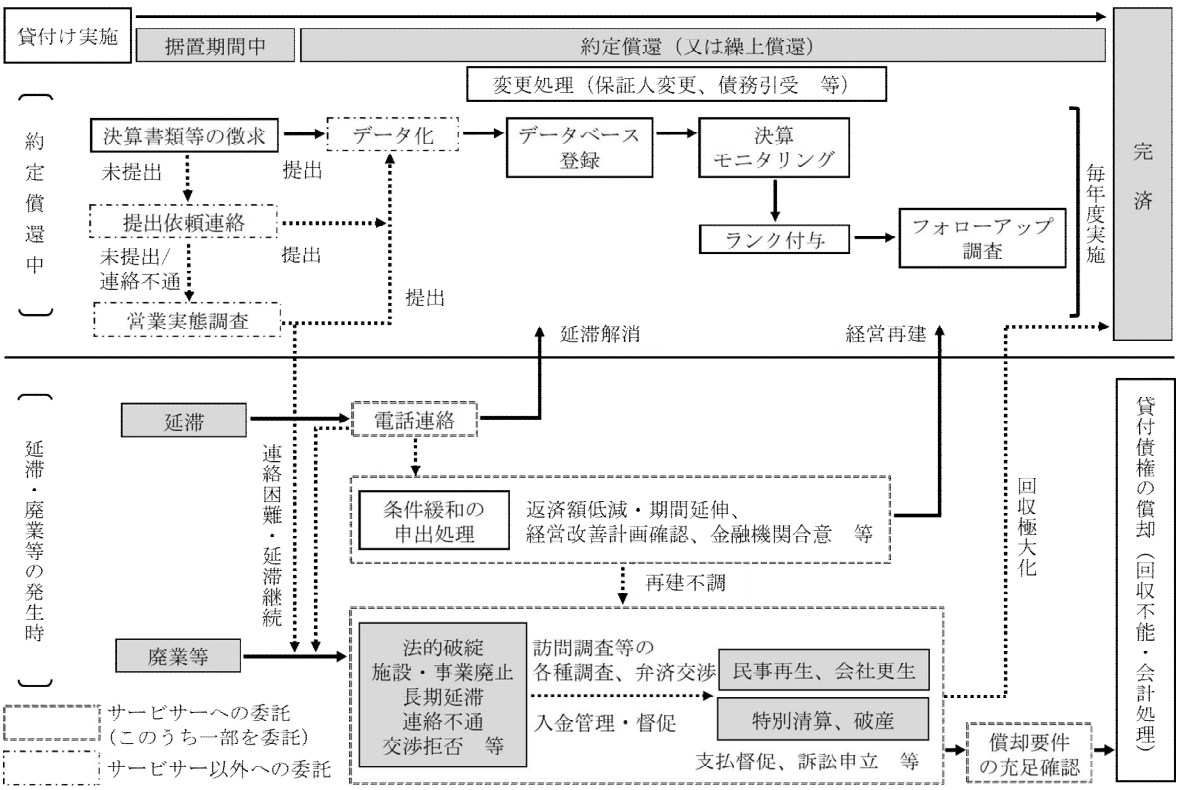
ア　機構の債権管理の体制

コロナ貸付けについては、1(2)のとおり、7年度前半に返済開始時期を迎える貸付けが多くなっていることから、同時期に任意繰上償還、条件緩和の申請等の事務が大幅に増加することが事前に想定された。機構は、これらの事務が適切に執行されない場合は、延滞期間の長期化による信用コストの大幅な上昇等が発生しかねないと認識していた。

このため、機構は、新規のコロナ貸付けの受付が終了した翌月の5年10月に、債権管理に係る組織体制を見直し、コロナ貸付けに係る変更契約、償却等を担当するコロナ資金管理室を設置した。コロナ貸付けの債権管理に係る担当部局は、同室を含めて機構本部の1室7課体制（7年4月1日における職員数59人。コロナ貸付け以外の債権管理業務に従事する者を含む。）となっている。

また、機構は、返済開始時期を迎える貸付けが集中する時期でも債権管理に係る事務が滞留することがないようにして効率的な業務執行を図るために、外部委託を活用する体制を構築している（図表27参照）。具体的には、5年10月から、コロナ貸付けに係る債権管理業務のうち、貸付債権が延滞となるなどしている貸付先への督促及び訪問調査、条件緩和の申出処理、償却要件の充足確認等の業務について、債権回収会社（以下「サービサー」という。）2者へ委託するなどして実施している。

図表27　コロナ貸付けの債権管理に係るフロー図（概念図）



このうち、サービサーへの委託契約について、年度別の支払額をみると、図表28のとおり、支払額は年々増加している。

図表28　コロナ貸付けにおけるサービサーへの委託契約に係る支払額

年度	令和5年度	6年度	7年度	計
支払額（百万円）	10	130	472	613

（注）　サービサー2者に係る支払額の合計である。

イ　機構における債権管理の状況

(ｱ) 決算モニタリング及び営業実態調査に係る対応等

機構は、コロナ貸付けについて、貸付時の特約条項に基づき、据置期間中のものを含めて、年に一度、全ての貸付先から決算書類等の提出を受け、財務状況を把握することとしている（以下、この財務状況の把握を「決算モニタリング」という。）。決算書類等の提出がない又は連絡が取れない貸付先（以下「未提出先」という。）については、外部委託により、対象施設の営業実態調査を行っている。

そこで、2年度決算から6年度決算(注7)までの未提出先について、営業実態調査等の状況をみたところ、図表29のとおり、7年度末において、営業実態がないと確認されていたのは222者277施設となっていた。

（注7）　貸付先から提出を受ける決算書類等について、機構は、令和2年10月末決算から3年9月末決算までの分を2年度決算としており、3年度に提出を受けることとしている（以降の年度も同様）。

図表29　コロナ貸付けの決算書類等の未提出先に係る営業実態調査等の状況（令和7年度末）

決算年度		令和2年度決算	3年度決算	4年度決算	5年度決算	6年度決算	計	
未提出先数（者）		66	159	437	536	447		うち保険医療機関
未提出先のうち「営業実態なし」	貸付先数（者）	7	8	42	69	136	222	65
	対象施設数	7	8	61	81	168	277	72
	貸付債権数（件）	9	10	68	102	196	329	85

（注）　計欄は純計であり、各年度の貸付先数等を合計しても一致しない。

一方、機構の内規によれば、借入資金に係る事業又は施設を休止又は廃止した場合等に該当し、是正の措置が講じられないと認められるときは、機構の貸付金について期限の利益の喪失を通知するとともに貸付金の全部又は一部を請求することとされており、また、債務者の責めに帰すべき事由によって、所在が不明となったときなどは、期限の利益喪失の通知催告等を行うことなく貸付金の全額を請求することとされている。機構は、休廃止に至った施設に係る貸付債権について、期限の利益を喪失させて、貸付先に対して請求繰上償還を行う場合には、貸付契約の特約条項に基づき行っている。

そこで、前記の222者277施設のうち、地方厚生局（地方厚生支局を含む。以下同じ。）において休廃止等の状況が公表されている保険医療機関(注8)に係る65者72施設（貸付債権85件）について本院が確認したところ、図表30のとおり、7年度末までに、28者32施設が廃止を届け出て保険医療機関として廃止されたことが明確に確認できる状況となっていた。このうち、6年度末までに廃止の届出の処理が行われ、かつ2年度決算から5年度決算までのいずれかの決算書類等の提出がなかった13者13施設に係る貸付債権16件については、機構において廃止を把握してから1年以上が経過しているものの、7年度末までに期限の利益を喪失させて請求繰上償還を行っていたのは4者4施設に係る5件となっていた。

（注8）　保険医療機関　　コロナ貸付けの貸付実績のある保険医療機関の種類は、病院、一般診療所及び歯科診療所である。なお、これらの施設においてコロナ貸付けを受けるには、保険医療機関として継続して運営していることが必要となっている。

図表30　コロナ貸付けの貸付先である保険医療機関に係る廃止の届出等の状況

地方厚生局における廃止の届出の処理年度		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計	うち6年度までに廃止処理かつ2～5年度決算の未提出先	左に係る期限の利益を喪失（請求繰上償還）させた貸付先等（7年度末時点）	うち6年度までに廃止処理かつ2～5年度決算の未提出先
保険医療機関「廃止」	貸付先数（者）	1	5	11	7	7	28	13	6	4
	対象施設数	1	5	10	7	9	32	13	6	4
	貸付債権数（件）	2	6	13	7	13	41	16	7	5

注（1）　処理年度は、地方厚生局が管内の保険医療機関から廃止の届出を受けて廃止の処理を行ったとしてその翌月にその旨を公表した年度である。
注（2）　計欄は純計であり、各年度の貸付先を合計しても一致しないものがある。

一方、貸付債権が延滞となるなどしている貸付先については、サービサーによる訪問調査が実施されている。図表31のとおり、5年度から7年度までに実施された調査の結果、居住、営業実態又はその両方が確認できなかった貸付先数は220者（前記の222者と30者が重複）となっていた。このうち、6年度まで調査が実施された82者について、7年度末までに期限の利益を喪失させて請求繰上償還を行ったのは17者となっていた。

図表31　コロナ貸付けにおけるサービサーによる訪問調査の結果等

年度	令和5年度	6年度	7年度	計	うち6年度までに調査	左に係る期限の利益を喪失（請求繰上償還）させた貸付先（7年度末時点）	うち6年度までに調査
居住、営業実態又はその両方が確認できなかった貸付先数（者）	3	79	138	220	82	24	17

こうした状況について機構は、福祉・医療基盤の維持及び存続に影響がないことが見込まれることを前提にして、無担保のものが多いコロナ貸付けの性質を踏まえて回収の極大化を図る観点から、対象施設の事業継続のほか、貸付先との弁済交渉、弁護士からの受任通知の受領、訴訟の提起の要否、債務者の死亡や保有財産、貸付先の法人の解散等の貸付債権の個別の状況や回収見通しを総合的に勘案して請求繰上償還を行っているとしている。一方、前記のとおり、機構において居住や営業実態がないことを確認してから1年以上が経過している施設に係る貸付債権が一定数見受けられ、債権回収に留意が必要な状況となっていた。この中には、貸付先について連絡不通や所在不明となっているものが複数見受けられた。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞

機構は、令和2年8月及び3年6月に、医療法人Ｂが運営する一般診療所1施設（診療所Ｃ）に対して2件5000万円のコロナ貸付けを行った。

その後、機構は、Ｂから3、4、5各年度の決算書類等の提出がなかったことなどから、6年1月に営業実態調査を行ったところ、診療所Ｃには営業実態がなく、その所在地において、別法人が運営する別の診療所が開業していることを確認していた。診療所Ｃは4年7月に廃止されており、5年3月に所管の地方厚生局において同診療所の廃止の処理がなされて、その翌月に公表されていた。また、機構は、6年8月に代表者住所地の調査を行い居住実態がないことを確認していた。

その後、Ｂに貸し付けたコロナ貸付けは7年1月以降延滞となり、同法人代表者と連絡が取れない状況が続くなどしていたが、機構は、法人登記簿謄本の取得や厚生年金保険適用事業所の調査等を並行して行っていたとして、7年度末においてＢに係る貸付債権について期限の利益を喪失させて請求繰上償還を行っていなかった。なお、機構は、Ｂに係る貸付債権について期限の利益を喪失させて請求繰上償還を行う予定としている。

(ｲ) 延滞への対応等

(1)エ(ｲ)のとおり、コロナ貸付けに係る三月以上延滞債権は4年度末以降一貫して増加しており、7年度末においては355件112億余円となっていた。機構は、アのとおり、返済が延滞するなどしている貸付先からの回収業務をサービサーへ委託しているが、行政との調整が必要な複雑な事案等については、委託せずに機構が直接対応することとしている。また、機構は、3か月未満の初期延滞の発生抑制のため、元金返済開始の6か月前に返済開始案内を送付するなどしていた。

7年度末までのサービサーによる回収実績は、図表32のとおり、2,857者の3,415件（いずれも延べ数）について、12億余円の回収額となっていた。

図表32　コロナ貸付けに係るサービサーによる回収実績及び延滞状況

区分		令和5年度	6年度	7年度	計
サービサーによる回収実績	貸付先数（延べ数）（者）	17	413	2,427	2,857
	貸付債権数（延べ数）（件）	31	503	2,881	3,415
	回収額（元利金・延滞損害金）（百万円）	37	157	1,068	1,262
延滞状況（各年度末時点）	貸付先数（者）	388	610	1,275	
	貸付債権数（件）	637	1,018	1,993	
	延滞額（元金）（百万円）	14,005	22,047	29,358	

注（1）　サービサーによる回収実績は、3か月未満や6か月以上の延滞、条件緩和等となっている貸付先からの回収を含む実績である。

注（2）　延滞状況は各年度末において、コロナ貸付けに係る貸付債権全体（三月以上延滞債権のほか、危険債権等を含む。）のうち、延滞期間が3か月以上となっているものに係る件数及び延滞額であり、サービサーへ委託していない貸付債権を含む。

(ｳ) 条件緩和への対応等

貸出条件緩和債権を有する貸付先が返済を再開又は継続するなどして債務者区分が「正常先」又は「その他要注意先」に復帰すれば、リスク管理債権は減少することになる。(1)エ(ｲ)のとおり、コロナ貸付けに係る貸出条件緩和債権は7年度に大幅に増加して、7年度末においては1,568件821億余円となっており、このうち454件316億余円については7年度末までの返済額が0円となっていた。

機構の内規によれば、条件緩和は、原則として、貸付先の財政状態が資金繰りひっ迫の状況にあるもの、経営陣の適切な施設運営が期待され、緩和措置によって経営の安定化又は債権回収の促進が図られると認められるもののいずれにも該当する場合に行うことができることとされていて、償還期間の延長については、延長後の期間20年を上限として承認することができることとされている。

貸付先が条件緩和を申請する際に、機構は、通常の貸付けにおいては、経営改善計画書等の業況の改善を目的として作成される計画書類（以下「経営改善計画書」という。）の提出を貸付先から求めることとしている。一方、コロナ貸付けにおいては、機構における業務執行が停滞しないようにするため、機構は、経営改善計画書の提出を省略することを可能とするなど、条件緩和に係る手続を簡素化している。

6、7両年度における償還期間の延長状況をみたところ、コロナ貸付けの要件として定められている償還期間15年を超える貸付債権が、6年度末においては0件、7年度末においては13件17億余円（いずれも令和6年能登半島地震等を事由とする条件緩和を除く。）となっていた。また、6、7両年度における条件緩和の状況をみたところ、図表33のとおり、条件緩和を受けている貸付債権は6年度の457件から7年度の1,401件へ、このうち複数回の条件緩和を受けている貸付債権は6年度の134件から7年度の380件へとそれぞれ大幅に増加していた。そして、複数回の条件緩和を受けている場合であっても経営改善計画書が未作成となっている貸付債権が173件となっていた。

上記の173件について、条件緩和時の機構における収支改善や返済の見通しなどの確認状況をみたところ、機構は、条件緩和の申請時の様式に経営改善に向けた取組内容を記載させること、貸付先からの聞き取りによる経営状況の確認や助言を行うことなどにより確認しているとしていた。一方、これらの貸付債権については、経営改善計画書がある場合と比べて収支改善の進捗の確認が難しいと思料されるなど、条件緩和後の経営状況等の確認に留意が必要な状況となっていた。

図表33　コロナ貸付けにおける条件緩和件数及び経営改善計画書未作成件数

区分	令和6年度						7年度					
			初回		2回目以降				初回		2回目以降	
条件緩和件数（延べ貸付債権数）	457	(100.0%)	323	(100.0%)	134	(100.0%)	1,401	(100.0%)	1,021	(100.0%)	380	(100.0%)
経営改善計画書あり	131	(28.6%)	72	(22.2%)	59	(44.0%)	641	(45.7%)	434	(42.5%)	207	(54.4%)
経営改善計画書なし	326	(71.3%)	251	(77.7%)	75	(55.9%)	760	(54.2%)	587	(57.4%)	173	(45.5%)
制度内対応	190	(41.5%)	160	(49.5%)	30	(22.3%)	32	(2.2%)	32	(3.1%)	0	(-)
改善取組記載	72	(15.7%)	46	(14.2%)	26	(19.4%)	390	(27.8%)	321	(31.4%)	69	(18.1%)
暫定対応	20	(4.3%)	14	(4.3%)	6	(4.4%)	144	(10.2%)	97	(9.5%)	47	(12.3%)
その他	44	(9.6%)	31	(9.5%)	13	(9.7%)	194	(13.8%)	137	(13.4%)	57	(15.0%)

注（1）　図表中（　）内の%は、条件緩和件数（延べ貸付債権数）の全体件数に対する構成比である。
注（2）　経営改善計画書なしの内訳のうち「制度内対応」はコロナ貸付けの要件として定められていた償還期間15年以内（うち据置期間5年以内）の範囲で条件緩和の対応をしているもの、「暫定対応」は第三者機関等による支援を受けるなどして経営改善計画書を作成することを前提とし、6か月ないし1年程度の暫定的な条件緩和の依頼に対応しているものである。

ウ　機構における貸付先に対する支援の状況等

機構は、債権悪化の未然防止を図るために、債務者区分が「正常先」及び「要注意先」である貸付先等について、決算モニタリング等を基に経営指標（自己資本比率、経常利益率等）によるリスク評価を行うなどしてリスクの高い貸付先を抽出し、当該貸付先に対し、原則として、年に一度フォローアップ調査を行っている。そして、機構は、コロナ貸付けにより無担保貸付残高や通所等施設を運営する貸付先が増加したことなどを踏まえて、担保による保全状況を加味した予想損失額や、入所施設と通所等施設とで異なる経営指標を用いることとするなど、上記抽出の方法について順次見直しを行っていた。

7年度のフォローアップ調査の対象数(注9)は94調査先であり、このうちコロナ貸付けを受けているものは65調査先となっていた。機構は、フォローアップ調査先に対して、経営改善状況や運営状況等を把握するために、電話等によるモニタリングや直接訪問する実地調査を実施し、経営状況の確認、助言等の支援を行っていた。

（注9）　フォローアップ調査の対象数　　抽出方法によって貸付先単位である場合、代表者単位である場合等がある。

このように、コロナ貸付けの債権管理について、機構は、外部委託を活用した業務執行体制を構築して、決算モニタリング等により貸付先の状況把握を行うとともに、貸付債権が延滞となるなどしている貸付先への督促や条件緩和等の対応を行っている。一方、機構において、貸付先の調査の結果、営業実態がないことが確認されてから1年以上が経過している施設に係る貸付債権が見受けられ、債権回収に留意が必要な状況となっており、この中には、貸付先について連絡不通や所在不明となっているものが見受けられた。また、7年度以降、特に増加している貸出条件緩和債権について、条件緩和の手続を簡素化して対応している状況となっていた。機構においては、コロナ貸付けの債権管理において、業務を効率的に行うことについて引き続き検討するとともに、債権回収に当たり休廃止した施設に係る貸付先の状況等に応じた適時適切な対応、条件緩和に当たり貸付先の経営の安定化又は債権回収の促進が図られるよう貸付先の状況を踏まえた適切な対応等に留意して、貸付債権の状況等に応じて適時適切に債権管理を行うことが重要である。

(4) コロナ貸付けに係る機構の財務状況等

機構の財務諸表では、「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」」（平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定）等に基づき、費用や収益、政府出資金等についてのセグメント情報（法人の中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくもの）が開示されている。そこで、開示されている政府出資金や純資産の状況に加えて、開示対象とされていないコロナ貸付けに係る運営費交付金及び財政融資資金からの借入れの状況、また、政府出資金の状況並びにコロナ貸付けに係る損失の状況をみると、次のアからウまでのとおりとなっていた。

ア　運営費交付金の状況

コロナ貸付けの審査や債権管理に要する費用に充てるために必要な額は、国から運営費交付金の一部として措置されており、図表34のとおり、2年度及び5年度から7年度までにコロナ貸付けに要する費用として53億8104万余円(注10)が交付されていた。

（注10） 運営費交付金は使途の定めがないことから、運営費交付金の予算額を算定する際の積算に基づいてコロナ貸付けに要する費用を集計したもの

図表34 コロナ貸付けに要する費用に関する運営費交付金の交付状況

年度	令和2年度	5年度	6年度	7年度	計
交付額（百万円）	1,874	459	1,858	1,188	5,381

（注） 令和3年度及び4年度はコロナ貸付けに要する費用としての運営費交付金の交付はなかった。

機構によると、2年度の運営費交付金については、主にコロナ貸付けの審査や契約に係る人件費、業務委託費等の費用が必要になる一方で、コロナ貸付けの据置期間（最長5年）中は債務の償還に支障をきたすおそれのある延滞、倒産等の発生が少ないと見込まれるため、債権管理に要する費用としては決算モニタリング等の経常的に発生する経費のみが必要になるとして交付されたとしている。また、5年度以降については、コロナ貸付けの元金返済が徐々に開始されることから、債権管理に要する費用として、現地調査費用等も必要になるとして交付されたとしている。

イ 財政融資資金からの借入れ等の状況

機構は、コロナ貸付けの主な貸付原資に充てるための資金として、調達コストが低く、元金均等償還である貸付けとキャッシュフローが一致している財政融資資金からの借入れの活用を基本としており、その借入額は、図表35のとおりとなっている。また、貸付先へ貸し付ける際の基準利率は、原則として、機構が財政融資資金から借り入れた際の金利と同率となっている。

図表35 コロナ貸付けに係る財政融資資金からの借入れ等の状況

（単位：百万円）

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
借入額	7	1,471,700	344,000	134,100	15,600	－	－
返済額	－	－	34,354	35,853	44,215	42,174	110,361
うち繰上償還分	－	－	12,799	14,298	22,660	20,619	－
借入残高（年度末）	7	1,471,707	1,781,352	1,879,598	1,850,982	1,808,807	1,698,446

（注） 貸付先から繰上償還を受けた場合、デュレーションギャップ（貸付けと借入れの平均期間の差）の縮小を目的として、原則として年度末に財政融資資金について繰上償還を行っており、これに伴い繰上償還に係る補償金を総額311万余円支払っている。

ウ 政府出資金の状況等

機構は、コロナ貸付けを実施するために、図表36のとおり、国から累計で1388億余円の政府出資金を受け入れて、財務基盤の強化を図っていた。

図表36 国から機構へのコロナ貸付け実施のための出資状況

予算	令和2年度1次補正	令和2年度2次補正	令和2年度3次補正	計
政府出資金（百万円）	4,148	32,758	101,910	138,816

（注） 政府出資金は、建設公債（財政法（昭和22年法律第34号）第4条第1項ただし書の規定に基づき公共事業費、出資金及び貸付金の財源に充てるために発行される公債）の発行対象経費となっている。

機構は、コロナ貸付けに当たっては、①当初5年間の無利子となる金利優遇期間に発生する貸付金利と財政融資資金の借入金利の逆ざやに伴う額、②償却や貸倒引当金の計上に伴う額等が生ずることから、機構の財務基盤強化のために、これらに対応する政府出資金を受け入れたとしている。

政府出資金の予算上の積算は、①金利優遇に要する額について、貸付金利と財政融資資金の借入金利の差分に想定貸付額を乗ずるなどして算出し、②貸倒れに伴う額について、想定貸付額に対してリーマンショック時の運転資金貸付けにおける平成30年度末の償却率（貸倒引当金計上額含む。）2.1904％を乗じて算出されたものであるとしている。

また、機構は、当該政府出資金相当額について、最終的にコロナ貸付けに係る事業が終了した時点における中期目標計画期間終了後に、コロナ貸付けに係る損失を勘案するなどした上で、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第46条の2に基づく不要財産である場合は、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、国庫納付することになるとしている。

一方、機構においてコロナ貸付けを含む貸付事業等を経理している一般勘定では、図表37のとおり、令和2年度補正予算に計上された政府出資金を令和2、3両年度に受け入れており、一般勘定の純資産は、3年度末においては1409億余円と元年度末に比べて大きく増加した。その後、貸倒引当金が計上されたことなどを背景に大きく減少していたが、7年度に物価高騰貸付けなどのために政府出資金を受け入れて、7年度末における純資産は1114億余円となっていた。

図表37　機構の政府出資金及び純資産の推移（一般勘定）

（単位：百万円）

年度	令和元年度末	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末	6年度末	7年度末
政府出資金	21,787	58,694	160,604	160,604	160,604	160,604	250,823
うちコロナ貸付け分	－	36,906	138,816	138,816	138,816	138,816	138,816
純資産	23,289	61,014	140,984	120,286	81,004	62,220	111,456

（注）　国は、図表36のとおり令和2年度に政府出資を行っているが、国の会計制度と機構の会計基準の違いのため、機構では2、3両年度に分けて政府出資金として計上されている。

そこで、前記コロナ貸付けのための政府出資金の予算上の積算の考え方に沿って、機構がコロナ貸付けに係る損失として管理している額について、7年度末までの状況をみると、次のとおりとなっていた。

(ｱ) 金利優遇に要する額

機構は、金利優遇に要する額について、コロナ貸付けのために調達した財政融資資金からの借入利息から、貸付先からの借入れに伴う利息収入を控除することにより把握することとしており、その額は、図表38のとおり、元年度から7年度までの累計で72億余円となっていた。

図表38　コロナ貸付けにおける金利優遇に要する額

（単位：百万円）

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計
金利優遇に要する額 A＝B－C	△0	345	1,029	1,422	1,756	1,633	1,076	7,263
借入利息　B	0	1,040	2,568	3,114	3,447	3,437	3,361	16,969
利息収入　C	0	695	1,538	1,692	1,690	1,803	2,285	9,705

（注）　B及びCは、金利優遇に要する額を把握するために機構において管理している額である。

上記機構の算出方法によると、コロナ貸付けにおいて貸付先へ貸し付ける際の基準利率は、原則として、機構が財政融資資金から借り入れた際の金利と同率となっていることから、財政融資資金からの借入れに伴う支払利息は、当初5年間の無利子期間が終了する7年度以降、順次、財政融資資金からの借入れに伴う支払利息に見合う利息収入が貸付先から得られることになる。また、これに加えて保証人不要制度の上乗せ利率等による利息収入

が得られることになる。一方、貸付先からの返済が遅延すること又は履行されないことで、財政融資資金からの借入れに伴う支払利息に見合う利息収入が得られなくなることもあり得る。このため、上記の計算方法で算出した金利優遇に要する額については、今後も増減することになる。

(ｲ) 貸倒れに伴う額

(1)ウのとおり、7年度末までに償却したコロナ貸付けに係る貸付債権は143億余円となっている。そのほかに、同年度末において、機構がコロナ貸付けに係る損失として管理している貸倒引当金計上額が1500億余円あり、両者を合わせた貸倒れに伴う額を、同年度末において1643億余円と見込んでいる。当該金額については、機構の会計上、費用計上された額に相当する。なお、貸倒引当金計上額は、今後、貸付先の経営状況等の変化に伴って増減することになる。

このように、機構は、コロナ貸付けの実施に当たり、財務基盤強化のため、政府出資金の出資を受けている。そして、機構がコロナ貸付けに係る損失として管理している額は、今後、増減することに留意が必要であるが、7年度末において、金利優遇に要する額が72億余円、貸倒れに伴う額が1643億余円の計1716億余円となっており、これは政府出資金1388億余円を上回っている状況となっていた。

こうした状況について、機構は、経営管理上必要な計数として内部で把握し管理していた。機構は、財務諸表上開示が求められているものではないことから財務諸表において開示して公表していないが、コロナ貸付けに係る損失の大部分を占める貸倒引当金の状況については、機構のウェブサイトを通じて公表していた。なお、コロナ貸付けを含む貸付事業等を経理している一般勘定の純資産は7年度末において1114億余円となっており、財務上の問題は生じていないなどとしている。

コロナ貸付けのために出資された政府出資金については、最終的に事業が終了した後に、コロナ貸付けに係る損失を勘案するなどした上で不要財産である場合は、国庫納付することになる。また、機構がコロナ貸付けに係る損失として管理している額は、償却及び貸倒引当金の増加等により、7年度末においてコロナ貸付けのために出資された出資額を上回っている。コロナ貸付けに係る貸付事業が終了した後に、財政負担が確定することを踏まえて、機構は、コロナ貸付けに係る損失の状況について、国民に対して引き続き丁寧に説明していく必要がある。

4　本院の所見

機構は、厚生労働省の要請により、地域の福祉・医療サービスの提供体制を維持・確保するために、2年2月に、貸付事業において、コロナ貸付けを開始した。その後5年間の据置期間を経過して、7年度前半からコロナ貸付けの元利金の返済が本格化している。

そこで、コロナ貸付けに係る貸付債権はどのような状況となっているかなどに着眼して検査したところ、次のような状況となっていた。

コロナ貸付けについては、リスク管理債権及び償却した貸付債権の額が年々増加しており、7年度末において、コロナ貸付け以外を上回る状況となっている。また、コロナ貸付けは、貸付残高では一般勘定全体の3分の1程度となっているのに対して、貸倒引当金計上額では8割以上を占めていた。さらに、機構は、保証人不要制度に係る上乗せ利率について、通常の貸付けと同一の利率としている一方、コロナ貸付けは、通常の貸付けよりもリスクが高く、福祉貸付と医療貸付のリスクの現れ方も通常の貸付けとは異なる状況となっていた。

コロナ貸付けの審査について、機構は、不審事案の発生等を踏まえて、順次、見直しを行っていた。また、確認が適切に行われず、コロナ貸付けの対象とならない施設及び事業並びに相手方に貸付けを行っていた事例が見受けられた。

コロナ貸付けの債権管理について、機構において、貸付先の調査の結果、営業実態がないことが確認されてから1年以上が経過している施設に係る貸付債権が見受けられ、債権回収に留意が必要な状況となっており、この中には、貸付先について連絡不通や所在不明となっているものが見

受けられた。また、7年度以降、特に増加している貸出条件緩和債権について、条件緩和の手続を簡素化して対応している状況となっていた。

機構は、コロナ貸付けの実施に当たり、財務基盤強化のため、政府出資金の出資を受けている。そして、機構がコロナ貸付けに係る損失として管理している額は、今後、増減することに留意が必要であるが、7年度末において、金利優遇に要する費用が72億余円、貸倒れに伴う費用が1643億余円の計1716億余円となっており、これは政府出資金1388億余円を上回っている状況となっていた。

ついては、検査で明らかになった状況を踏まえて、機構は、厚生労働省と連携して、次の点に留意するなどして、非常時の貸付事業に係る対応を適切に行う必要がある。

ア　今後の非常時において、長期運転資金等の供給を行う融資制度を創設する際に備えて、当該資金の供給に係る制度趣旨を踏まえた上で、保証人不要制度における上乗せ利率の設定の考え方について引き続き検証すること

イ　今後の非常時において創設される融資制度の検討に当たり、迅速かつ効果的、効率的に審査するとともに、事後的に正確な運営実態や貸付けの要件を満たしているかなどを円滑に確認することができるような仕組みを整えられるよう、コロナ貸付けの経験から得られた課題と対策を整理すること

ウ　リスク管理債権が増加する中、コロナ貸付けの債権管理において、業務を効率的に行うことについて引き続き検討するとともに、債権回収に当たり休廃止した施設に係る貸付先の状況等に応じた適時適切な対応、条件緩和に当たり貸付先の経営の安定化又は債権回収の促進が図られるよう貸付先の状況を踏まえた適切な対応等に留意して、貸付債権の状況等に応じて適時適切に債権管理を行うこと

エ　コロナ貸付けについては、リスク管理債権及び償却した貸付債権の額が年々増加するなどしている状況を踏まえて、引き続き、コロナ貸付けの貸付債権の状況に応じて適切に貸倒引当金を計上すること

オ　コロナ貸付けに係る損失として管理している額が、7年度末においてコロナ貸付けのために出資された出資額を上回っている中、コロナ貸付けに係る貸付事業が終了した後に、財政負担が確定することを踏まえて、コロナ貸付けに係る損失の状況について、引き続き、国民に対して丁寧に説明すること

本院としては、コロナ貸付けに係る債権管理の状況等について引き続き注視していくこととする。

政府備蓄米の売渡し等の状況について

1　検査の背景

(1) 米の安定供給等に関する施策の概要

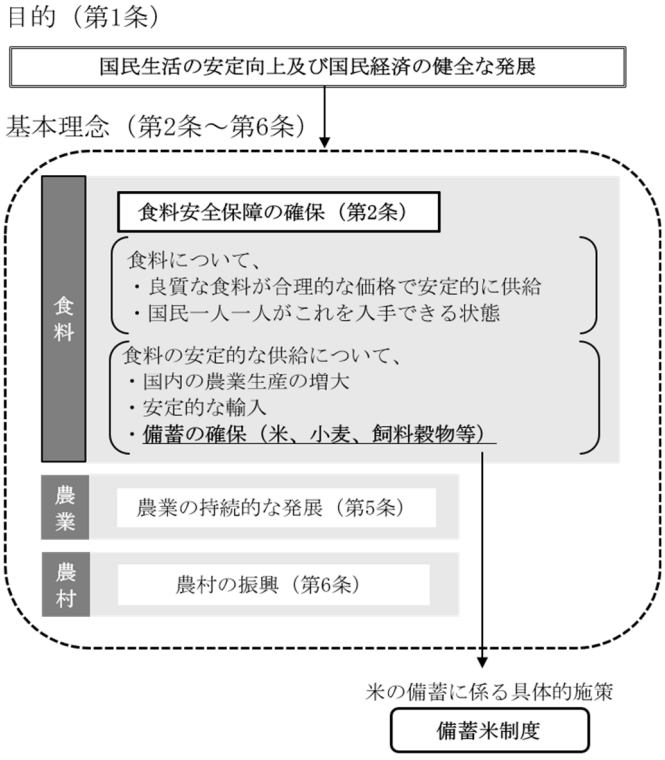
農林水産省は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号。以下「基本法」という。）に基づき、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的として、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。同省は、食料の安定供給の確保、農業の持続的な発展、農村の振興等の基本法に掲げられた基本理念の実現に向けて、様々な施策を行っている。

令和6年6月施行の食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律（令和6年法律第44号）による改正前の基本法では、基本理念として、食料の安定供給の確保については、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならないとされていた。また、国民に対する食料の安定的な供給については、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行われなければならないこととされていた。さらに、国民が最低限度必要とする食料については、凶作等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫するおそれがあるなどの場合においても、国民生活の安定等に著しい支障を生じないよう、供給の確保が図られなければならないとされていた。

これを踏まえて、同省は、主要食糧の一つである米の安定供給の確保等の実現に向けて、政府が買い入れた国内産米穀の備蓄（以下、政府が備蓄のために買い入れて、物品管理法（昭和31年法律第113号）に基づき、国の物品として管理する国内産米穀を「備蓄米」といい、備蓄米に関する制度を「備蓄米制度」という。）、水田活用の直接支払交付金、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金を活用した経営所得安定対策等の施策を行っている。

その後、6年の基本法の改正により、図表1のとおり、食料の安定供給の確保に代わり、新たに食料安全保障の確保（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態をいう。）が基本理念として規定され、将来にわたって、食料安全保障の確保が図られなければならないとされている。また、国民に対する食料の安定的な供給については、これまでと同様に、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を図ることにより行わなければならないこととされている。

図表1　基本法の主な基本理念と備蓄米制度の位置付け



(2) 備蓄米制度の概要等

ア　備蓄米制度の概要

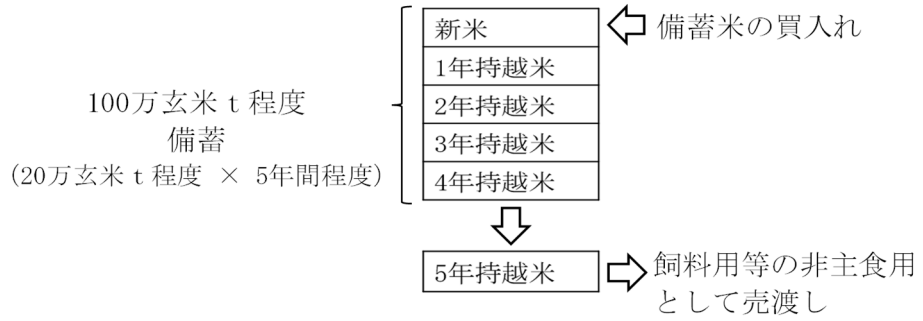
備蓄米制度について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）によれば、政府は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営、消費者が必要とする米穀の適正かつ円滑な流通の確保等を図るとともに、米穀の適切な買入れ、売渡し等を行うこととされている。

農林水産省は、食糧法に基づき、毎年、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）において、備蓄運営の基本的な考え方を定めている。具体的には、大凶作や連続する不作等により、米の供給が不足する事態が発生した場合でも、備蓄米により対処することができるよう、毎年6月末時点における適正備蓄水準を100万玄米ｔ(注1)程度とすること、原則として毎年20万玄米ｔ程度の新米について収穫前に買入契約を締結すること、5年間程度備蓄することなどの備蓄米制度の運営に関する事項を定めている。また、大凶作や連続する不作等により、米の供給が不足する事態が発生した場合には、食糧法等に基づき、同省に置かれた食料・農業・農村政策審議会食糧部会（以下「食糧部会」という。）における議論を踏まえて、農林水産大臣が備蓄米を主食用として売り渡すことなどを決定することとなっている。

（注1）　玄米ｔ　　玄米のみの重量をｔ単位で表したものであり、kg単位で表す場合は「玄米kg」を使用する。また、米の重量については、精米のみの重量を表す場合のほか、精米に玄米が一部含まれる重量を表す場合もあるが、本件では、これらを区別せず、単に「ｔ」又は「kg」を使用する。

一方、米の供給が不足する事態が発生しない場合には、図表2のとおり、同省は、買入れから5年程度経過した備蓄米を、飼料用等の非主食用として売り渡すこととなっている。

図表2　備蓄米制度の概要（米の供給が不足する事態が発生しない場合）



（注）　本図表は、農林水産省が公表している「米をめぐる状況について（令和8年3月）」を基に本院で作成した。

イ　備蓄米の売渡しに係る委託業務

農林水産省は、備蓄米を購入する者（以下「買受者」という。）へ引き渡すまでに必要な保管、販売、運送等（以下、これらを合わせて「備蓄米の売渡し」という。）に係る業務を包括的に民間の事業体に委託している（以下、民間の事業体に委託している業務を「委託業務」といい、委託先である民間の事業体を「受託事業体」という。）。同省は、備蓄米の売渡し等に係る具体的な手続を定めた「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年21総食第113号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）に基づき、備蓄の円滑な運営を図るなどのために、複数の受託事業体を選定する必要があるとして、一般競争入札により、契約期間を複数年とする政府所有米穀の販売等業務委託契約（以下「委託契約」という。）を複数の受託事業体と締結している。

受託事業体は、基本要領、同省との委託契約書、仕様書等（以下、これらを合わせて「基本要領等」という。）に基づき、備蓄米の売渡しに係る委託業務を実施している。基本要領等における当該委託業務の概要等を示すと、図表3のとおり、委託業務には、保管、買受者への販売、品質確認(注2)（定期点検、カビ確認（以下「メッシュチェック」という。）、カビ毒検査（以下、メッシュチェ

ックとカビ毒検査の両方を表す場合には「メッシュチェック等」という。）等）、運送、廃棄物処理等があり、委託業務に応じて、保管経費、取扱手数料等の経費の科目とその算定方法が定められている。また、受託事業体は、不作等により米穀の供給が不足した場合その他同省から備蓄米の契約方法、売渡方法等を指示された場合には、同省の指示に従い、委託業務を行わなければならないこととなっている。

（注2）　品質確認　　食品衛生法（昭和22年法律第233号）等に適合した備蓄米を販売、運送等するために実施する取組の一つ

図表3　備蓄米の売渡しに係る委託業務の概要等

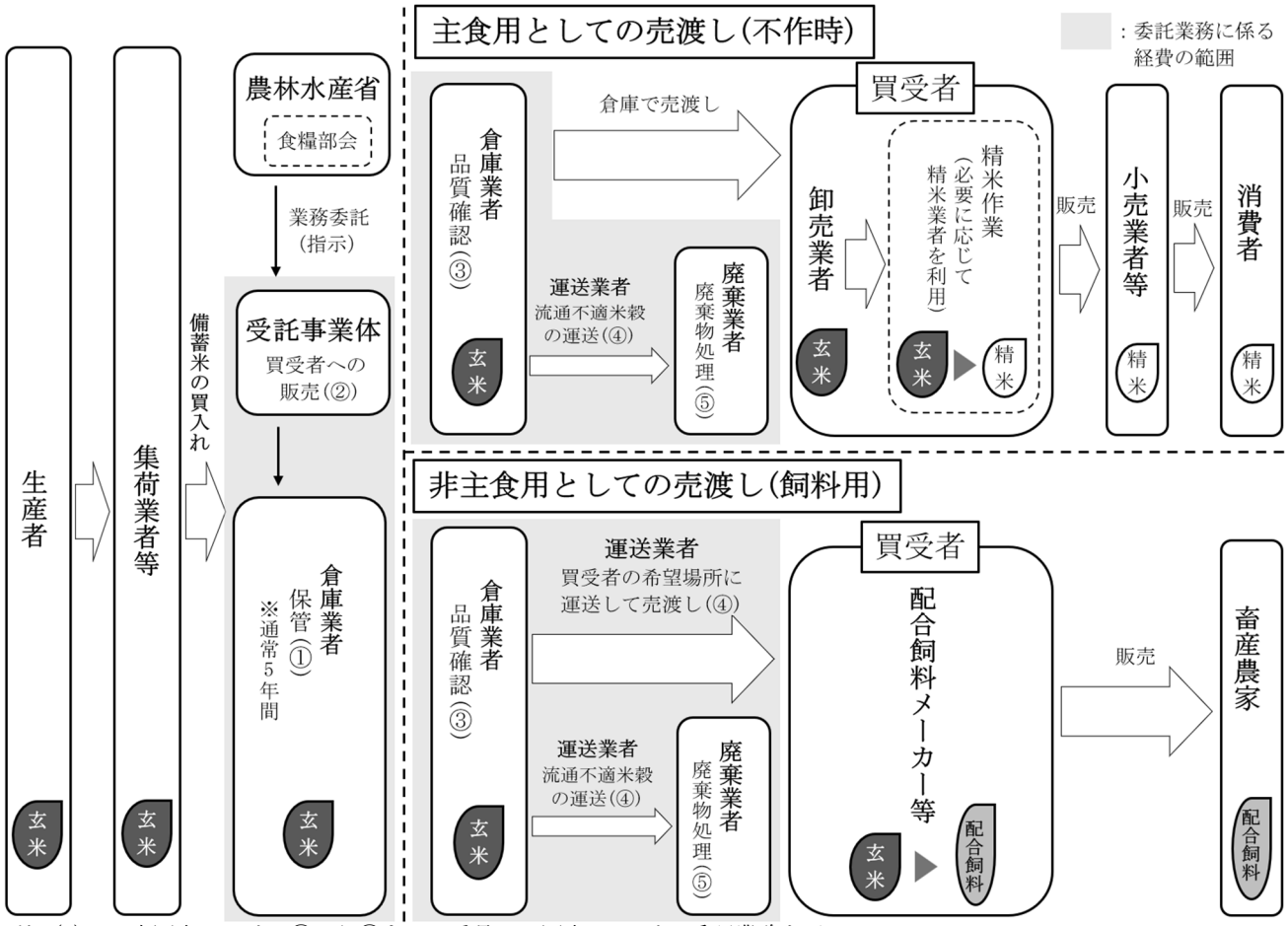
番号	委託業務	委託業務の概要	委託業務に係る経費の算定方法の概要	
			科目	算定方法
①	保管	低温保管が可能な倉庫で、包装形態、注(1)年産、等級等ごとに区分して玄米で保管する。注(2) また、品質確認の一環として備蓄米の異常や品質劣化がないことを確認するため、原則毎日、倉庫の見回りを行うほか、定期的に試料を採取して、水分の測定や重量の計測を行う。	保管経費	実際に保管した期間に応じて、その期間に保管対象となる備蓄米の数量に、保管と倉庫荷役に係る経費に相当する契約単価を乗じて得た額
②	買受者への販売	買受者と売買契約を締結するほか、買受者から事前に備蓄米の売渡代金の納付を受け、農林水産省へ納付する。	取扱手数料	備蓄米の売渡数量と年度末在庫数量の合計数量に、販売と管理の手数料に相当する契約単価を乗じて得た額
③	品質確認	備蓄米の運送前に、フレキシブルコンテナ等で包装されている備蓄米を全て開封し、金属の網に通して、カビ状異物等がないことを目視で確認するなど注(3)メッシュチェックを行い、フレキシブルコンテナに詰め替える。 また、メッシュチェック後に、試料を採取し、分析機関でカビ毒検査を行う。	メッシュチェック荷役経費	メッシュチェックに伴い詰替えなどの荷役を行った備蓄米の数量に、包装形態別に設定されたメッシュチェック荷役の経費に相当する契約単価を乗じて得た額
			カビ毒の分析経費	カビ毒検査に実際に要した費用
④	運送	保管倉庫から備蓄米を運送して引き渡す。	運送経費	備蓄米の運送数量に、運送距離に応じて設定されるなどした運送経費に相当する契約単価を乗じて得た額
⑤	廃棄物処理	メッシュチェック等によりカビ状異物等の混入が確認された流通不適米穀について、廃棄処理を行う。	廃棄物の処理経費	流通不適米穀の廃棄処理のために実際に要した費用

注（1）　「包装形態」とは、備蓄米として買い入れたときの包装形態をいい、主に標準容量が約1ｔのフレキシブルコンテナ又は約30kgの紙袋がある。
注（2）　米が収穫された年
注（3）　農林水産省が別途指示するときは、買受者からメッシュチェックの希望がある場合を除き、行わないことができる。

さらに、備蓄米の買入れから売渡し後の消費者等への流通までの一連の流れ及びその過程における委託業務の位置付けについて、主食用と非主食用（飼料用）とに区分して示すと、図表4のとおり、備蓄米の保管、品質確認等の委託業務は共通しているが、売渡しの対象となる買受者等は異なっている。主食用として売り渡す場合、備蓄米は、売渡し後に、買受者である卸売業者(注3)、米を販売又は使用する小売業者、中食・外食業者等（以下、小売業者、中食・外食業者等を合わせて「小売業者等」という。）を通じて、最終的に消費者に流通する。

（注3）　卸売業者　　集荷業者から米を仕入れて、それを小売業者等に販売する者。必要に応じて玄米を精米にする作業、包装作業等を行う。

図表4　備蓄米の買入れから売渡し後の消費者等への流通までの一連の流れなど



注（1）　本図表における①から⑤までの番号は、図表3における委託業務を示している。
注（2）　主食用としての売渡し（不作時）は、米の供給が不足している地域に備蓄米を迅速に供給するなどのため、原則として、全国的に販売網を有し、かつ、精米能力も有する卸売業者を買受者としている。

ウ　備蓄米制度の運営に係る予算

備蓄米制度の運営に係る予算については、食料安定供給特別会計食糧管理勘定（以下「食糧管理勘定」という。）において経理されており、備蓄米を非主食用として売り渡した際に得られると見込まれる額は歳入の食糧売払代として、主食用米を備蓄米として買い入れるために要すると見込まれる額は歳出の食糧買入費として、委託業務に係る経費として見込まれる額は歳出の米穀販売・管理業務委託費として、それぞれ計上されている。

通常、主食用米の価格は非主食用米の価格を大きく上回っているため、備蓄米制度の運営に係る歳入歳出予算額についてみると、図表5のとおり、5年度から7年度までの間では毎年度、歳出予算額が歳入予算額を500億円以上上回る状況となっていた。

図表5　備蓄米制度の運営に係る歳入歳出予算額

（単位：千円）

（会計名）食料安定供給特別会計

（勘定名）食糧管理勘定

予算	区分	勘定科目	令和5年度	6年度	7年度	計
当初予算	歳入(a)	食糧売払代	8,703,084	11,459,494	11,582,449	31,745,027
	歳出(b)	食糧買入費	48,009,312	50,630,112	56,960,800	155,600,224
		米穀販売・管理業務委託費	12,811,644	13,040,642	14,392,753	40,245,039
		計	60,820,956	63,670,754	71,353,553	195,845,263
	差額(c)=(a)-(b)		△52,117,872	△52,211,260	△59,771,104	△164,100,236
補正予算	歳入(a)	食糧売払代	956,052	△3,305,660	－	△2,349,608
	歳出(b)	食糧買入費	－	－	－	－
		米穀販売・管理業務委託費	－	－	9,529,774	9,529,774
		計	－	－	9,529,774	9,529,774
	差額(c)=(a)-(b)		956,052	△3,305,660	△9,529,774	△11,879,382
合計	歳入(a)	食糧売払代	9,659,136	8,153,834	11,582,449	29,395,419
	歳出(b)	食糧買入費	48,009,312	50,630,112	56,960,800	155,600,224
		米穀販売・管理業務委託費	12,811,644	13,040,642	23,922,527	49,774,813
		計	60,820,956	63,670,754	80,883,327	205,375,037
	差額(c)=(a)-(b)		△51,161,820	△55,516,920	△69,300,878	△175,979,618

注（1）　食糧売払代、食糧買入費及び米穀販売・管理業務委託費には、主食用米のほか、飼料用等の非主食用米に係る金額も含まれている（以下、図表25～29において同じ。）。

注（2）　食糧売払代について、例年、備蓄米を飼料用として売り渡す場合、買入価格から8割程度減少した価格で売り渡されている。

(3) 主食用米の小売価格等の状況を踏まえた6年以降の農林水産省の対応等

ア　主食用米の小売価格等の状況を踏まえた6年以降の農林水産省の対応

農林水産省は、スーパーマーケット等で小売業者が消費者に販売した主食用米の販売数量、販売価格（以下、小売業者から消費者に対する米の販売価格を「小売価格」という。）等のデータを民間事業者から購入している。また、同省は、主食用米のデータを、特定の産地、品種等による単一の銘柄で販売される銘柄米と、複数の産地、品種等の原料米を混ぜ合わせて販売される複数原料米等に(注4)区分し、これらの販売数量及び小売価格の推移を毎週公表している。これらのデータによると、銘柄米及び複数原料米等の販売数量の割合は、銘柄米が約8割、複数原料米等が約2割であり、主食用米の流通量の多くは銘柄米が占めている。

同省は、銘柄米及び複数原料米等の小売価格を加重平均した主食用米の小売価格の推移も公表しており、これによると、主食用米の小売価格は、6年3月までは2,000円/5kg程度で推移していた。その後、主食用米の小売価格は上昇傾向に転じ、8月頃には南海トラフ地震臨時情報の発表や台風の接近に伴う主食用米の購入量の増加により品薄状態となったことなどを契機として、その上昇傾向が強まり、7年1月には3,600円/5kg程度となっていた（以下、本文に記載している金額は、3(1)を除き、税込価格である。）。

(注4)　農林水産省の主食用米のデータにおける「複数原料米等」は、複数の産地、品種等の原料米を混ぜ合わせた複数原料米（いわゆるブレンド米）、企業のプライベートブランド商品等を含めたものであり、令和7年3月以降は、備蓄米も含めたものとなっている。

このように市場における米の不足感等を契機として小売価格が上昇し、国民の不安が高まっている状況を踏まえ、同省は、7年産の備蓄米の買入れについて、例年では1月頃に実施する入札を3月以降に延期することを、7年1月に決定した。

また、同省が1月に、その時点における6年産の主食用米の流通状況を調査した結果、679万玄米ｔの主食用米の生産量に対し、536万玄米ｔの主食用米が市場へ供給されていること、及びこのうち237万玄米ｔの主食用米は同省が把握していない流通経路を経由して供給されていたことが判明した。同省は、上記の調査結果を踏まえ、主食用米の需要量の見通し（674万玄米ｔ）に対し、主

食用米の生産量に不足は生じていないと認識しつつも、主食用米の流通に、流通経路の多様化による支障が生じているとした。このため、同省は、不作等により米の供給が不足する事態が発生した場合に限らず、主食用米の円滑な流通に支障が生ずる場合にも備蓄米を主食用として売り渡すことができるよう、同月に基本指針を変更した。

その後、同省は、市場における米の不足感に対応するために、主食用米の流通の円滑化を図ることで結果として価格の安定を図ることを目的として、集荷業者に対して5、6両年産の備蓄米を主食用として売り渡す一般競争入札による買戻し条件付売渡し（以下「一般競争入札による売渡し」といい、この方法により売り渡された備蓄米を「入札米」という。）を3月3日から開始した。また、3月以降に延期することとしていた7年産の備蓄米の買入れについては、備蓄米の売渡しと買入れを同時に行うことによる政策効果の低減等を念頭に、需給状況が整うまで当面の間延期することを、同月に決定した。

しかし、5月上旬時点においても、依然として市場における米の不足感があり、また、主食用米の小売価格が前年同時期の約2倍の4,300円/5kg程度で高止まりしていたことから、国民の不安が解消されていない状況となっていた。そこで、同省は、延期していた7年産の備蓄米の買入れを中止するとともに、備蓄米を安価で安定的に消費者へ供給することを目的として、これを迅速に実施するために、小売業者等に対して3、4両年産の備蓄米を主食用として売り渡す随意契約による売渡し（以下「随意契約による売渡し」といい、この方法により売り渡された備蓄米を「随契米」という。）を5月26日から開始した。

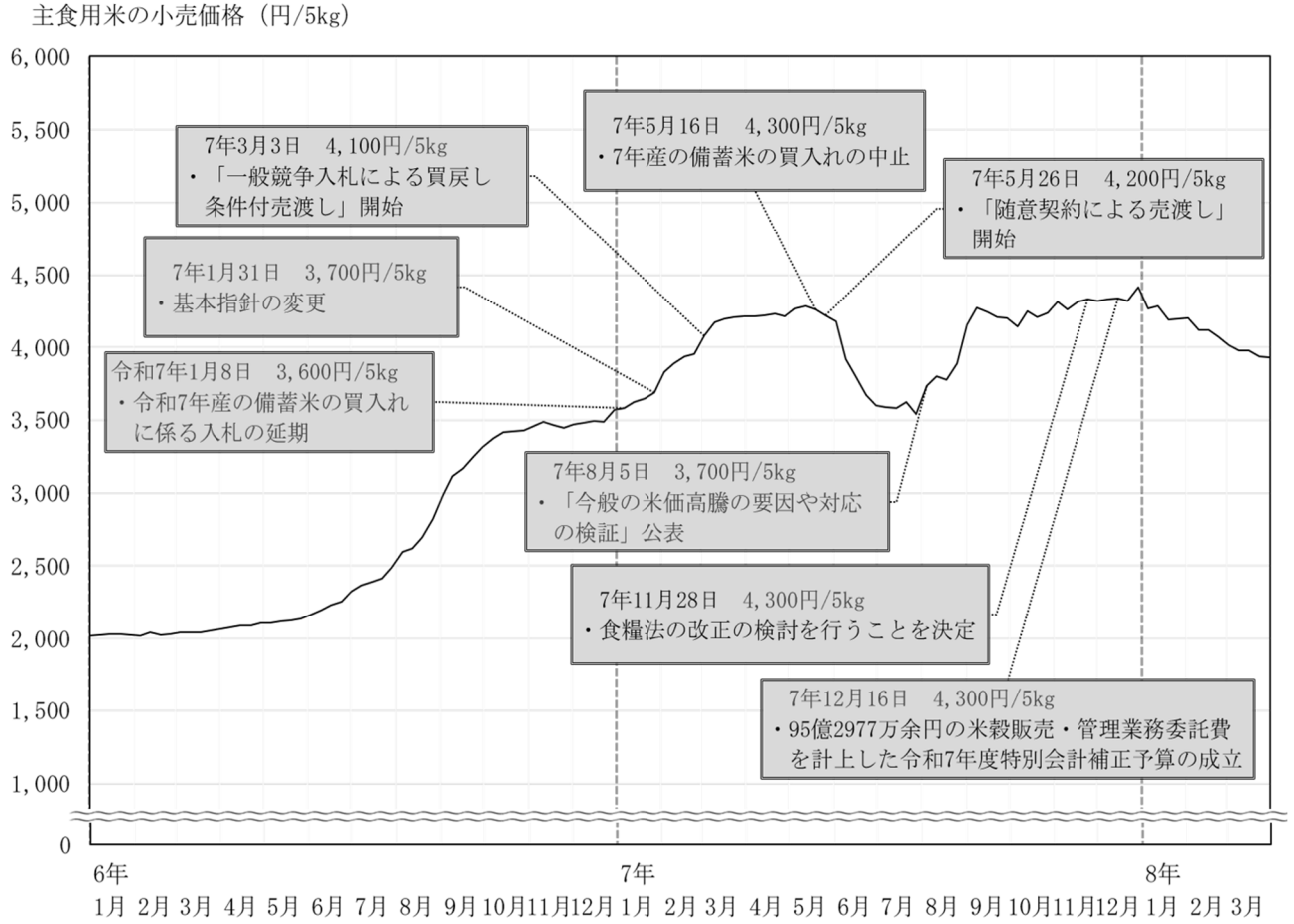
また、同省は、今般の備蓄米の売渡しを実施する中で、6月に開催された米の安定供給等実現関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）での議論を受けて、米の流通実態を再度調査し、6年産の主食用米の市場への供給量を536万玄米ｔから586万玄米ｔに修正するなどした後、8月に「今般の米価高騰の要因や対応の検証」を公表した。この中で、同省は、主食用米の生産量に不足は生じていないとする認識を改め、今般の米価高騰の要因として、需要の見通しを誤り、主食用米の需要量（711万玄米ｔ）に対し、主食用米の生産量（679万玄米ｔ）が不足していたこと、同省において主食用米の生産量が足りているとの認識の中で、米の流通実態の把握に消極的であり市場への情報発信や対話も不十分であったこと、不作時に備蓄米を売り渡す考え方の下で売渡時期が遅延したことなどを挙げた。

その後、米の流通実態の把握強化、民間事業者に対して基準量以上の米穀の保有を義務付けるなどする民間備蓄制度の創設等のために、同省において食糧法の改正の検討を進めることが、11月の関係閣僚会議で了承され、同省は、これを行うことを決定した。

12月には、随契米の運送経費に係る追加費用、今般の備蓄米の売渡しにより生じた保管倉庫の空きスペースに係る保管経費に相当する費用（以下「保管経費相当額」という。）等として、95億2977万余円を食糧管理勘定の米穀販売・管理業務委託費に計上した令和7年度特別会計補正予算が成立した。

以上を踏まえ、6年1月以降の主食用米の小売価格の状況と、同省が実施した今般の備蓄米の売渡し等に係る主な対応について、時系列で整理すると、図表6のとおりとなっている。

図表6　主食用米の小売価格の状況と農林水産省の主な対応



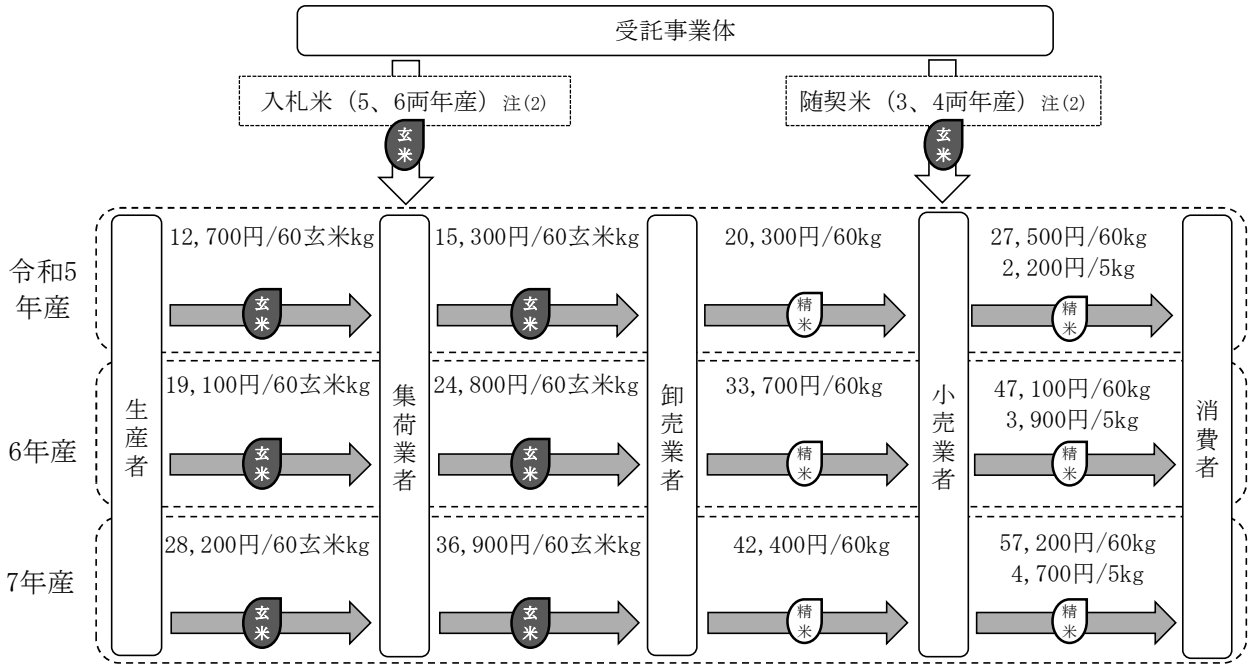
注（1）　本図表の主食用米の小売価格の推移は、主食用米のデータを基に本院で作成した。
注（2）　主食用米の小売価格は、農林水産省の各対応の実施日に最も近い時点の公表値であり、百円未満を四捨五入した税込価格を記載している。

イ　主食用米の流通における各段階の販売価格等と入札米及び随契米の流通経路

主食用米は、通常、生産者から集荷業者、卸売業者、小売業者を経て消費者へと流通しており、川上である集荷業者から川下である小売業者までの各段階で経費及び利益が加えられて消費者へ販売されている。合理的な価格形成に関する取組の一環として農林水産省が7年11月に公表した「米のコスト指標作成のための準備会合（第2回）」の資料を基に、流通における各段階の5、6、7各年産の主食用米の販売価格等の状況を示すと、図表7のとおりであり、このうち、今般の備蓄米の売渡しが実施された7年3月以降に主に流通していた6年産の主食用米の販売価格等については、生産者から集荷業者へは19,100円/60玄米kg、集荷業者から卸売業者へは24,800円/60玄米kg、卸売業者から小売業者へは33,700円/60kg、小売業者から消費者へは47,100円/60kgとなっている。

また、アのとおり、一般競争入札による売渡しと随意契約による売渡しはその目的が異なる。入札米及び随契米それぞれの流通の仕組みについては、図表7のとおりであり、入札米は、市場における米の不足感に対応するために、主食用米の流通の円滑化を図ることで結果として価格の安定を図ることを目的として、流通の川上である集荷業者へ売り渡される。一方、随契米は、備蓄米を安価で安定的に消費者へ供給することを目的としており、これを迅速に実施するために、集荷業者や卸売業者を介さずに流通の川下である小売業者へ売り渡されている。このように、入札米と随契米は売り渡す先が異なっている。

図表7　主食用米の流通における各段階の販売価格等と備蓄米の流通経路



注（1）　本図表は、農林水産省が公表している「米のコスト指標作成のための準備会合（第2回）」（令和7年11月5日開催）の資料を基に本院で作成した。

注（2）　「入札米（5、6両年産）」と「随契米（3、4両年産）」とでは、売り渡す先が異なっていることを示している。

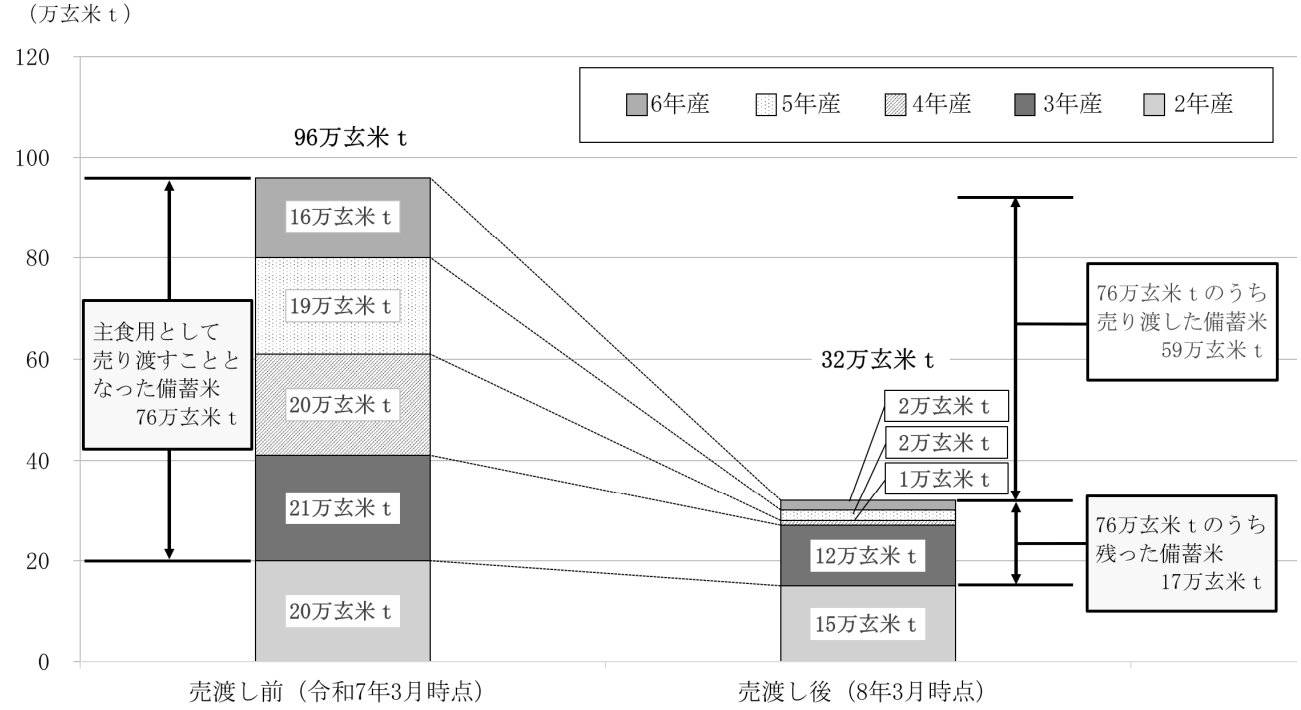
注（3）　流通における各段階の販売価格等は、税込価格となっている。また、小売業者から消費者に対する5kgに係る小売価格は、60kgの表示単位に合わせて百円単位未満を切り捨てている。

ウ　備蓄米の在庫量

備蓄米の在庫量は、7年3月の売渡開始前の時点では、2年産から6年産までの備蓄米で計96万玄米ｔとなっていた。このうち、同月以降に主食用として売り渡すこととなった3年産から6年産までの備蓄米については、農林水産省が3年度から6年度までの間に委託契約を締結した4受託事業体(注5)が委託業務を行っており、売渡開始前の時点においては、4受託事業体で計76万玄米ｔの備蓄米を保管していた。その後、これらの備蓄米を主食用として売り渡すなどした結果、2年産から6年産までの備蓄米の在庫量は、図表8のとおり、売渡し後の8年3月時点には計32万玄米ｔとなっていた。

（注5）　4受託事業体　　ＮＸグループ（ＮＸ商事株式会社、日本通運株式会社）、伊藤忠食糧株式会社、丸紅食料株式会社、株式会社神明

図表8　備蓄米の在庫量



（注）　本図表は、農林水産省が公表している「米をめぐる状況について（令和8年3月）」を基に本院で作成した。

2　検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

今般の備蓄米の売渡しは、国民の食生活の安定に直結する施策であり、主食用米の小売価格が高騰する中、国民の不安を解消するためにも、備蓄米を迅速かつ安定的に供給することが求められ、多額の支出を伴い実施されたものである。

そこで、本院は、正確性、合規性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼するなどして検査した。

ア　備蓄米の売渡しに係る契約手続は、法令等に基づき適正に行われているか。

イ　備蓄米の売渡しは、迅速かつ滞りなく行われているか。また、農林水産省は、そのために受託事業体に対して必要な指示を行っているか。

ウ　備蓄米制度の運営に係る食糧管理勘定の決算の状況はどのようになっているか。

エ　随契米の小売価格の状況はどのようになっているか。また、備蓄米の販売数量と主食用米の小売価格との関係はどのようになっているか。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、農林水産省が7年3月から8年3月までの間に実施した、国の物品である備蓄米の主食用としての売渡しに係る契約、売渡実績、売渡しに伴う決算の状況等を把握するために、備蓄米の5年度から7年度までの間における受払等を対象として、農林水産本省、9地方農政局(注6)等、4受託事業体において、契約書、支出関係書類等を徴するなどして会計実地検査を行うとともに、同省から備蓄米の売渡実績に係る報告資料等の提出を受けて、これを分析するなどして検査した。

（注6）　9地方農政局等　東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、北海道農政事務所、沖縄総合事務局

3　検査の状況

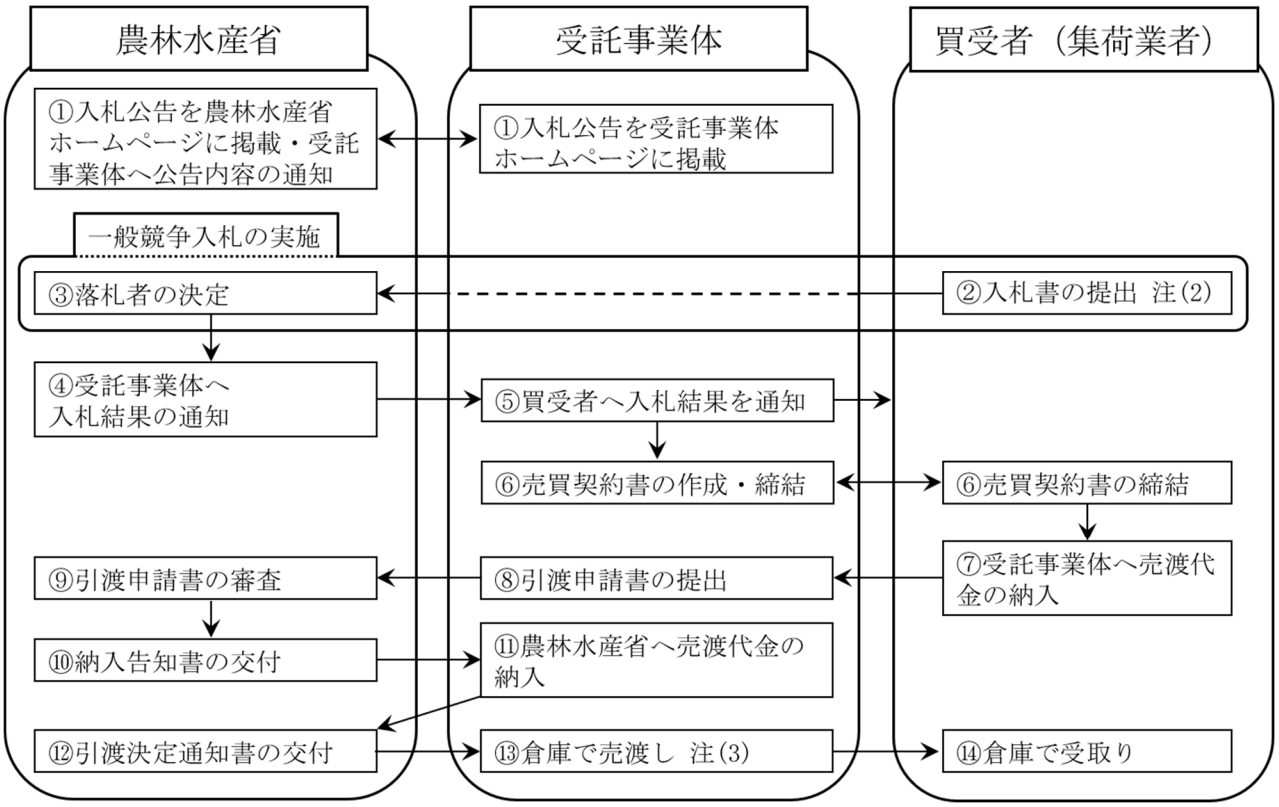
(1) 備蓄米の売渡しに係る契約の締結状況等

今般の備蓄米の売渡しの実施に当たり、農林水産省は、基本要領等のほか、備蓄米が国の物品であることを踏まえて、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）等の会計法令に基づく手続を行うために、「政府備蓄米の買戻し条件付売渡し要領」（令和7年6農産第4375号。以下「入札米要領」という。）及び「随意契約による政府備蓄米の売渡し要領」（令和7年7農産第992号。以下「随契米要領」という。）を制定している。

ア　一般競争入札による売渡しに係る契約の締結状況等

一般競争入札による売渡しに係る契約手続については、入札米要領等に基づき、図表9のとおり、農林水産省が入札を経て買受者を決定した上で、受託事業体が買受者と売買契約を締結することとなっている。

図表9　一般競争入札による売渡しに係る手続



注 (1)　本図表は、農林水産省が公表している入札米要領等を基に本院で作成した。
注 (2)　買受者は、受託事業体を介さず、農林水産省へ直接、入札書を提出している。
注 (3)　保管倉庫で名義変更のみを行っており、保管倉庫からの運送は行われていない。

同省は、入札米要領において入札参加要件を定めており、売り渡した入札米と同等同量の国内産米穀の買戻しを行うこととしたことから、図表10のとおり、玄米仕入数量及び買戻し条件の誓約を要件とするとともに、販売計画についても要件として設定していた。

図表10　一般競争入札における主な入札参加要件

入札参加要件	内容
玄米仕入数量	食糧法に基づく米穀の仕入数量の報告対象とされている者のうち、直近1年間の仕入数量又は直近3年間の平均仕入数量が5,000玄米ｔ以上の者等
買戻し条件の誓約 注(2)	入札米と同等同量の国内産米穀について、農林水産省が定める期日までに政府が買入れを行うこととする契約を締結することを誓約する者
販売計画	令和7年8月末までの卸売業者、小売業者又は中食・外食業者への販売の計画又は当該販売に係る契約を有する者

注（1）　本図表は、農林水産省が公表している入札米要領を基に本院で作成した。
注（2）　農林水産省は、買戻しについて、米穀の備蓄の円滑な運営を図るため、当初、原則として1年以内に行うとしていたが、主食用米の需給状況等を考慮して、令和7年5月に基本指針を変更し、原則として5年以内に行うこととした。

契約の締結状況等について同省及び受託事業体に確認したところ、一般競争入札による売渡しの入札参加希望者は3回の入札で延べ20者（純計12者）となっていた。同省は、これらの入札参加希望者について審査を行い、このうち、延べ17者（同10者）について入札参加要件を満たしているとしていた。これらの延べ17者（同10者）は、入札公告で示された5、6両年産の備蓄米の在庫状況を踏まえて、希望する入札米の年産、産地、等級、包装形態等を指定して入札に参加し、予定価格以上の入札のうち高い価格から順に、売渡予定数量に達するまで落札者が決定され、いずれの者も買受者となっていた。

一般競争入札による売渡しに係る契約状況を示すと、図表11のとおり、7年3月及び4月に、一般競争入札を計3回実施し、4受託事業体と買受者延べ17者（同10者）との間で計49件の契約（売渡価格計1072億1117万余円）が締結されていた。このうち、売渡数量上位5者の名称、売渡数量等を示すと、図表12のとおりであり、上位1者への売渡数量が、一般競争入札による売渡しにおける売渡数量の94.8%を占めていた。

図表11　一般競争入札による売渡しに係る契約状況

入札公告日	入札実施回	買受者数(者)	契約件数(件)	売渡数量(玄米ｔ) 注(3)	売渡価格(千円) 注(3)、注(4)
第1回（令和7年3月3日）	第1回（3月10日及び12日）	7	19	141,798	49,150,158
第2回（3月19日）	第2回（3月26日及び27日）	4	13	70,340	24,173,500
第3回（4月16日）	第3回（4月23日～25日）	6	17	100,148	33,887,519
計		17(10) 注(2)	49	312,287	107,211,179

注（1）　図表中の数値は、表示単位未満を切り捨てているため、図表中の数値を集計しても計が一致しないものがある（以下、図表において同じ。）。
注（2）　「買受者数」欄の括弧書きの「10」は、第1回入札から第3回入札までにおける買受者数の重複を除いた純計である。
注（3）　農林水産省が公表している資料とは作成時点が異なることなどから、当該公表資料の数値と一致しない（以下、図表12及び16において同じ。）。
注（4）　売渡価格は、税抜価格である。

図表12　一般競争入札による売渡しの売渡数量上位5者の名称、売渡数量等

買受者名		売渡数量(玄米ｔ)		売渡価格(千円) 注(2)		売渡しを担当した受託事業体名
上位5者		308,606	(98.8%)	105,827,182	(98.7%)	
	全国農業協同組合連合会	103,101	(33.0%)	36,469,824	(34.0%)	ＮＸグループ
		43,637	(13.9%)	15,971,112	(14.8%)	伊藤忠食糧株式会社
		103,213	(33.0%)	34,550,481	(32.2%)	丸紅食料株式会社
		46,229	(14.8%)	14,661,985	(13.6%)	株式会社神明
	小計	296,181	(94.8%)	101,653,404	(94.8%)	
	全国主食集荷協同組合連合会	2,212	(0.7%)	700,646	(0.6%)	ＮＸグループ
		131	(0.0%)	50,747	(0.0%)	伊藤忠食糧株式会社
		1,425	(0.4%)	531,891	(0.4%)	丸紅食料株式会社
		548	(0.1%)	192,417	(0.1%)	株式会社神明
	小計	4,317	(1.3%)	1,475,702	(1.3%)	
	福井県農業協同組合	2,239	(0.7%)	831,275	(0.7%)	伊藤忠食糧株式会社
		1,980	(0.6%)	490,324	(0.4%)	株式会社神明
	小計	4,219	(1.3%)	1,321,599	(1.2%)	
	株式会社ＫＡＷＡＣＨＯ　ＲＩＣＥ	1,083	(0.3%)	376,746	(0.3%)	ＮＸグループ
		716	(0.2%)	262,135	(0.2%)	丸紅食料株式会社
		200	(0.0%)	67,670	(0.0%)	株式会社神明
	小計	1,999	(0.6%)	706,552	(0.6%)	
	佐賀県農業協同組合	487	(0.1%)	160,885	(0.1%)	ＮＸグループ
		919	(0.2%)	352,185	(0.3%)	伊藤忠食糧株式会社
		195	(0.0%)	68,317	(0.0%)	丸紅食料株式会社
		284	(0.0%)	88,533	(0.0%)	株式会社神明
	小計	1,887	(0.6%)	669,922	(0.6%)	
上位5者以外の5者計		3,681	(1.1%)	1,383,997	(1.2%)	
10者合計		312,287	(100.0%)	107,211,179	(100.0%)	

注（1）　括弧書きの数値は、一般競争入札による売渡しの全体の売渡数量31.2万玄米ｔ及び売渡価格1072億1117万余円に占める売渡数量及び売渡価格の割合である。
注（2）　売渡価格は、税抜価格である。

イ　随意契約による売渡しに係る契約の締結状況等

1(3)アのとおり、農林水産省は、7年5月上旬時点で、依然として市場における米の不足感があるなどして国民の不安が解消されていない状況を踏まえて、新たに備蓄米を安価で安定的に消費者へ供給することを目的として、これを迅速に実施するために、小売業者等を対象とし、買戻し条件を付さないこととして、5月26日から、随意契約による売渡しを実施していた。

随意契約による売渡しの実施に当たり、同省は、一般競争入札による売渡しでは、予定価格以上での入札のうち高い価格から順に落札され、売り渡されることとなることから、備蓄米を安価で消費者へ供給することが困難であるとしていた。そこで、同省は、備蓄米を安価で消費者へ供給するために、小売業者等を売渡しの対象にするなどして、随意契約による売渡しを行う必要があるとして、関係省庁と協議した上で、今般の随意契約が、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当すると整理していた。

また、同省は、今般の備蓄米の売渡しが国民の高い関心を集めていることから、できる限り公正性及び透明性の高い形で備蓄米の売渡しを実施する必要があるとして、備蓄米として買い入れたときの取得価格を基に、主食用米の市場の需給状況、経年による品質評価等を踏まえて算定した額を売渡単価として、図表13のとおり、年産別、等級別にあらかじめ設定し、公表していた。さらに、同省は、売渡しを希望する者に対して、申込書類において売渡しを希望する年産を指定できることとしていた一方、産地、等級、包装形態等は指定できないこととしていた。

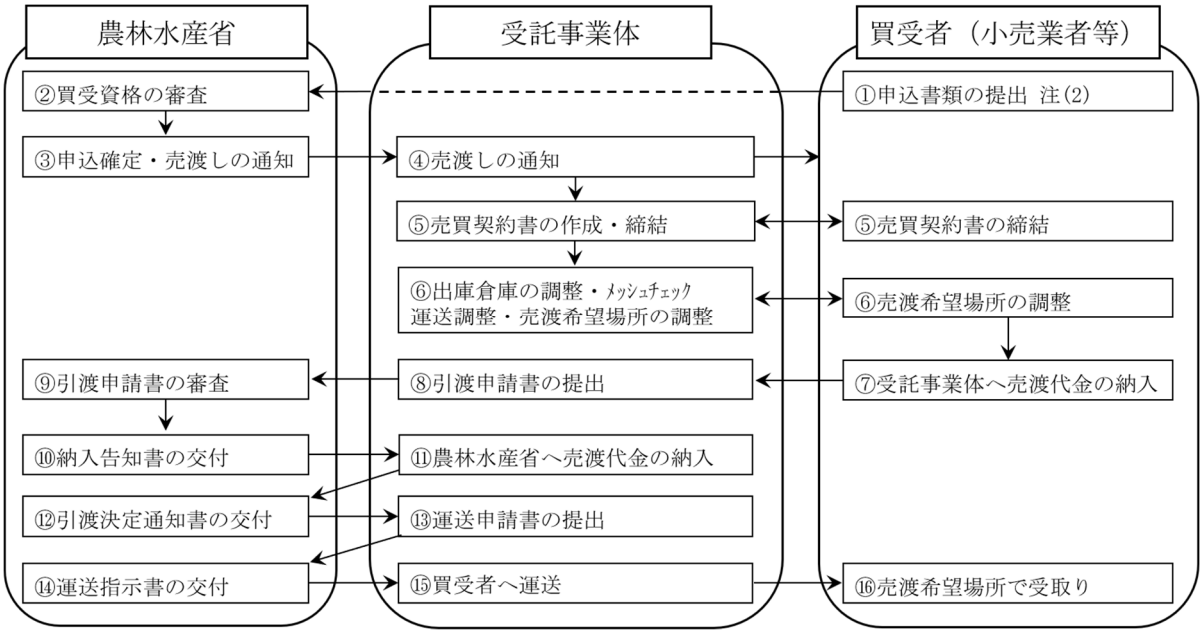
図表13　随意契約による売渡しの年産別、等級別の売渡単価

年産＼等級	1等級	2等級	3等級
令和3年産	10,080円/60玄米kg	9,780円/60玄米kg	8,780円/60玄米kg
4年産	11,010円/60玄米kg	10,710円/60玄米kg	9,710円/60玄米kg

注（1）　本図表は、農林水産省が公表している随意契約による売渡しに係る資料を基に本院で作成した。
注（2）　本図表の売渡単価は、税抜価格である。

随意契約による売渡しに係る契約手続については、随契米要領等に基づき、図表14のとおり、同省が小売業者等の買受申込者から提出された申込書類に基づき審査し、買受資格を有すると認められる小売業者等を買受者として決定した上で、受託事業体が買受者と売買契約を締結することとなっている。また、買受申込者からの申込みは、売渡予定数量に達するまで受け付けることとなっており、同省は、申込書類に記載された数量、買受申込者の米穀の取扱実績等を踏まえて、買受者ごとに売渡数量を決定していた。

図表14　随意契約による売渡しに係る手続



注（1）　本図表は、農林水産省が公表している随契米要領等を基に本院で作成した。
注（2）　買受者は、受託事業体を介さず、農林水産省へ直接、申込書類を提出している。

また、同省は、買受申込者の区分ごとに買受資格を定めており、その主な区分は、図表15のとおり、大手小売業者、中小小売業者及び米穀小売店等となっていた。同省は、随意契約による売渡しに当たり、買戻し条件を付さなかったことについては、年間の玄米の仕入数量が比較的少ない小売業者等を買受者としていることから、買戻し条件を付することは現実的ではないと考えたためとしている。

図表15　随意契約における主な買受資格

買受申込者の区分		買受資格 注(2)	第1回	第2回	第3回	第4回
小売業者	大手小売業者	年間10,000ｔ以上の米穀の取扱実績又は取扱見込みを有する者	○		○	
	中小小売業者	年間1,000ｔ以上10,000ｔ未満の米穀の取扱実績又は取扱見込みを有する者		○	○	
	米穀小売店	精米能力を有する者であって、農林水産省が認める小売業者		○	○	
中食、外食、給食業者	中食業者	日持ちしない食料品（弁当、惣菜等）を不特定多数の者に販売する業者				○
	外食業者	設備を設けて飲食させる施設において食料品（調理品等）を不特定多数の者に提供する業者				○
	給食業者	病院・学校・社会福祉などの施設・事業所において食料品（調理品等）を提供する給食の事業を営む者				○

注（1）　本図表は、農林水産省が公表している随契米要領を基に本院で作成した。
注（2）　随意契約による売渡しは、一般競争入札による売渡しと異なり、玄米だけでなく、精米を取り扱っている業者も対象となっている。

契約の締結状況等について同省及び受託事業体に確認したところ、随意契約による売渡しの買受申込者数は、4回の申込みで延べ1,072者（純計869者）となっていた。同省は、これらの申込みについて、申込書類に記載された数量、買受申込者の米穀の取扱実績等を踏まえて審査を行い、このうち、延べ897者(注7)（同741者）を、買受資格を有すると認められるとして買受者に決定するとともに、売渡数量を決定していた。これを受けて、4受託事業体は、同省が買受者に決定した延べ897者（同741者）との間で計883件の契約（売渡価格計497億0649万余円）を締結していた。随意契約による売渡しの買受者について、区分別の売渡数量上位5者の名称、売渡数量等を示すと、図表16のとおりであり、買受者に占める大手小売業者の割合は、買受者の純計741者のうち63者で8.5％であった。一方、売渡数量は、27.9万玄米ｔのうち21.7万玄米ｔを占めており、その割合は77.8％と大部分を占めていた。

（注7）　契約締結前に申込みを取り下げるなどした者は含まれていないため、農林水産省の公表資料とは数値が一致しない。

図表16　随意契約による売渡しの買受者の区分別の売渡数量上位5者の名称、売渡数量等

区分	買受者名	売渡数量(玄米ｔ)		売渡価格(千円) 注(2)		売渡しを担当した受託事業体名
大手小売業者	株式会社コスモス薬品	20,029	(7.1%)	3,658,088	(7.3%)	株式会社神明
	イオン商品調達株式会社	20,003	(7.1%)	3,671,204	(7.3%)	株式会社神明
	株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	14,036	(5.0%)	2,537,004	(5.1%)	伊藤忠食糧株式会社、株式会社神明
	株式会社サンドラッグ	12,874	(4.6%)	2,336,549	(4.7%)	伊藤忠食糧株式会社
	オーケー株式会社	10,553	(3.7%)	1,900,750	(3.8%)	ＮＸグループ
	小計	77,497	(27.6%)	14,103,598	(28.3%)	
	上位5者以外の58者計(7.8%)	140,279	(50.1%)	25,205,907	(50.7%)	
	63者計(8.5%)	217,776	(77.8%)	39,309,505	(79.0%)	
中小小売業者	株式会社ローソン	1,229	(0.4%)	206,478	(0.4%)	ＮＸグループ、伊藤忠食糧株式会社
	株式会社松源	1,080	(0.3%)	181,440	(0.3%)	伊藤忠食糧株式会社
	株式会社ローカル	1,028	(0.3%)	172,771	(0.3%)	ＮＸグループ、伊藤忠食糧株式会社
	株式会社ＱＶＣジャパン	1,013	(0.3%)	170,311	(0.3%)	ＮＸグループ
	株式会社ＭＹトレーディング	1,010	(0.3%)	168,064	(0.3%)	ＮＸグループ
	小計	5,361	(1.9%)	899,066	(1.8%)	
	上位5者以外の196者計(26.4%)	27,855	(9.9%)	4,662,427	(9.3%)	
	201者計(27.1%)	33,217	(11.8%)	5,561,493	(11.1%)	
米穀小売店	株式会社農産ベストパートナー(令和7年7月31日以前は有限会社農産ベストパートナー)	1,669	(0.5%)	280,455	(0.5%)	ＮＸグループ、伊藤忠食糧株式会社
	株式会社山川食糧	1,326	(0.4%)	221,846	(0.4%)	ＮＸグループ、伊藤忠食糧株式会社
	株式会社岡萬	899	(0.3%)	151,159	(0.3%)	丸紅食料株式会社
	株式会社ライス田中	899	(0.3%)	151,139	(0.3%)	丸紅食料株式会社
	有限会社米栄ほか 注(3)	571	(0.2%)	95,686	(0.1%)	ＮＸグループ、丸紅食料株式会社
	小計	5,366	(1.9%)	900,288	(1.8%)	
	上位5者以外の313者計(42.2%)	12,801	(4.5%)	2,145,945	(4.3%)	
	318者計(42.9%)	18,168	(6.4%)	3,046,233	(6.1%)	
中食業者	株式会社セブン‐イレブン・ジャパン	3,060	(1.0%)	509,010	(1.0%)	伊藤忠食糧株式会社
	株式会社ファミリーマート	699	(0.2%)	117,454	(0.2%)	丸紅食料株式会社
	株式会社ほっかほっか亭総本部	510	(0.1%)	85,800	(0.1%)	伊藤忠食糧株式会社
	株式会社ミノヤランチサービス	402	(0.1%)	67,111	(0.1%)	ＮＸグループ
	株式会社ローソンほか 注(3)	303	(0.1%)	50,944	(0.1%)	ＮＸグループ
	小計	4,976	(1.7%)	830,322	(1.6%)	
	上位5者以外の47者計(6.3%)	1,584	(0.5%)	265,282	(0.5%)	
	52者計(7.0%)	6,560	(2.3%)	1,095,604	(2.2%)	
外食業者	株式会社コロワイドMD	368	(0.1%)	61,931	(0.1%)	伊藤忠食糧株式会社
	株式会社アントワークス	144	(0.0%)	24,312	(0.0%)	ＮＸグループ
	株式会社ヒライ	110	(0.0%)	18,506	(0.0%)	ＮＸグループ
	株式会社フジオフードシステム	102	(0.0%)	16,626	(0.0%)	伊藤忠食糧株式会社
	株式会社Genki Global Dining Concepts	89	(0.0%)	15,059	(0.0%)	丸紅食料株式会社
	小計	815	(0.2%)	136,436	(0.2%)	
	上位5者以外の34者計(4.5%)	759	(0.2%)	127,462	(0.2%)	
	39者計(5.2%)	1,574	(0.5%)	263,898	(0.5%)	
給食業者	株式会社シルバーライフ	217	(0.0%)	36,499	(0.0%)	伊藤忠食糧株式会社
	株式会社ＬＥＯＣ	105	(0.0%)	17,740	(0.0%)	ＮＸグループ
	ユアキッチンサービス株式会社ほか 注(3)	104	(0.0%)	17,478	(0.0%)	ＮＸグループ
	株式会社若菜	102	(0.0%)	17,136	(0.0%)	伊藤忠食糧株式会社
	株式会社グリーンヘルスケアサービス	90	(0.0%)	15,240	(0.0%)	ＮＸグループ
	小計	619	(0.2%)	104,096	(0.2%)	
	上位5者以外の77者計(10.3%)	1,945	(0.6%)	325,658	(0.6%)	
	82者計(11.0%)	2,564	(0.9%)	429,755	(0.8%)	
741者合計(100%) 注(4)		279,862	(100.0%)	49,706,491	(100.0%)	

注（1）　括弧書きの数値は、買受者名については随意契約による売渡しの全体の買受者数741者に占める割合であり、売渡数量及び売渡価格については、随意契約による売渡しの全体の売渡数量27.9万玄米ｔ及び売渡価格497億0649万余円に占める売渡数量及び売渡価格の割合である。
注（2）　売渡価格は、税抜価格である。
注（3）　他の買受者と共同で申込みを行っている者については、買受者名を「ほか」としている。
注（4）　複数の区分に該当する買受者がいるため、各区分における買受者の計及び割合を合計しても、買受者の合計741者と割合は一致しない。

(2) 備蓄米の売渡しに係る実施状況及び農林水産省による指示の状況

ア　備蓄米の売渡しに係る実施状況

今般の備蓄米の売渡しについては、主食用米の供給に対する国民の不安が高まっている状況の中、備蓄米を迅速かつ安定的に供給することが求められていたところである。そこで、備蓄米の売渡実績等をみたところ、次のような状況となっていた。

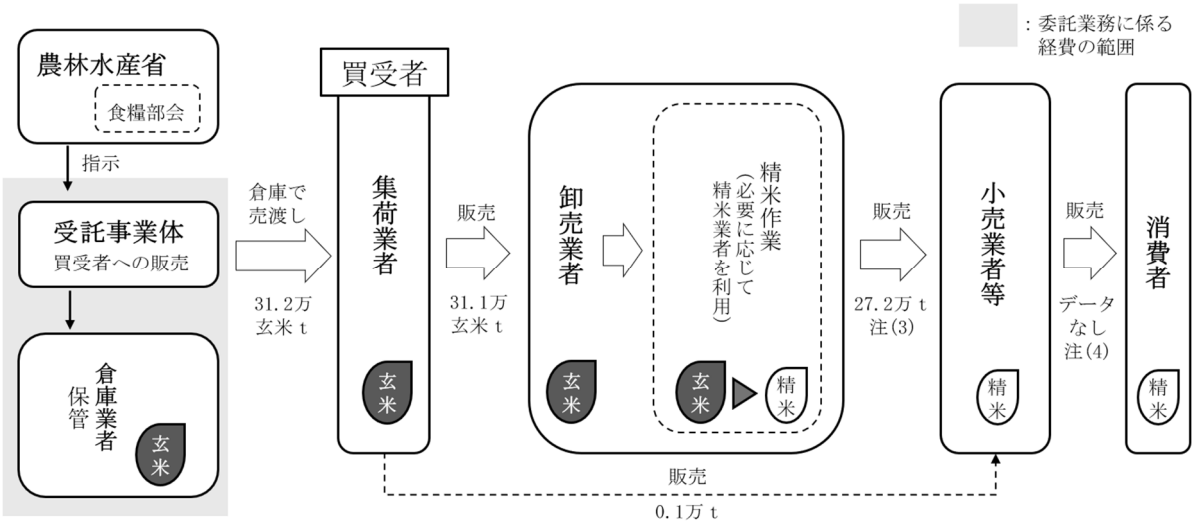
(ｱ) 一般競争入札による売渡しの実施状況

一般競争入札による売渡しにおいて、農林水産省は、7年2月から4月までの間に売渡対象とする備蓄米の年産、銘柄及び数量、売渡期限等を決定して、受託事業体に対して入札米の売渡しを指示していた。その際、同省は、入札米について、民間で一般的に主食用として流通している年産のものと同様の5、6両年産を対象としており、保管されていた期間が短いことから、受託事業体においてメッシュチェック等を行わないことを指示していた。また、同省は、一般競争入札による売渡しにおける売渡期限について、受託事業体から買受者へ計画的に売り渡すために必要な期間を入札後2か月程度と見込んで、第1回入札は7年4月30日、第2回入札は5月31日、第3回入札は6月30日と設定して指示していた。なお、同省は、例年9月頃に新米の供給が本格的に開始されることを踏まえ、8月末頃までに小売業者等に販売されることを想定していた。

上記の指示を受けた受託事業体は、落札した集荷業者を買受者として、延べ17者（純計10者）に対して、7年3月18日に最初に売り渡した後、計31.2万玄米ｔの売渡しを上記の3回の売渡期限までに全て実施していた。また、集荷業者に対して売渡しが完了するまでに要した期間（入札公告日から集荷業者への売渡し完了日までに要した期間（図表9の①から⑭まで））は、1者当たりの平均が57.6日となっていた。

一般競争入札による売渡しについて、同省が受託事業体に対して売渡しを指示してから消費者へ販売されるまでの一連の流れは、図表17のとおりであり、入札米は保管倉庫で受託事業体から集荷業者に売り渡され、その後、市場に流通する過程で卸売業者により精米作業を経た上で包装されて、小売業者等に販売されていた。

図表17　一般競争入札による売渡しにおける一連の流れ



注（1）　本図表は、農林水産省が公表している「備蓄米に関する意見交換会資料」（令和7年11月）を基に本院で作成した。

注（2）　小売業者等に販売された入札米は、卸売業者から小売業者等に販売された27.2万ｔと集荷業者から小売業者等に直接販売された0.1万ｔを合わせて27.3万ｔとなっている。

注（3）　令和8年3月29日までに卸売業者から小売業者等に販売された数量となっている。また、集荷業者から卸売業者に販売された31.1万玄米ｔと卸売業者から小売業者等に販売された27.2万ｔとの差は、玄米から精米に加工する過程での減少によるものなどとなっている。

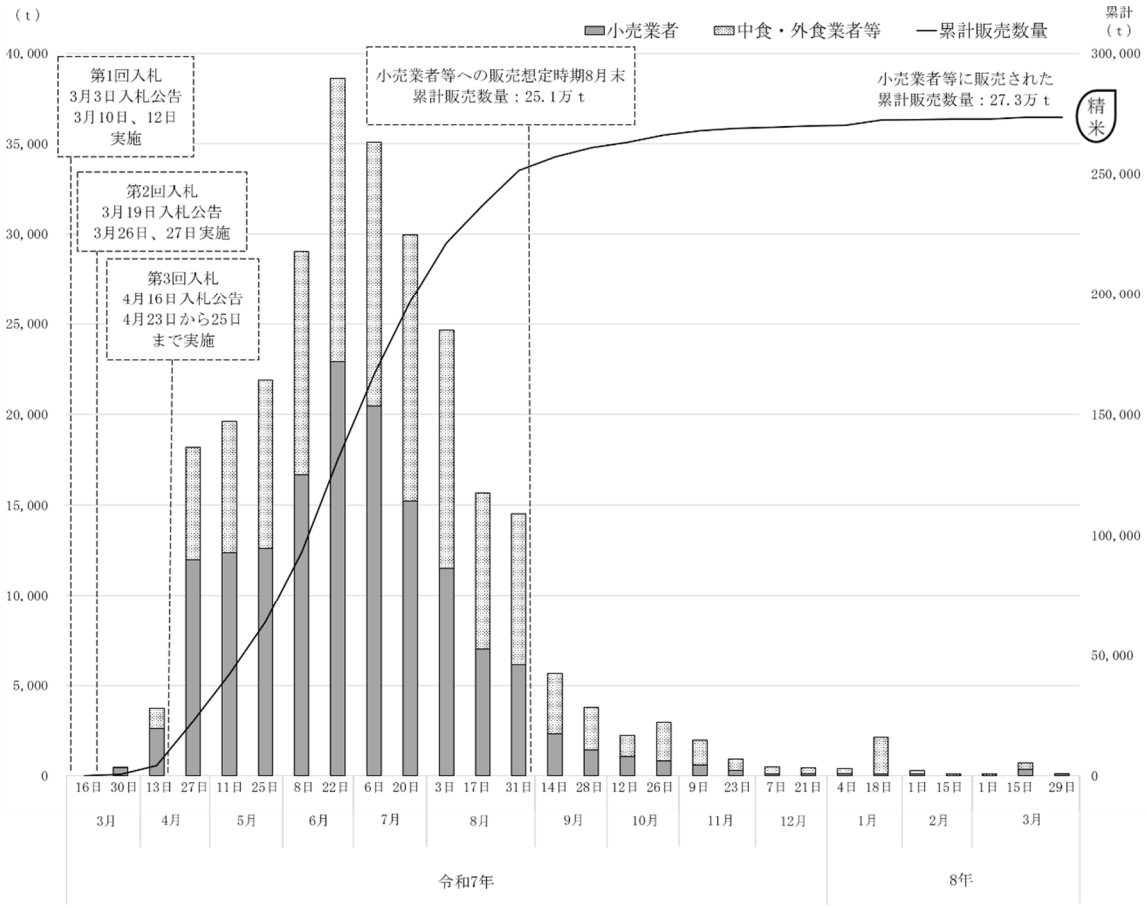
注（4）　同省は、入札米の販売実績報告において、集荷業者から小売業者等までの販売実績については報告を求めているものの、小売業者等から消費者への販売実績については報告を求めていない。そのため、小売業者等から消費者に販売された入札米の販売実績については、「データなし」としている。

a　入札米の小売業者等への販売実績

一般競争入札による売渡しの買受者である集荷業者は、入札米要領等に基づき、入札米について、受託事業体から集荷業者への売渡実績、集荷業者から卸売業者等への玄米ベースの販売実績及び卸売業者から小売業者等への精米ベースの販売実績を、販売数量等報告書により14日ごとに農林水産省へ報告することとなっている（以下、この報告を「入札米の販売実績報告」という。）。

入札米の販売実績報告を基に、入札米の小売業者等への精米ベースの販売実績をみたところ、図表18のとおり、8年3月29日時点の累計販売数量27.3万ｔのうち、同省が小売業者等への販売が完了すると想定していた7年8月末時点の累計販売数量は25.1万ｔとなっており、約9割の入札米が小売業者等に販売されていた。また、上記27.3万ｔのうち、小売業者へ販売されたものは14.7万ｔ、中食・外食業者等に販売されたものは12.6万ｔとなっていた。なお、同省は、入札米は市場における米の不足感に対応することを主眼としており、市場における流通状況をできる限り把握するために、集荷業者から小売業者等までの販売実績については報告を求めているものの、小売業者等から消費者への販売実績については報告を求めていない。そのため、本院において入札米の消費者への販売実績は確認できていない。

図表18　入札米の小売業者等への販売実績



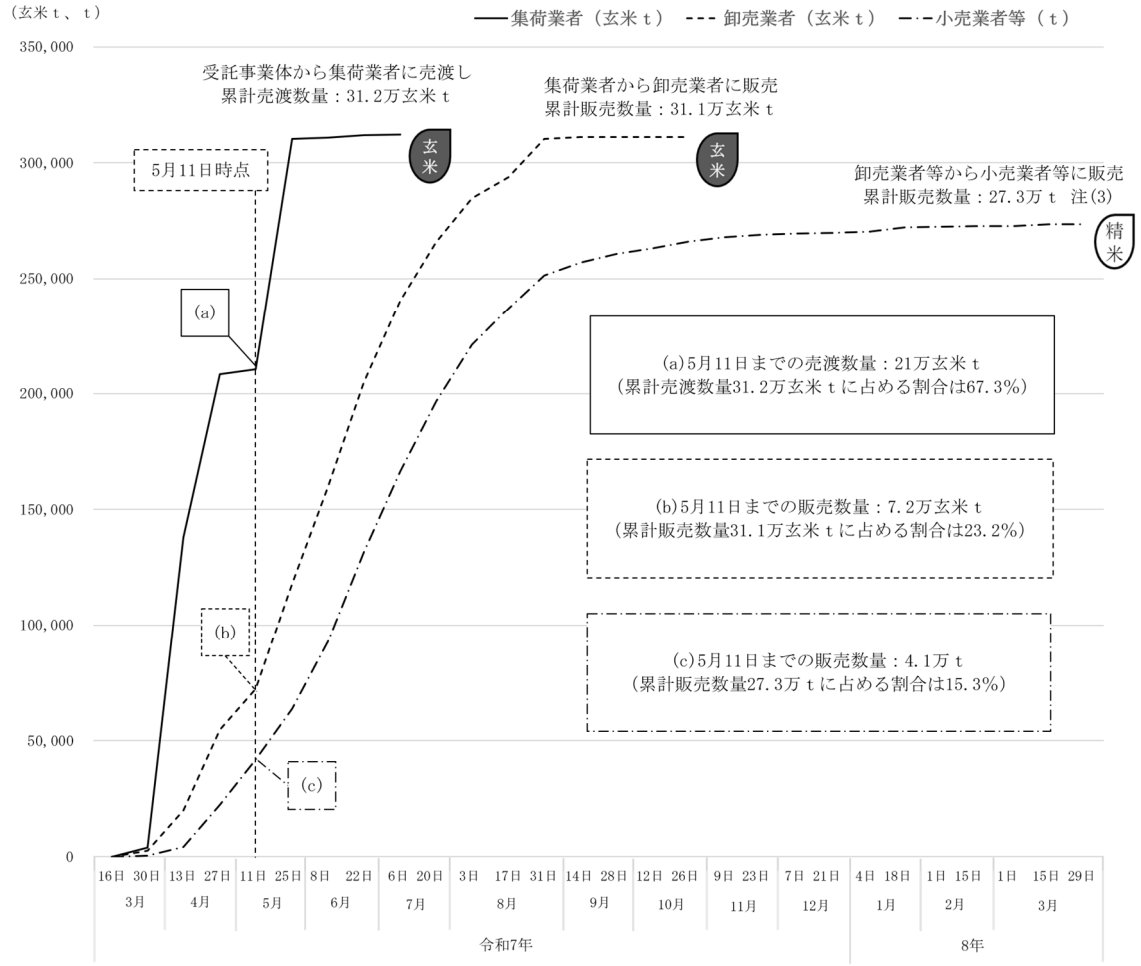
注（1）　日付は入札米の販売実績報告の報告期間の末日を記載している。
注（2）　報告期間が14日ごとであることから、本図表においては、令和7年度の最後の報告期間の末日である8年3月29日までの販売数量を集計して記載している。
注（3）　小売業者等に販売された累計販売数量27.3万ｔには、集荷業者から小売業者等に直接販売された0.1万ｔが含まれている。

b　入札米の流通の各段階における売渡実績及び販売実績

約9割の入札米は農林水産省が想定していた時点までに小売業者等に販売されていたものの、1(3)アのとおり、同省は、7年5月上旬時点で依然として市場における米の不足感があるなど、国民の不安が解消されていない状況を踏まえて、随意契約による売渡しを実施していた。

そこで、入札米の販売実績報告を基に、受託事業体から集荷業者への売渡実績（玄米ｔ）、集荷業者から卸売業者への販売実績（玄米ｔ）及び卸売業者等から小売業者等への販売実績（ｔ）の推移をそれぞれみたところ、図表19のとおり、5月上旬時点までに受託事業体から集荷業者に21万玄米ｔ（累計売渡数量31.2万玄米ｔに占める割合は67.3%）が売り渡されており、集荷業者から卸売業者に7.2万玄米ｔ（累計販売数量31.1万玄米ｔに占める割合は23.2%）、卸売業者等から小売業者等に4.1万ｔ（累計販売数量27.3万ｔに占める割合は15.3%）が販売されていた。

図表19　入札米の流通の各段階における売渡実績及び販売実績



注（1）　日付は入札米の販売実績報告の報告期間の末日を記載している。
注（2）　報告期間が14日ごとであることから、本図表においては、令和7年度の最後の報告期間の末日である8年3月29日までの売渡数量及び販売数量を集計して記載している。
注（3）　卸売業者等から小売業者等に販売された累計販売数量27.3万ｔには、集荷業者から小売業者等に直接販売された0.1万ｔが含まれている。

このように、5月上旬時点までに、受託事業体から集荷業者へは21万玄米ｔが売り渡されていたものの、集荷業者から卸売業者に販売された数量は7.2万玄米ｔと、受託事業体から集荷業者に売り渡された21万玄米ｔの約3割にとどまっており販売に時間を要していた。

そこで、売渡しが開始された当初に集荷業者から卸売業者への販売に時間を要した理由について取扱量の多い集荷業者に確認したところ、当該集荷業者は、取引先である卸売業者と事前に商談を行い、卸売業者が必要とする数量等を事前に把握した上で入札に参加して受託事業体から売渡しを受けていたものの、その後、卸売業者において、受入れの準備に時間を要したことなどから、卸売業者からの発注が少なくなっていたことによるものとしていた。

(ｲ) 随意契約による売渡しの実施状況

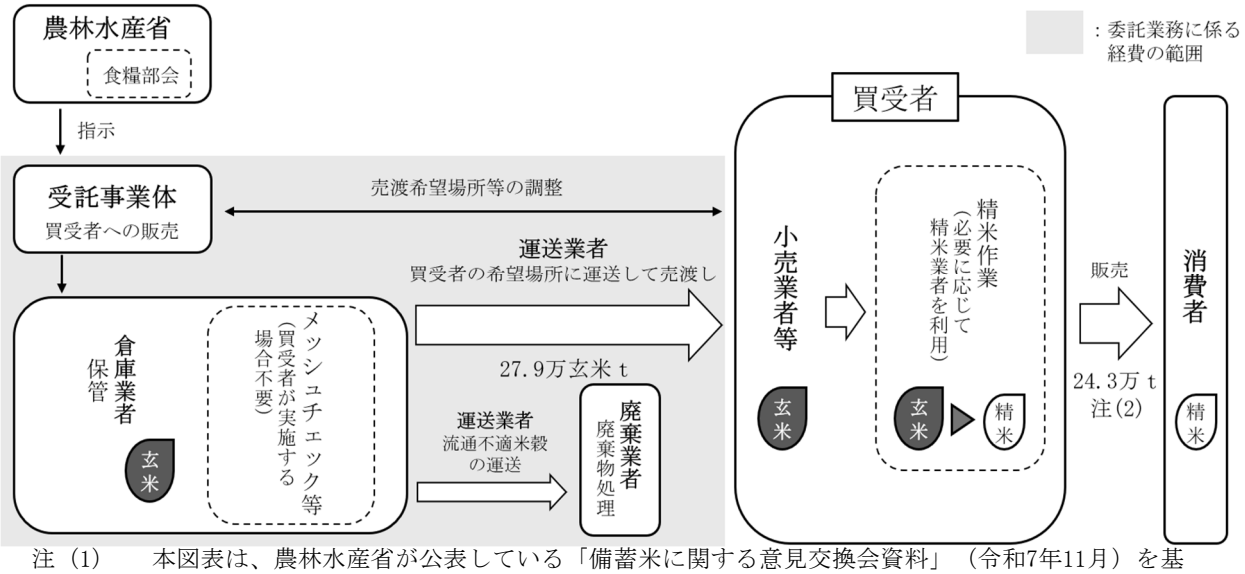
随意契約による売渡しにおいて、農林水産省は、7年5月及び6月に売渡対象とする備蓄米の年産及び数量、品質確認の方法、売渡期限等を決定して、受託事業体に対して随契米の売渡しを指示していた。このうち、品質確認の方法では、同省は、随契米について、3、4両年産を売渡しの対象としており、民間で一般的に主食用として流通

している年産（5年産又は6年産）の主食用米と比べて長期間保管されたものであったことから、品質に劣化がないことを確認する必要があるとして、受託事業体においてメッシュチェック等を行った上で売り渡すか、又は、買受者において同等の品質確認を行う旨の申出があった場合にはメッシュチェック等を行わずに売り渡すよう指示していた。また、売渡期限では、同省は、例年9月頃に新米の供給が本格的に開始されることを踏まえ、買受者が8月末頃までに随契米を消費者へ販売することを想定し、そのための準備に要する期間を勘案して、8月20日と設定して指示していた。

上記の指示を受けた受託事業体は、小売業者等を買受者として、延べ897者（純計741者）に対して、計27.9万玄米ｔの売渡しを実施していた。このうち、小売業者に売り渡されたものは26.9万玄米ｔ、中食・外食業者等に売り渡されたものは1万玄米ｔとなっていた。小売業者等に最初に随契米が売り渡されたのは5月29日となっており、同日以降、休日や時間外でも出庫するなどして、8月20日の売渡期限までに、18.4万玄米ｔ（累計売渡数量27.9万玄米ｔに占める割合は66.0%）の売渡しが完了していたが、残りの9.4万玄米ｔ（同33.9%）については、売渡しが完了していなかった。その後、小売業者等に対する全量の売渡しが完了したのは8年3月31日となっており、売渡しの完了までに最大で310日要していたものも見受けられた。また、小売業者等に対して売渡しが完了するまでに要した期間（小売業者等による買受申込日から小売業者等への売渡し完了日までに要した期間（図表14の①から⑯まで））は、1者当たりの平均が72.2日となっていた。

随意契約による売渡しについて、同省が受託事業体に対して売渡しを指示してから消費者へ販売されるまでの一連の流れは、図表20のとおりであり、随契米は、保管倉庫からの運送距離等により小売業者等の間に不公平が生じないよう、受託事業体が小売業者等の希望する場所まで運送して、同所で小売業者等に売り渡されていた。

図表20　随意契約による売渡しにおける一連の流れ



注（1）　本図表は、農林水産省が公表している「備蓄米に関する意見交換会資料」（令和7年11月）を基に本院で作成した。

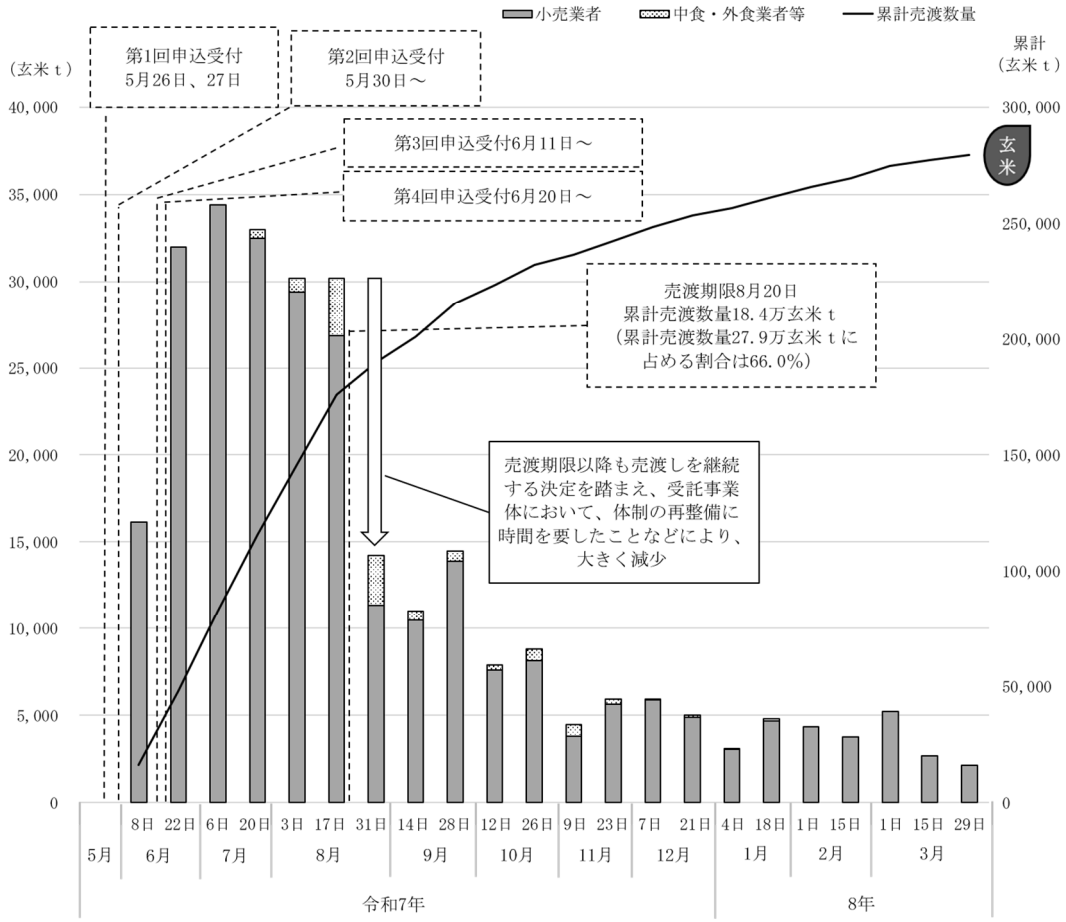
注（2）　令和8年3月29日までに小売業者等から消費者に販売された数量となっている。また、受託事業体から小売業者等に売り渡された27.9万玄米ｔと小売業者等から消費者に販売された24.3万ｔとの差は、玄米から精米に加工する過程での減少によるものなどとなっている。

a　随契米の小売業者等への売渡実績

随意契約による売渡しの買受者である小売業者等は、随契米要領等に基づき、随契米について、受託事業体から小売業者等への売渡実績及び小売業者等から消費者への精米ベースの販売実績を、販売数量等報告書により14日ごとに農林水産省に報告することとなっている（以下、この報告を「随契米の販売実績報告」という。）。

随契米の販売実績報告を基に、随契米の小売業者等への売渡実績をみたところ、図表21のとおり、随契米の売渡数量は、売渡期限である8月20日の直前及び直後に報告された2回の販売実績報告の間で、大きく減少していた。その要因について受託事業体に確認したところ、同省において、売渡期限後も売渡しを継続するかどうかを直前まで検討していた結果、売渡しを継続する旨の受託事業体に対する指示が売渡期限の前日となったため、受託事業体が売渡期限以降に売渡し作業を継続するための体制の再整備に時間を要したことによるものなどとなっていた。さらに、売渡数量は、売渡期限後に大きく減少した後、新米の流通が開始したことなどから売渡期限以前の水準に達することはなく、小売業者等に対する全量の売渡しが完了したのは8年3月31日となっていた。

図表21　随契米の小売業者等への売渡実績



注（1）　日付は随契米の販売実績報告の報告期間の末日を記載している。
注（2）　報告期間が14日ごとであることから、本図表においては、令和7年度の最後の報告期間の末日である8年3月29日までの売渡数量を集計して記載している。

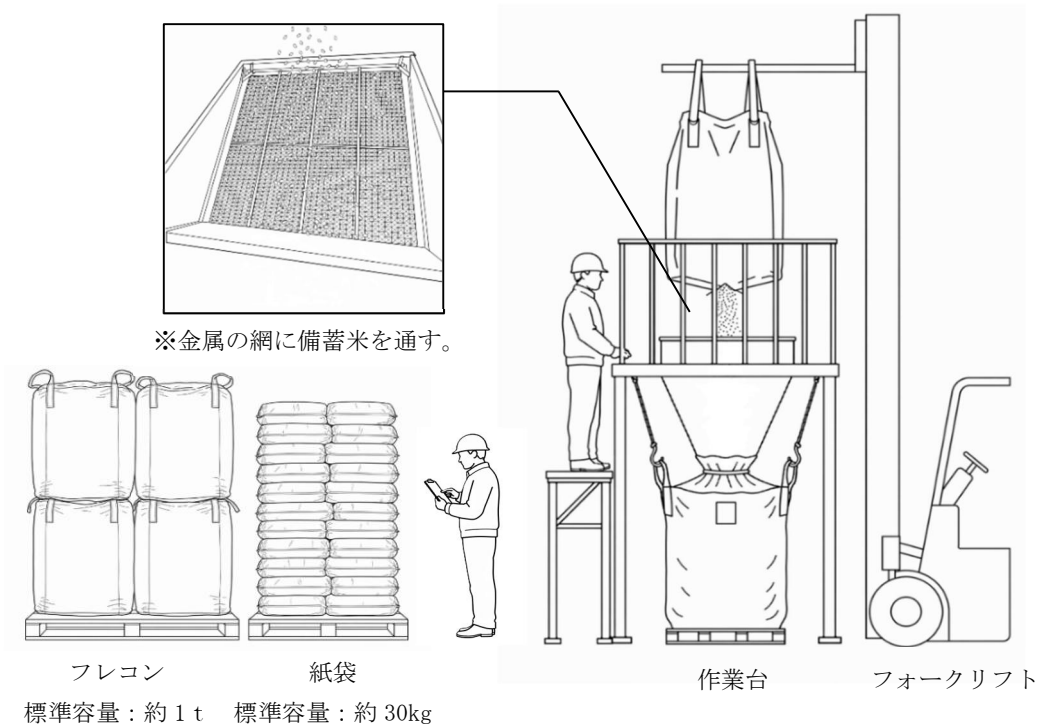
随意契約による売渡しが当初の想定より長期化していた要因について受託事業体に確認したところ、売渡しの実施に際して、メッシュチェック等を希望する小売業者等が多数であり、メッシュチェック等に時間を要したこと、包装形態の違いにより作業効率に差が生じたため出庫に時間を要したこと、売渡希望場所等の変更に伴う運送調整等に時間を要したこと、人員の確保に時間を要したことなどの複合的な要因があったとしていた。

b　メッシュチェック等の実施状況及び有無による期間の差

aのとおり、メッシュチェック等を希望する小売業者等が多数であり、メッシュチェック等に時間を要したことが、売渡しが当初の想定より長期化した要因の一つとされていることから、受託事業体におけるメッシュチェック等の実施状況を確認した。

メッシュチェックに当たり、受託事業体は、必要な人員を配置し、作業台に加えて、大容量（約1ｔ）の袋であるフレキシブルコンテナ（以下「フレコン」という。）の場合は荷役に使用するフォークリフト等の設備を整えるなどして、フレコン又は小容量（約30kg）の袋である紙袋で保管されている備蓄米を金属の網に通し、カビ状異物等がないことを確認した上で、フレコンに詰め替えることとなっている（図表22参照）。

図表22　メッシュチェックの概念図



（注）　本概念図は、農林水産省が公表している「政府所有米穀の販売時におけるカビ検査・カビ毒分析について」を基に本院で作成した。

受託事業体がメッシュチェック等を実施した随契米の数量について農林水産省に確認したところ、20.2万玄米ｔ（累計売渡数量27.9万玄米ｔに占める割合は72.4％）となっていた。また、小売業者等に対して売渡しが完了するまでに要した期間の1者当たりの平均期間については、メッシュチェック等を実施した場合は81.9

日、実施していない場合は59.7日となっており、実施した場合の方が22.2日長くなっていた。

メッシュチェック等により確認された流通不適米穀の数量について同省に確認したところ、メッシュチェックにより確認された同数量は、12.2玄米ｔとなっていた（メッシュチェックを実施した20.2万玄米ｔに占める割合は0.006%）。また、カビ毒検査により確認された流通不適米穀はなかった。

c　包装形態別の売渡しの状況

ａのとおり、包装形態の違いにより作業効率に差が生じたことが、売渡しが当初の想定より長期化した要因の一つとされていることから、包装形態の違いによる出庫時の作業効率の差が生ずる理由について受託事業体に確認した。

紙袋に保管されている備蓄米は、フレコンに保管されている備蓄米よりも積み上げて保管する際の安定性に優れている一方、1袋当たりの標準容量が約30kgと、フレコンに保管されている備蓄米の標準容量（約1ｔ）よりも少ない。このため、1ｔの備蓄米を出荷するためのメッシュチェックに要する回数は、フレコンの場合は1回で済むのに対し、紙袋の場合は約30回必要となり、これに伴い紙袋はメッシュチェック時の開封回数が多くなることなどから、作業効率に差が生じ、出庫に要する時間が増加することとなっていた。

そこで、随意契約による売渡しの対象である3、4両年産の備蓄米について、売渡しが開始される前の7年3月末時点及び売渡しが完了した8年3月末時点における包装形態別の備蓄米の保管数量を比較したところ、図表23のとおり、フレコンに保管されている備蓄米の減少量（3年産米　7.3万玄米ｔ、4年産米　12万玄米ｔ）が、紙袋に保管されている備蓄米の減少量（3年産米　2.1万玄米ｔ、4年産米　6.6万玄米ｔ）よりも大きくなっており、3、4両年産ともにフレコンに保管されている備蓄米を優先して出庫している状況が見受けられた。

しかし、在庫量のほぼ全量の申込みがあった4年産の備蓄米については、売渡しの開始当初はフレコンに保管されている備蓄米を出庫していたが、売渡しの進捗に伴いフレコンに保管されている備蓄米の在庫量が減少し、フレコンと比べて小容量であり、作業効率が落ちる紙袋に保管されている備蓄米を出庫する必要が生じていた。

また、売渡しの際に年産が指定されていたことから、4年産を指定した上で、メッシュチェック等を希望した買受者に対しては、3、4両年産の備蓄米を保管している倉庫において、フレコンに保管されている3年産の備蓄米が残っていた場合であっても、年産を切り替えるなどして売り渡すことができず、紙袋に保管されている4年産の備蓄米を、メッシュチェックを実施した上で出庫する必要が生じていた。

図表23　包装形態別の保管数量の推移

（単位：万玄米ｔ）

年産	包装形態	令和7年3月末 (A)	8年3月末 (B)	減少量 (A)-(B)
3	フレコン	12.1	4.7	7.3
	紙袋	8.7	6.5	2.1
4	フレコン	12.2	0.2	12.0
	紙袋	7.8	1.2	6.6

d　小売業者等による売渡希望場所等の変更状況

ａのとおり、売渡希望場所等の変更に伴う運送調整等に時間を要したことが、売渡しが当初の想定より長期化した要因の一つとされていることから、売渡希望場所等の変更状況について受託事業体に確認した。

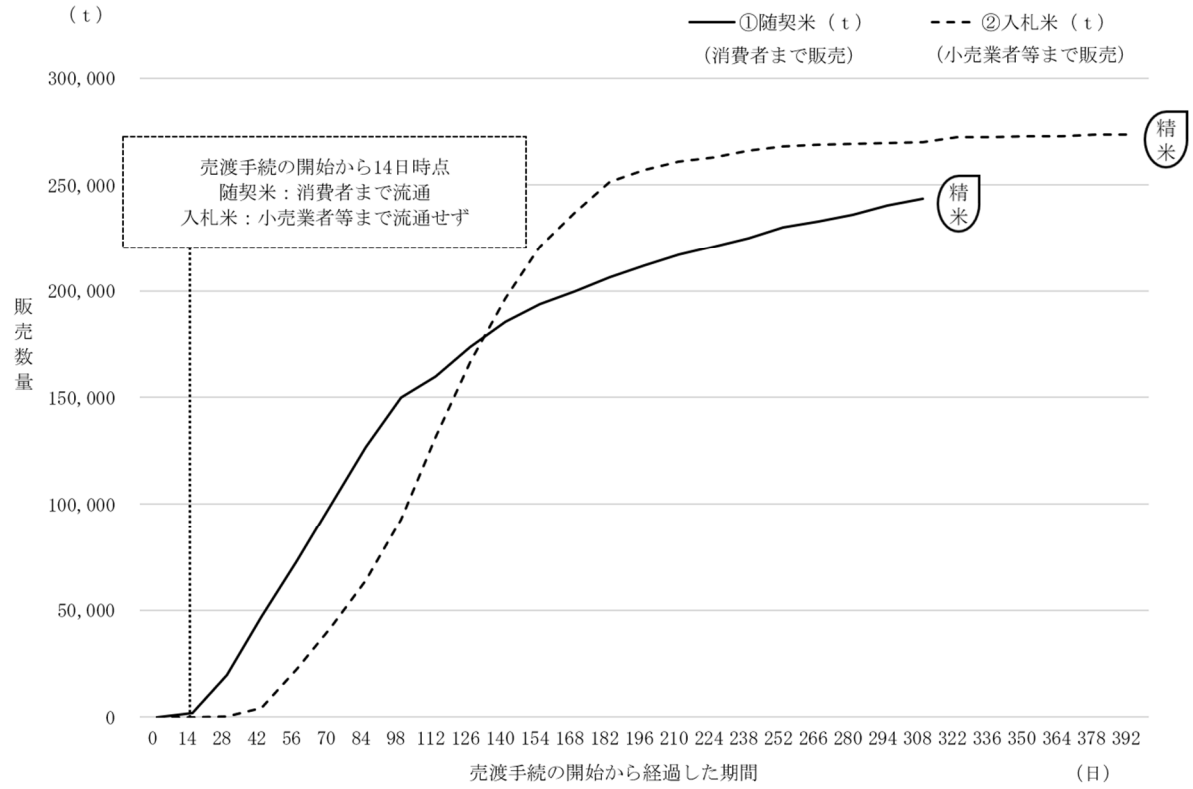
小売業者等は申込書類に売渡希望場所を記入して農林水産省に提出し、これを踏まえて受託事業体は小売業者等との間で日時等の調整を行い、運送業者を手配していた。売渡希望場所について、小売業者等は、玄米で売渡しを受けた随契米について精米作業を行った上で包装する必要があったことから、主に精米所としていた。しかし、受託事業体からの納品日時の提示時点から納品日までの期間が短かったことなどにより、小売業者等において売渡場所とする予定であった精米所との調整がつかず売渡希望場所が別の精米所に変更されていた例、小売業者等の倉庫に随契米を保管する空きスペースを確保できなかったため売渡希望場所が変更されていた例等が、各受託事業体において同時期に多数発生していた。

e　随契米及び入札米の販売実績の比較

一般競争入札による売渡しと随意契約による売渡しは、いずれも主食用米の供給に対する国民の不安が高まっている状況を踏まえて実施されたものであった。一方、随意契約による売渡しについては、農林水産省は、一般競争入札による売渡しを実施したものの、5月上旬時点で国民の不安が解消されていない状況を踏まえて、備蓄米を安価で安定的に消費者へ供給することを目的として、これを迅速に実施することとしていた。

そこで、随契米が入札米と比較して迅速に売り渡されていたかを確認するために、入札米については小売業者等まで、随契米については消費者までが販売実績報告の対象となっており、双方で報告の対象となる流通段階が異なることなどに留意する必要があるものの、それぞれの売渡手続の開始から経過した期間における販売実績を比較した。その結果、図表24のとおり、売渡手続の開始から14日間を経過した時点で随契米は消費者まで流通していたが、入札米は小売業者等まで流通しておらず、随契米は入札米と比較して短い期間で販売が開始されていた。一方、売渡手続の開始から4か月程度が経過した後は、随契米は入札米と比較して同一の数量を販売するのに要した期間が長くなっていた（入札米の小売業者等への販売実績、随契米の小売業者等への売渡実績及び随契米の消費者への販売実績の詳細は別図表1参照）。この理由について受託事業体に確認したところ、随意契約による売渡しの開始当初は、紙袋に比べて作業効率の良いフレコンに保管されている備蓄米を優先して出庫できていたことなどから、入札米と比較して販売に要した期間が短くなっていたものの、売渡手続の開始から4か月程度が経過した後は、ａのとおり複合的な要因により、販売に要した期間が長くなっていた。

図表24　随契米及び入札米の売渡手続の開始から経過した期間における販売実績



注（1）　横軸は、①随契米（ｔ）は第1回申込受付が開始された令和7年5月26日を、②入札米（ｔ）は第1回入札の入札公告日である3月3日をそれぞれ起算日として、7年度の最後の報告期間の末日である8年3月29日までの販売に要した期間を表している（入札米の販売実績報告及び随契米の販売実績報告の集計頻度である14日ごとの経過日数の累計）。

注（2）　①随契米（ｔ）は、小売業者等に売り渡された随契米（玄米ｔ）が、その後、玄米から精米にされたものである。また、起算日から14日ごとに、消費者に販売された累計数量を表しており、その販売数量の合計は24.3万ｔである。

注（3）　②入札米（ｔ）は、起算日から14日ごとに、小売業者等に販売された累計数量を表しており、その販売数量の合計は27.3万ｔである。なお、入札米は卸売業者等から小売業者等に販売された時点でそのほとんどが玄米から精米に加工されており、消費者が小売業者等から実際に購入するまでに時間を要さないものとみなして比較している。

以上のように、一般競争入札による売渡しについては、買受者である集荷業者への売渡しを売渡期限までに全て実施し、農林水産省が想定していた7年8月末までに累計販売数量27.3万ｔのうち約9割の25.1万ｔが小売業者等に販売されていた（図表18参照）が、売渡しが開始された当初に集荷業者から卸売業者への販売に期間を要していた（図表19参照）。

一方、随意契約による売渡しについては、小売業者等への売渡期限である7年8月20日までに売渡しが完了した数量は18.4万玄米ｔ（累計売渡数量27.9万玄米ｔに占める割合は66.0%。図表21参照）にとどまっており、全量の売渡しが完了したのは8年3月31日となっていた。このように、随意契約による売渡しが当初の想定より長期化していた要因について確認したところ、メッシュチェック等を希望する小売業者等が多数であり、メッシュチェック等に時間を要したこと、フレコンに比べて作業効率が落ちる紙袋に保管されている備蓄米を出庫する必要が生じたことにより、出庫に時間を要したこと、売渡希望場所等の変更が各受託事業体において同時期に多数発生しており、これに伴う運送調整等に時間を要したことなどの複合的な要因が見受けられた。

イ　農林水産省による指示の状況

1(2)イのとおり、基本要領等によれば、受託事業体は、不作等により米穀の供給が不足した場合その他農林水産省から備蓄米の契約方法、売渡方法等を指示された場合には、同省の指示に従い、委託業務を行わなければならないこととされている。

これに基づき、同省は、受託事業体に対して、一般競争入札による売渡し及び随意契約による売渡しの開始時に、売渡対象とする備蓄米の年産及び数量、売渡期限等を指示していた。また、随意契約による売渡しについては、小売業者等から申出があった場合を除いてメッシュチェック等を実施すること、受託事業体が小売業者等の希望する場所まで随契米を運送することも指示していた。さらに、売渡しの開始後、同省は、販売実績報告や受託事業体からの日々の報告、相談等を通じて、売渡しの進捗等を把握して、これを基に必要に応じて受託事業体に指示しており、受託事業体はこれらの指示に基づき今般の備蓄米の売渡しを実施していた。

上記の指示を踏まえるなどして、アのとおり、一般競争入札による売渡しについては、受託事業体は買受者である集荷業者への売渡しを売渡期限までに全て実施し、集荷業者に売り渡された入札米は同省が想定していた7年8月末までに約9割が小売業者等に販売されていた。一方、随意契約による売渡しについては、受託事業体は同省が設定した小売業者等への売渡期限である8月20日までに売渡しを完了しておらず、随契米の全量の売渡しが完了したのは8年3月31日となっていて、売渡しが当初の想定より長期化していた。

そこで、当初の想定より長期化していた随意契約による売渡しについて、同省から受託事業体に対する指示の状況を確認した。

同省は、売渡しの開始時に、受託事業体に対して、小売業者等が指定した年産の備蓄米を売り渡すよう指示していた。このため、受託事業体は備蓄米の包装形態別の在庫量に応じて売り渡す年産の備蓄米を切り替えるなどして売り渡すことができず、フレコンに比べて作業効率が落ちる紙袋に保管されている備蓄米のメッシュチェックを実施するなどして売り渡す必要が生じ、出庫に時間を要していた状況も見受けられた。また、同省は、売渡しの開始後、受託事業体に対して、小売業者等から売渡希望場所等の変更の希望があった場合には、小売業者等が速やかに精米等を行った上で販売ができるよう、可能な限り希望に対応するよう指示していた。このため、受託事業体と小売業者等との間での売渡希望場所等の変更に伴う運送調整等が各受託事業体において同時期に多数発生していた。これらを含む複合的な要因により、売渡しが当初の想定より長期化していた。

同省は、売渡しの開始後、これらの状況について把握しており、売渡しの進捗等を踏まえて、売渡しを迅速に実施するためには指示を見直すことなどが必要であったと思料されるが、買受者数が延べ897者と多く、個々の状況も異なることなどの実務上の制約もあり、売渡しの進捗等に応じた指示の見直しなどが困難な状況となっていた。

このように、今般の備蓄米の売渡しにおいて、売渡しの進捗等に応じた指示の見直しなどが困難であった点を踏まえ、今後、米の供給が不足するなどの事態が生じ、これに伴い売渡しを実施する場合は、売渡しを迅速に実施するために、同省において、売渡しの開始時及び開始後の指示の在り方について、実務上の制約も踏まえつつ検討する必要があると思料される。

(3) 備蓄米制度の運営に係る食糧管理勘定の決算の状況

今般の備蓄米の売渡しは、備蓄米制度の運営に係る食糧管理勘定の歳入歳出決算に一定の影響を与えたと思料される。そこで、5年度から7年度までの間における、備蓄米制度の運営に係る食糧管理勘定の歳入歳出及び損益の状況についてみたところ、次のとおりとなっていた。

ア　備蓄米制度の運営に係る歳入歳出の状況

1(2)ウにおいて示した備蓄米制度の運営に係る食糧管理勘定の5年度から7年度までの歳入歳出予算に対応する歳入歳出決算は、5年度は歳出額が歳入額を436億6716万余円上回る状況となっていた。一方、6、7両年度は、今般の備蓄米の売渡しによって食糧売払代が増加したことに加えて、7年度は主食用米の需給がひっ迫していたことなどを考慮して7年産の備蓄米の買入れを行わなかったことから、歳入額が歳出額を上回る状況（決算における差額6年度113億7945万余円、7年度1060億6006万余円）となっていた（図表25参照）。また、7年度の米穀販売・管理業務委託費に係る補正予算額95億2977万余円のうち、7年度に支出されなかった57億2609万余円が翌年度に繰り越されていた。

図表25　備蓄米制度の運営に係る食糧管理勘定の勘定科目別の歳入歳出の状況

（単位：千円）

（会計名）食料安定供給特別会計

（勘定名）食糧管理勘定

	区分	勘定科目	令和5年度	6年度	7年度	計
決算	歳入(a)	食糧売払代	7,620,140	61,069,445	131,020,662	199,710,247
	歳出(b)	食糧買入費	41,048,603	38,916,885	－	79,965,488
		米穀販売・管理業務委託費	10,238,697	10,773,107	24,960,595	45,972,399
		支出済歳出額	10,238,697	10,773,107	19,234,502	40,246,306
		翌年度繰越額	－	－	5,726,093	5,726,093
		小計	51,287,300	49,689,992	24,960,595	125,937,887
	差額(c)=(a)-(b)		△ 43,667,160	11,379,453	106,060,067	73,772,360

（注）　食糧売払代について、例年、備蓄米を飼料用として売り渡す場合、買入価格から8割程度減少した価格で売り渡されている。

歳出のうち備蓄米の売渡しに係る委託業務の経費が計上されている米穀販売・管理業務委託費についてみると、5年度から7年度までの間における委託契約に係る支出額は、5年度が102億3842万余円、6年度が107億5583万余円、7年度が191億6056万余円となっていた。このうち、5年度から7年度までの委託契約に係る経費別の支出額について農林水産省に確認したところ、7年度の運送経費は118億9907万余円となっており、随契米の売渡しに伴い運送経費が増加したことから、6年度の9億4338万余円から109億5569万余円増加していた。また、7年度の保管経費46億4573万余円のうち、保管経費相当額は5億1467万余円（保管経費の支出額46億4573万余円に占める割合は11％）となっていた（図表26参照）。

図表26　令和5年度から7年度までの委託契約に係る経費別の支出額

（単位：千円）

経費＼年度	令和5年度	6年度	7年度	計
取扱手数料	311,933	344,452	313,920	970,307
保管経費	7,506,582	7,997,607	4,645,736	20,149,926
保管経費相当額	－	－	514,678	514,678
運送経費	1,042,269	943,381	11,899,074	13,884,726
メッシュチェック荷役経費	633,229	646,363	1,460,483	2,740,076
その他(注)	744,413	824,027	841,346	2,409,787
計	10,238,428	10,755,833	19,160,562	40,154,823

（注）　カビ毒の分析経費、廃棄物の処理経費等

イ　備蓄米制度の運営に係る損益の状況

今般の備蓄米の売渡しに伴う食糧管理勘定における損益への影響をみるために、5年度から7年度までの備蓄米に係る売買損益をみたところ、5年度は336億6547万余円の損失となっていた。一方、6年度は3億6714万余円、7年度は969億3866万余円の利益となっていた（図表27参照）。

図表27　令和5年度から7年度までの備蓄米に係る売買損益

（単位：千円）

区分＼年度		令和5年度	6年度	7年度
売上高(A)（注）		7,424,402	11,498,525	181,034,520
売上原価(B)	(B)=(a)+(b)-(c)	41,089,875	11,131,383	84,095,854
	前年度期末在庫評価額(a)	63,694,170	63,652,899	91,438,401
	買入高(b)	41,048,603	38,916,885	－
	本年度期末在庫評価額(c)	63,652,899	91,438,401	7,342,546
売買利益（△損失）(A)-(B)		△ 33,665,472	367,142	96,938,666

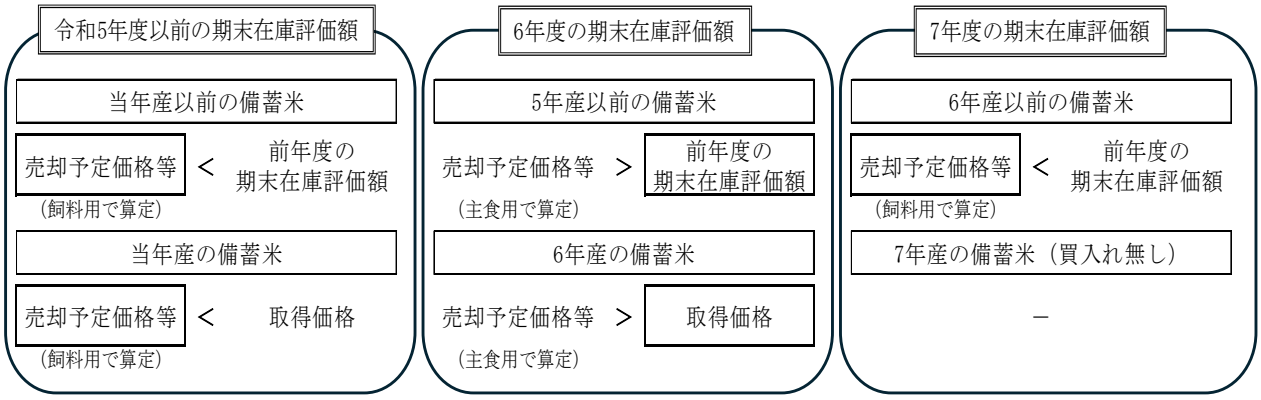
（注）　本図表中の「売上高」は受託事業体から売渡代金が収納された後、買受者への売渡しが完了した時点で計上される。一方、図表25中の「食糧売払代」は買受者への売渡しが完了していなくても、売渡代金が収納された時点で計上されることから、本図表中の「売上高」と一致しない。

そこで、6、7両年度において売買利益が生じていた理由について農林水産省に確認したところ、次のとおりとなっていた。

同省は、特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号）及び食料安定供給特別会計事務取扱細則（平成19年3月18総合第1865号）に基づき、年度末時点における備蓄米の在庫評価を行っている。具体的には、年度内に買い入れた価格（取得価格）又は前年度の期末在庫評価額と、翌年度以降の売却予定価格等を比較して低い方の価格を本年度の期末在庫評価額にすることとしている。

5年度以前の期末在庫評価額については、買入れから5年程度経過した後に飼料用等として売り渡すことを前提に、前年度の期末在庫評価額から3割から4割程度減少させた売却予定価格等を算定し、当該売却予定価格等を本年度の期末在庫評価額としていた。一方、6年度の期末在庫評価額については、7年度に主食用として売り渡すことが見込まれたため、飼料用の価格を大きく上回る主食用として売り渡すことを前提に売却予定価格等を算定し5年度の期末在庫評価額等と比較していた。その結果、5年産以前の備蓄米については低い方の価格である5年度の期末在庫評価額がそのまま6年度の期末在庫評価額となり、6年度に買い入れた6年産の備蓄米については低い方の価格である取得価格が6年度の期末在庫評価額となったことなどから、6年度の期末在庫評価額は、5年度末の636億5289万余円から277億8550万余円増加して、914億3840万余円となっていた。また、7年度の期末在庫評価額については、8年度に主食用として売り渡すことが見込まれず5年度以前と同様に飼料用として売り渡すことを前提に売却予定価格等を算定し6年度の期末在庫評価額と比較した結果、低い方の価格である売却予定価格等が7年度の期末在庫評価額となったこと、今般の備蓄米の売渡しによって備蓄米の在庫量が減少したこと、7年産の備蓄米の買入れを行わなかったことから、7年度の期末在庫評価額は、6年度末の914億3840万余円から840億9585万余円減少して、73億4254万余円となっていた（図表28参照）。

図表28　備蓄米の期末在庫評価額に係る概念図



売上原価については、前年度の期末在庫評価額と買入高の合計から本年度の期末在庫評価額を除いて算定される。今回、6年度の期末在庫評価額が277億8550万余円増加したことなどから、6年度の売上原価は、5年度の売上原価410億8987万余円から299億5849万余円減少して、111億3138万余円となっていた。一方、7年度の期末在庫評価額が840億9585万余円減少したことなどから、7年度の売上原価は、6年度の売上原価111億3138万余円から729億6447万余円増加して、840億9585万余円となっていた。

売上高については、5年度以前は主に飼料用としての備蓄米の売渡しに係る売上高が計上されていたが、6年度の売上高は、主食用としての備蓄米の売渡しに係る売上高13億0079万余円、飼料用を含む非主食用としての備蓄米の売渡しに係る売上高101億9773万余円がそれぞれ計上されたことから、5年度の74億2440万余円から40億7412万余円増加して、114億9852万余円となっていた。また、7年度の売上高は、主に主食用としての備蓄米の売渡しに係る売上高が計上されたことなどから、6年度の114億9852万余円から1695億3599万余円増加して、1810億3452万余円となっていた。

これらの結果、6年度の売買損益は、売上高114億9852万余円から売上原価111億3138万余円を除いた3億6714万余円の利益が生じていた。また、7年度の売買損益は、売上高

1810億3452万余円から売上原価840億9585万余円を除いた969億3866万余円の利益が生じていた。

次に、5年度から7年度までの備蓄米制度の運営に係る損益をみたところ、5年度は458億1138万余円の損失、6年度は122億8510万余円の損失となっていた。7年度は、今般の備蓄米の売渡しによって売買利益が969億3866万余円となったことから、米穀販売・管理業務委託費が6年度から84億6139万余円増加したものの、612億9764万余円の利益となっていた（図表29参照）。

図表29　令和5年度から7年度までの備蓄米制度の運営に係る損益

（単位：千円）

区分＼年度	令和5年度	6年度	7年度
売買利益（△損失）(A)	△ 33,665,472	367,142	96,938,666
米穀販売・管理業務委託費(B)	10,238,428	10,773,107	19,234,502
その他収益 注(1)(C)	979,546	812,566	607,701
その他費用 注(2)(D)	2,887,032	2,691,701	17,014,215
当年度利益（△損失）{(A)+(C)}－{(B)+(D)}	△ 45,811,387	△ 12,285,101	61,297,648

注（1）　その他収益のうち主な収益は雑収入であり、雑収入は備蓄米に係る契約により発生する金利、違約金等である。

注（2）　その他費用のうち主な費用は業務勘定繰入額であり、業務勘定繰入額は食料安定供給特別会計業務勘定における共通経費（事務人件費等）のうち、備蓄米に係る分担額である。

なお、6、7両年度の備蓄米制度の運営に係る歳入歳出及び損益の状況は、同年度中に実施された備蓄米の売渡しに係る決算の状況を示すものであり、8年産米を対象として8年4月から実施されている備蓄米の買入れ及び7年産米を対象として8年9月から実施されている一般競争入札による売渡しに係る買戻しの影響までは含んでいない。このため、当該買入れ及び買戻しの実施による影響は、8年度以降の備蓄米制度の運営に係る歳入歳出及び損益の状況に反映されることに留意する必要がある。

(4) 備蓄米の販売数量と主食用米の小売価格との関係等

食糧法においては、米穀の需給及び価格の安定を図るため、備蓄米制度を運営することとなっており、農林水産省によれば、特に価格の安定については、生産者における再生産や再投資が可能であり、かつ、国民にも理解が得られるような状態となることが望ましいとしている。また、今般の備蓄米の売渡しにおいては、主食用米の小売価格が高騰する中、米穀の需給及び価格の安定を図り、国民の不安を解消するためにも、備蓄米を迅速かつ安定的に供給することが求められていたところである。

そこで、本院は、多額の支出を伴って実施された今般の備蓄米の売渡しと小売価格との関係について、主食用米のデータ、入札米の販売実績報告及び随契米の販売実績報告のデータを用いて確認した。具体的には、1(3)アのとおり、6年産の主食用米の市場への供給量が586万玄米ｔであることを前提に、国から集荷業者に売り渡された入札米31.2万玄米ｔのうち卸売業者等から小売業者に対する販売数量14.7万ｔ、国から小売業者等に売り渡された随契米27.9万玄米ｔのうち小売業者から消費者に対する販売数量23.3万ｔを対象にして、随契米の小売価格の状況を確認するとともに、備蓄米の販売数量と主食用米の小売価格との関係について分析するなどした。なお、3(2)ア(ｱ) a のとおり、同省は、小売業

者から消費者への販売実績については報告を求めていないため、本院において入札米の小売価格等は確認できていない。

ア　随契米の小売価格の状況並びに備蓄米の販売数量及び主食用米の小売価格の関係

(ｱ) 備蓄米の販売数量並びに主食用米及び随契米の小売価格の状況

農林水産省は、1(3)アのとおり、主食用米のデータを基に主食用米の小売価格の推移を銘柄米と複数原料米等とに区分して公表しているほか、入札米の販売実績報告及び随契米の販売実績報告を基に販売数量及び小売価格の推移を公表している。そこで、7年3月から8年3月までの間における備蓄米の販売数量並びに銘柄米、複数原料米等の主食用米及び随契米のそれぞれの小売価格の推移について確認したところ、次のとおりとなっていた（図表30参照）。

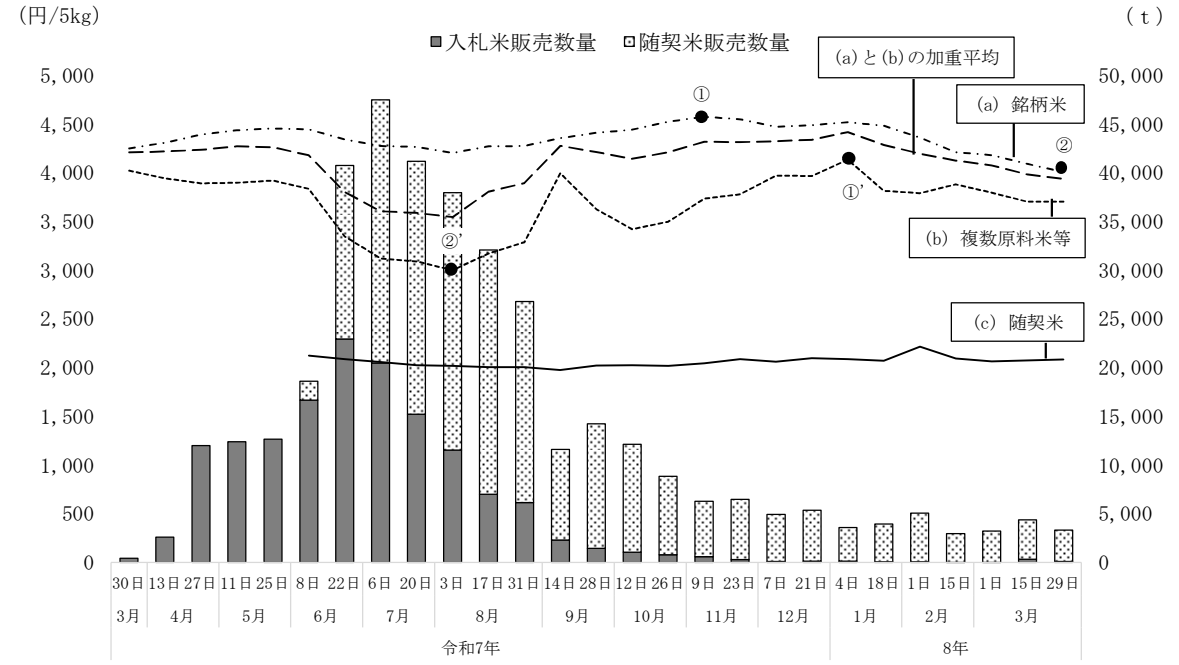
備蓄米の販売数量については、7年7月上旬に最も多く、4.7万ｔとなっていた。

また、銘柄米の小売価格については、7年11月の4,500円/5kg台（図表30①）が最高額となっており、8年3月下旬の4,000円/5kg台（同②）が最低額となっていた。さらに、複数原料米等の小売価格については、8年1月上旬の4,100円/5kg台（同①’）が最高額となっており、7年8月上旬の2,900円/5kg台（同②’）が最低額となっていた。

銘柄米、複数原料米等の主食用米の小売価格がこのような推移となっている一方、随契米の小売価格については、随契米が小売業者から消費者に販売され始めた7年6月から8年3月までの間、2,000円/5kg程度で推移していた。

このように、主食用米の小売価格の水準には幅があるものの、随契米は、相対的に低価格で消費者に販売されていた。

図表30　備蓄米の販売数量並びに主食用米及び随契米の小売価格の推移



注（1）　本図表の銘柄米(a)、複数原料米等(b)及びこれらを加重平均した場合（(a)+(b)の加重平均）の小売価格の推移は、農林水産省が公表している主食用米のデータを基に本院で作成した。また、随契米(c)の小売価格の推移は、随契米の販売実績報告を基にして、本院において税込価格を算出している。

注（2）　農林水産省は、入札米の販売実績報告において、集荷業者から小売業者までの販売実績については報告を求めているものの、小売業者から消費者への販売実績については報告を求めていないため、本院において入札米の小売価格は確認できていない。

注（3）　入札米は、卸売業者から小売業者に対して販売された時点でそのほとんどが玄米から精米に加工されており、消費者が小売業者から実際に購入するまでに時間を要さないものと考えられることから、本図表では、入札米の小売業者に対する販売数量と、随契米の消費者に対する販売数量とを同時点のものとみなして集計している。

注（4）　入札米の販売実績報告及び随契米の販売実績報告は、14日ごとに農林水産省へ報告することとなっており、横軸の日付は、14日ごとの報告期間の末日を記載している。また、報告期間が14日ごとであることから、本図表においては、令和7年度の最後の報告期間の末日である8年3月29日までの販売数量等を集計して記載している。

(ｲ) 備蓄米の販売数量と主食用米の小売価格との関係

農林水産省は、図表30に示す複数原料米等の小売価格のデータには、入札米及び随契米の小売価格分が含まれるとしている。これを踏まえると、備蓄米の販売数量と主食用米の小売価格との関係を確認するに当たっては、入札米及び随契米による影響を複数原料米等の小売価格から取り除く必要がある。しかし、同省は、入札米については、流通の過程で他の原料米と混ぜ合わされて販売されている可能性があり、入札米の販売実績報告からも小売価格が把握できないことから、複数原料米等の小売価格のデータからは入札米の小売価格分を区分することはできないとしている。

このため、備蓄米の販売数量と主食用米の小売価格との関係を確認するに当たり、まず、複数原料米等の小売価格から随契米の影響を取り除いた小売価格を、随契米の販売実績報告に基づくなどして推計により算出（以下、推計により算出した小売価格を「複数原料米等の推計小売価格」という。）し、備蓄米の販売数量と銘柄米の小売価格及び複数原料米等の推計小売価格との関係を重回帰分析(注8)により確認した（備蓄米の販売数量と銘柄米の小売価格及び複数原料米等の推計小売価格との関係に係る分析方法については別図表2参照）。なお、上記のとおり、データの制約上、複数原料米

等の推計小売価格に含まれている入札米の影響は取り除くことができていないほか、主食用米の小売価格の変動要素として考えられる小売業者の販売戦略、消費者の購買動機等による影響についても十分に考慮できていない。

分析の結果、備蓄米の販売数量と銘柄米の小売価格については、統計的に有意な関係が確認されなかった。一方、備蓄米の販売数量と複数原料米等の推計小売価格については、備蓄米の販売数量に係る回帰係数(注9)は-0.026（有意水準は1%未満）となり、統計的に有意な負の関係が確認された。すなわち、備蓄米の販売数量が多いと、複数原料米等の推計小売価格が低くなる傾向が見受けられた。

これは、統計的に、備蓄米の販売数量と銘柄米の小売価格との間には関係が確認されなかった一方、備蓄米の販売数量と複数原料米等の推計小売価格との間には、随契米による影響を取り除いてもなお負の関係が確認されたことを表す。ただし、当該分析の結果は、一定の仮定の下で観察された関係を示すものであり、備蓄米の販売数量の増加に伴い複数原料米等の推計小売価格が一律に比例して低下し続けることを表すものではない。

（注8）　重回帰分析　　要因となる変数（以下「説明変数」という。）を二つ以上用いて、結果となる変数（以下「被説明変数」という。）をどの程度説明できるかを分析する統計手法

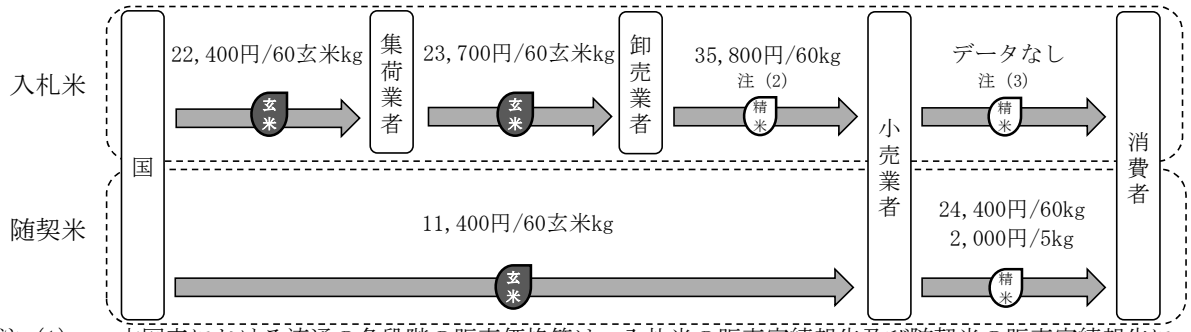
（注9）　回帰係数　　説明変数が1単位多い観測値になると、被説明変数がどれだけ高い又は低いかを表す係数

イ　流通の各段階における備蓄米の販売価格等の状況

1(3)イのとおり、入札米と随契米は、流通の仕組みに違いがあることから、入札米の販売実績報告及び随契米の販売実績報告に基づき、流通の各段階における販売価格等の状況についてみたところ、図表31のとおり、入札米は、国から集荷業者へは22,400円/60玄米kg、集荷業者から卸売業者へは23,700円/60玄米kg（直前段階の販売価格との差額1,200円/60玄米kg）、卸売業者から小売業者へは35,800円/60kg（同12,100円/60kg）となっていた。また、随契米は、国から小売業者へは11,400円/60玄米kg、小売業者から消費者へは24,400円/60kg（同12,900円/60kg）となっていた。

なお、これらの販売価格等には、流通の各段階で経費及び利益が加えられており、また、農林水産省は、これらの販売価格等のうち、随契米の小売価格には、入札米であれば卸売業者等が実施する玄米を精米にする作業、包装作業等に係る経費が含まれるとしている。

図表31　流通の各段階における入札米及び随契米の販売価格等の状況



注（1）　本図表における流通の各段階の販売価格等は、入札米の販売実績報告及び随契米の販売実績報告に基づき、14日ごとに集計されている流通の各段階における販売価格等を加重平均した上で税込価格とし、百円単位未満を切り捨てている。そのため、流通の各段階の販売価格等を差引きしても、本文に記載されている差額とは合致しない場合がある。

注（2）　卸売業者から小売業者に販売された入札米については、流通の過程で他の原料米と混ぜ合わされて販売されている可能性があるものの、農林水産省によれば、原則、混ぜ合わされている比率に応じて算定した入札米の販売価格を報告することになっている。

注（3）　農林水産省は、入札米の販売実績報告において、集荷業者から小売業者までの販売実績については報告を求めているものの、小売業者から消費者への販売実績については報告を求めていない。そのため、小売業者から消費者に販売された入札米の小売価格については、「データなし」としている。

4　本院の所見

今般の備蓄米の売渡しは、市場における米の不足感等を契機として主食用米の小売価格が高騰する中、主食用米の供給に対する国民の不安が高まっている状況を踏まえて、主食用米の需給及び価格の安定を図るために実施されたものであり、その実施に当たっては、備蓄米を迅速かつ安定的に供給することが求められた。

本院が検査したところ、一般競争入札による売渡しについては、主食用米の流通の円滑化を図ることで結果として価格の安定を図ることを目的として、集荷業者に対して7年3月から実施され、集荷業者への売渡し（累計売渡数量31.2万玄米ｔ）は、農林水産省が設定した各売渡期限（第1回入札は7年4月30日、第2回入札は5月31日、第3回入札は6月30日）までに集荷業者延べ17者（純計10者）に対する売渡しが全て完了していた。小売業者等への販売実績（累計販売数量27.3万ｔ）は、5月上旬時点では4.1万ｔとなっていたが、同省が小売業者等への販売が完了すると想定していた8月末時点までには約9割の25.1万ｔが販売されていた。

一方、随意契約による売渡しについては、5月上旬時点で、依然として市場における米の不足感があるなど国民の不安が解消されていない状況を踏まえて、備蓄米を安価で安定的に消費者へ供給することを目的として、これを迅速に実施するために、小売業者等延べ897者（純計741者）に対して5月から実施され、入札米と比較して、短い期間で販売が開始されていたものの、複合的な要因により、売渡しが当初の想定より長期化していた。その結果として、同省が設定した小売業者等への売渡期限である8月20日までに売渡しが完了した数量は18.4万玄米ｔ（累計売渡数量27.9万玄米ｔに占める割合は66.0%）にとどまっていたほか、全量の売渡しが完了したのは8年3月31日となっていた。

同省による今般の備蓄米の売渡しに関する指示については、今般の備蓄米の売渡しにおいては売渡しの進捗等に応じた指示の見直しなどが困難であった点を踏まえ、今後、米の供給が不足するなどの事態が生じ、これに伴い売渡しを実施する場合は、売渡しを迅速に実施するために、売渡しの開始時及び開始後の指示の在り方について、実務上の制約も踏まえつつ、検討する必要があると思料される。

また、随契米の小売価格については、主食用米の小売価格の水準には幅があるものの、相対的に低価格で消費者に販売されていたことが確認された。さらに、備蓄米の販売数量と主

食用米の小売価格との関係に係る分析において、銘柄米の小売価格については、備蓄米の販売数量との間に統計的に有意な関係が確認されなかった一方、複数原料米等の推計小売価格については、備蓄米の販売数量との間に統計的に有意な負の関係が確認された。

今後も、米の供給が不足するなどの事態が発生する際は、今般の備蓄米の売渡しと同様に、国民の不安を解消するためにも、備蓄米を迅速かつ安定的に供給することが求められる。同省は、備蓄水準を回復させるために、米の需給状況等を見定めた上で、8年産米を対象とした備蓄米の買入れを8年4月から、7年産米を対象とした一般競争入札による売渡しに係る買戻しを8年9月からそれぞれ実施している。また、同省は、今般の米価高騰の要因や対応の検証を踏まえて、備蓄米制度を補完するものとして、民間事業者に対して、基準量以上の米穀の保有を義務付けるなどする民間備蓄制度を創設するなど、食糧法の改正に向けた検討を進めてきたところ、この改正法が同年7月8日に成立した。その後、同省は、改正後の食糧法に基づく取組の実施に向けた準備を進めており、食料の安定供給において備蓄米制度を引き続き重要な施策として位置付けて、安定的な制度運営に努めている。

ついては、同省において、米の供給が不足するなどの事態が今後発生する場合に備えて、本院の検査で明らかになった備蓄米の売渡しに係る実施状況、売渡しの迅速性を確保するための指示、備蓄米の販売数量と主食用米の小売価格との関係等に留意して、備蓄米制度をより一層効率的かつ効果的に運営することにより、米穀の需給及び価格の安定を図り、もって国民の食生活の安定に資するよう努めることが肝要である。

本院としては、備蓄米制度の運営について、引き続き注視していくこととする。

別図表1　入札米の小売業者等への販売実績、随契米の小売業者等への売渡実績及び随契米の消費者への販売実績

売渡手続開始からの経過日数（日）	①入札米（受託事業体から小売業者等まで）※図表18、図表19、図表24 精米				②随契米（受託事業体から小売業者等まで）※図表21 玄米				③随契米（受託事業体から消費者まで）※図表24 精米			
	報告期間の末日			累計販売数量（t）	報告期間の末日			累計売渡数量（玄米t）	報告期間の末日			累計販売数量（t）
	年	月	日		年	月	日		年	月	日	
14	令和7	3	16	0	7	6	8	16,130	7	6	8	1,945
28			30	461			22	48,135			22	19,742
42		4	13	4,192		7	6	82,533		7	6	46,752
56			27	22,378			20	115,504			20	72,902
70		5	11	41,975		8	3	145,693		8	3	99,858
84			25	63,848			17	175,884			17	126,858
98		6	8	92,889			31	190,089			31	149,933
112			22	131,504		9	14	201,082		9	14	159,972
126		7	6	166,589			28	215,572			28	173,511
140			20	196,562		10	12	223,466		10	12	185,432
154		8	3	221,194			26	232,273			26	193,847
168			17	236,864		11	9	236,733		11	9	199,885
182			31	251,380			23	242,654			23	206,617
196		9	14	257,034		12	7	248,562		12	7	211,844
210			28	260,810			21	253,566			21	217,309
224		10	12	263,052	8	1	4	256,658	8	1	4	220,946
238			26	266,011			18	261,435			18	224,925
252		11	9	267,970		2	1	265,779		2	1	230,004
266			23	268,876			15	269,530			15	233,051
280		12	7	269,368		3	1	274,730		3	1	236,171
294			21	269,791			15	277,383			15	240,268
308	8	1	4	270,177			29	279,507			29	243,551
322			18	272,288								
336		2	1	272,558								
350			15	272,655								
364		3	1	272,738								
378			15	273,428								
392			29	273,546								

注（1）　本図表は、農林水産省が公表している「政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの販売数量等報告結果」及び「随意契約による政府備蓄米の売渡しの販売数量等報告結果」を基に本院で作成した。

注（2）　入札米の売渡手続開始日は、第1回入札に係る入札公告日である3月3日を指しており、随契米の売渡手続開始日は、第1回申込受付開始日である5月26日を指している。

注（3）　入札米の「売渡手続開始からの経過日数（日）」欄の日数には、入札公告期間である7日間が含まれている。

別図表2　備蓄米の販売数量と銘柄米の小売価格及び複数原料米等の推計小売価格との関係に係る分析方法

＜複数原料米等の推計小売価格の算出方法＞

$$\frac{\text{（複数原料米等の小売価格}\times\text{複数原料米等の販売数量）}-\text{（2,000円/5kg}\times\text{随契米の販売数量）}}{\text{（複数原料米等の販売数量 − 随契米の販売数量）}}$$

＜重回帰式＞

$$P_t=\alpha+\beta_1(S_t)+\beta_2(D_t)+\beta_3(Q_t)+\beta_4(S_t\times D_t)+\varepsilon_t$$

変数又は係数	説明
P_t	ある時点（$_t$）の銘柄米の小売価格又は複数原料米等の推計小売価格
α	定数項。他の説明変数（S_t等）を0とした場合の基準的な小売価格の水準
β	各説明変数に対応する回帰係数であり、他の説明変数を一定とした場合に、ある説明変数が1単位多い観測値になると被説明変数が高い又は低いかを表す。
S_t	ある時点（$_t$）における備蓄米の販売数量を表す説明変数（回帰係数β_1は0.000（標準誤差は0.002））
D_t	ある時点（$_t$）における主食用米の区分（銘柄米の場合に0、複数原料米等の場合に1）を表す説明変数（回帰係数β_2は-333.558（標準誤差は32.343））
Q_t	ある時点（$_t$）における主食用米の販売数量を表す説明変数（回帰係数β_3は-0.006（標準誤差は0.001））
$S_t\times D_t$	ある時点（$_t$）における備蓄米の販売数量（S_t）と主食用米の区分（D_t）とを掛け合わせた交差項（$S_t\times D_t$）を表す説明変数。本分析においては、銘柄米の小売価格と複数原料米等の推計小売価格とで、備蓄米の販売数量との関係が異なるかどうかをみるために設定している（回帰係数β_4は-0.026（標準誤差は0.003））。
ε_t	誤差項。銘柄米の小売価格又は複数原料米等の推計小売価格の変動のうち、本分析で設定した説明変数では説明されない変動を表す。

注（1）　図表における「複数原料米等の小売価格」等の価格に係る単位は「円/5kg」、「複数原料米等の販売数量」等の量に係る単位は「ｔ（トン）」である。

注（2）　図表における「ある時点（$_t$）」とは、1週間単位のことである。主食用米のデータ（農林水産省が公表している「スーパーでの販売数量・価格の推移（ＫＳＰ-ＰＯＳデータ全国、週次）」参照）の集計単位が1週間であることから、14日ごとに集計される入札米及び随契米の販売数量（同省が公表している「政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの販売数量等報告結果」及び「随意契約による政府備蓄米の売渡しの販売数量等報告結果」参照）を1週間当たりの販売数量に換算し、主食用米のデータの集計単位と対応させている。

注（3）　「主食用米の販売数量」については、農林水産省が公表している「検証のために行った追加調査等の結果」（令和7年7月30日）を基に、1年間の販売数量を586万玄米ｔ（令和6年産）として1週間当たりの販売数量を算出した上で、主食用米のデータにおける各週の銘柄米及び複数原料米等の構成比率を用いて、銘柄米及び複数原料米等の販売数量を推計している。

注（4）　図表における「標準誤差」とは、統計分析で得られた回帰係数のばらつきの大きさを示す指標であり、標準誤差が小さいほど回帰係数の信頼性は高い。また、この標準誤差を算出するに当たっては、統計的な信頼性を過大評価しないよう、1週間単位でデータをグループ化することによる補正であるクラスター・ロバスト補正を行っている。